

# CSW62 公式文書(1)

房野 桂 訳

## 注釈付き暫定アジェンダと作業組織案(E/CN.6/2018/1)

### 暫定アジェンダ

1. 役員選出
2. アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択
3. 第4回世界女性会議と「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ
  - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及び更なる行動とイニシアティブの実施:
    - (i) 優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会
    - (ii) 見直しテーマ: メディアと ICT への女性の参画とアクセスおよび女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用
  - (b) 新たな問題、傾向、重点領域及び男女間の平等を含めた女性の状況に影響を及ぼす問題への新たな取り組み
  - (c) ジェンダー主流化、状況及びプログラム上の問題
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
6. CSW63 の暫定アジェンダ
7. CSW62 報告書の採択

### 注釈

#### 1. 役員選出

経済社会理事会機能委員会の手続き規則の規則 15 に従い、理事会決議 187/21 号と決定 2002/234 に従って、女性の地位委員会は、2 年の任期でそのビューローを選出する。2017 年 3 月 24 日の第 62 回会期の第 1 回会議で、委員会は、CSW62 と 63 の議長として、David、(アイルランド)を、CSW62 の副議長として Koki Muli Grignon(ケニア)を、CSW62 と 63 の副議長として Mauricio Crabali Baquero(コロンビア)を拍手により選出した。委員会は、それぞれのグループによる指名に基づいて、CSW62 の準備として開催されるビューロー会議に候補者が参加を認められるという理解に基づいて、残る 2 名の副議長の選出を延期した。

経済社会理事会決議 2009/16 号に従って、委員会は、経済社会理事会決議 1983/27 号に従って設立された女性の地位に関する通報作業部会に 2 年の任期で務める 5 名の委員を指名している。CSW62 の第 1 回会議で、委員会は、CSW62 と 63 の通報作業部会の委員として務めるための委員としてベルギーを、CSW62 の通報作業部会の委員として勤めるためにウルグアイを任命した。

アフリカ、アジア太平洋、東欧諸国からの指名がないまま、委員会は、それぞれのグループによる支持に基づいて、委員会の支持された委員が、通報作業部会の手続きに完全に参加することが認められるとの理解の下で、通報作業部会の残る 3 名の委員の選出を後日に延期した。委員会は、その第 2 回会議で、作業部会の残る 3 名の委員を任命するよう要請される。

## 2. アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択

手続き規則の規則 7 は、委員会が各会期の初めにその会期のアジェンダを採択するものと規定している。

CSW62 の暫定アジェンダと公式文書は、経済社会理事会決定 2017/229 号によって承認された。

CSW62 の準備は、女性の地位委員会の今後の作業組織と方法に関する経済社会理事会決議 2015/6 号に従って行われた。従って、委員会ビューローは、会期のための作業組織を検討するために、代表団との非公式説明会と協議会のみならずいくつかの会合を開催した。

過去の慣習に従って、一般討論中に委員国とオブヴザーヴァー国の代表団の代表が行うステートメントは、5 分に限られ、代表団のグループを代表して行われるステートメントは 10 分に限られることとする。会期に関連するテーマに関する NGO からの発言は、地理的バランスを考慮に入れて、一般討論と意見交換専門家パネルに統合されることも勧められている。

## 3. 第 4 回世界女性会議と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

### (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及びさらなる行動とイニシャティヴの実施

(i) 優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会

(ii) 見直しテーマ: メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用

経済社会理事会は、その決議 2016/3 号で、2018 年の CSW62 がその優先テーマとして、「ジェンダー平等と農山漁村女性のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」を検討することを決定し、見直しテーマとして、CSW47 で採択された合意結論のフォローアップとして(E/2003/27-E.CN.6/.2003/12 を参照)、「メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用」を検討することも決定した。

理事会はその決議 2015/6 号で、CSW62 にはジェンダー平等と女性のエンパワーメント並びにその人権の実現に対する政治的公約を再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには、第 4 回世界女性会議と第 23 回特別総会のフォローアップに関する一般討論のみならず、閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。理事会は、優先テーマと見直しテーマに関連するギャップを埋め、課題に応え

るために、ステートメントは、達成された目標、遂げられた業績、払われつつある努力を明らかにすることを勧告した。

理事会は、その決議 2015/6 号でも、以下を含む意見交換対話を通して、その見直しテーマとして、以前の会期の優先テーマに関する合意結論の実施における進歩を評価することも決定した：

(a) 様々な地域の加盟国が、国内及び地域の経験を通して、促進された実施のための手段を明らかにするその学んだ教訓、課題及び好事例を任意で発表すること。

(b) 国内・地域・世界レベルで、テーマに関連するデータの利用と分析の強化された収集、通報、利用及び分析におけるデータ・ギャップと課題に対処することを通して、促進された実施を支援し、達成する方法。

### 閣僚セグメント

委員会の閣僚セグメントは、2018 年 3 月 12 日から 14 日まで開催され、一連の閣僚ラウンド・テーブルとその他の高官意見交換対話が含まれる。

### 優先テーマに関する意見交換専門家パネル

委員会は、優先テーマと取り組んでいる各国政府、国連システム、市民社会及びその他のステイクホルダー・グループからの専門家の参加を得て、一つの意見交換専門家パネルを開催する。

### 見直しテーマに関する意見交換対話

委員会は、見直しテーマに関する異なった地域の加盟国による任意のプレゼンテーションを伴った 2 つの意見交換対話とジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する進歩を測定するための革新的なデータの取り組みに関する 1 つの意見交換専門家パネルを開催する。

### 公式文書

ジェンダー平等と農村漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会に関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/3)

優先テーマに関する閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド：事務局メモ(E/CN.6/2018/5)

メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用に関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/4)

### (b) 男女間の平等を含め、女性の状況に影響を及ぼす問題に対する新たな問題、傾向、重点領域及び新たな取り組み

経済社会理事会は、その決議 2015/6 号で、委員会が、ジェンダーの視点がますます必要とされるところで、適宜、理事会のアジェンダ、特にその年次主要テーマである関連問題に注意して、必要に応じて、男女間の平等を含め、時宜を得た検討が必要な女性の状況に影響を及ぼす問題に対する新たな問題、傾向、重点領域及び新たな取組を継続して討議することを決定した。

理事会は、同決議で、委員会のビューローに、会期に先立って、その地域グループを通してすべての加盟国と相談して、意見交換対話を通して、委員会による検討のためにその他の関連ステイクホルダー

からのインプットを考慮に入れて、そのような新たな問題、傾向、重点領域または新たな取組を明らかにするよう要請した。

相談に続いて、ビューローは、第 62 回会期のために明らかにされる新たな問題はないことを提案した。

### (c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

#### *ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の作業の規範的側面*

総会決議 64/289 号の paragraph 67(c) に従って、委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の事務次長/事務局長の国連ウィメンの作業の規範的側面と委員会によって提供される政策ガイダンスの実施に関する年次報告書の提出を受ける。

#### *パレスチナ女性の状況と支援*

経済社会理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関するその決議 2017/10 号の中で、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、特にパレスチナ女性と子どもに関する paragraph 260、「北京行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施に関して継続して監視し、行動を起こすよう委員会に要請した。理事会は、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、状況を継続して見直し、あらゆる利用できる手段によってパレスチナ女性を支援し、報告書を CSW62 に提出するようにも事務総長に要請した。

#### *女性に対する暴力*

総会は、女性に対する暴力を撤廃する際の元国連女性開発基金(現在の国連ウィメン)の役割に関する決議 50/166 の中で、その定期報告書の中に、女性に対する暴力を撤廃し、委員会に情報を提供するために、国内・地域・国際的行動を支援する信託基金の設立に関する情報を含めるよう「基金」に要請した。

#### *後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放*

女性の地位委員会は、その決議 60/1 号の中で、各国と関連する国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する実地的な勧告を含め、決議の実施に関する報告書を CSW62 に提出するよう事務総長に要請した。

#### *女性、女兒及び HIV とエイズ*

委員会は、その決議 60/2 号で、決議の実施に関する進捗報告書を CSW62 に提出するよう、事務総長に要請した。

#### *「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」*

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第 21 条 2 項に従って、女子差別撤廃委員会の報告書は、情報のために委員会に伝えられる。

## プログラムの問題

委員会は、検討のために、2020年から2021年までの戦略枠組みの準備に関する事務総長メモの提出を受ける。委員会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための2年ごとのプログラム案を検討し、事務総長にコメントを提供するよう勧められている。適宜修正された2年ごとのプログラム計画案が、2018年6月のプログラム調整委員会会期に提出される。その勧告は、2020年から2021年の2年間の戦略枠組み案が検討される第73回総会に伝えられる。

## 公式文書

「機関」の作業の規範的側面に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務次長/事務局長報告書(E/CN.6/2018/2)

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務局長報告書

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/7)

女性・女兒・HIVとエイズに関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/8)

女性に対する暴力を撤廃する行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の報告書を伝える事務総長メモ(E/CN.6/2018/9)

第64回・65回・66回女子差別撤廃委員会会期報告書(A/72/38)

第67回・68回女子差別撤廃委員会会期の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2018/12)

2020年から2021年までの戦略枠組案: プログラム14、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する事務総長メモ

## 4. 女性の地位に関する通報

経済社会理事会は、その決議76(V)号で、委員会が女性の地位に関連する通報を受け、検討する手続きを確立した。理事会は、その決議304 I(XI)号で、決議76(V)号を修正し、委員会の各会期前に、各通報の実体を簡潔に示すものを含めた機密・非機密の通報のリストを編集するよう事務総長に要請した。

理事会は、その決議1983/27号で、女性の地位に関する機密及び非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、委員会のためにそれについての報告書を準備するための作業グループを任命する権限を委員会に付与した。

理事会は、その決議1993/11号で、委員会が、そのような通報によって明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関してどのような行動を取るべきかに関して理事会に勧告を行うためにエンパワーされることを再確認した。

理事会は、その決定2002/235号で、委員会の通報手続きをさらに効果的に効率的にするために、以下を決定した:

(a)第47回会期から、事務局が委員会によるアジェンダの採択の3日前にその報告書を出すことができるように委員が集まることができるようにするために、委員会が、各会期ごとに次回会期のための女

性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すべきこと。

(b)事務総長に以下を要請すること。

(i)委員会によって検討される各国政府に関連するそれぞれの通報について各国政府に伝え、作業部会によるそのような通報の検討前少なくとも 12 週間を各国政府に与えること。

(ii)委員会によって調査されるための報告書の準備を考慮に入れて、もしあれば各国政府からの回答も含め、通報のリストを作業部会委員が前もって受け取ることを保障すること。

経済社会理事会は、その決議 2009/16 号で、委員会が第 54 回会期から、2 年の任期で女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命すべきことを決定した。

## 公式文書

女性の地位に関する機密の通報リストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2018/R.1 及び Add.1)

### 5. 経済社会理事会の決議と決定のフォローアップ

必要に応じ、検討と行動のために、理事会によって採択された決議と決定に関する経済社会理事会理事長からの書簡が委員会に提出される。

経済社会理事会は、総会決議 68/1 号に従って、適宜、理事会の合意テーマに沿ったその作業に貢献するよう、その補助機関と基金・計画・専門機関の統治機関に勧めることとする。

理事会の 2018 年会期のテーマは、「世界から地方へ：都会と農山漁村地域社会における持続可能で強靱な社会を支援する」である。

## 公式文書

経済社会理事会理事長から女性の地位委員会議長に宛てた 2017 年 12 月 11 日付書簡(E/CN.6/2018/10)

経済社会理事会と持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの作業への女性の地位委員会による貢献に関する事務局メモ(E/CN.6/2018/11)

### 6. CSW63 のための暫定アジェンダ

理事会機能委員会手続き規則の規則 9 に従って、検討のために提出されることになっている公式文書のリストを含めた CSW63 の暫定アジェンダ案が委員会に提出される。

### 7. CSW62 報告書の採択

理事会の機能委員会手続き規則の規則 37 に従って、委員会は、CSW62 の作業に関する報告書を提出することとする。

付録: CSW62 委員国(2018 年)

(45 委員国: 任期 4 年)

| 委員国           | 任期   | 委員国        | 任期   |
|---------------|------|------------|------|
| アルバニア         | 2019 | カザフスタン     | 2018 |
| バーレーン         | 2021 | ケニア        | 2018 |
| バングラデシュ       | 2018 | クウェート      | 2020 |
| ベルギー          | 2019 | リベリア       | 2019 |
| ボスニア・ヘルツェゴヴィナ | 2019 | リヒテンシュタイン  | 2019 |
| ブラジル          | 2020 | マラウイ       | 2019 |
| カナダ           | 2021 | モンゴル       | 2019 |
| チリ            | 2021 | ナミビア       | 2021 |
| 中国            | 2021 | ニジェール      | 2021 |
| コロンビア         | 2019 | ナイジェリア     | 2020 |
| コンゴ共和国        | 2018 | ノルウェー      | 2020 |
| エジプト          | 2018 | ペルー        | 2021 |
| エルサルヴァドル      | 2018 | カタール       | 2020 |
| 赤道ギニア         | 2019 | 韓国         | 2018 |
| エリトリア         | 2020 | ロシア連邦      | 2020 |
| エストニア         | 2021 | スペイン       | 2019 |
| ガーナ           | 2018 | タジキスタン     | 2018 |
| グアテマラ         | 2020 | トリニダード・トバゴ | 2020 |
| グアイアナ         | 2018 | テュニジア      | 2021 |
| インド           | 2018 | 英国         | 2020 |
| イラン・イスラム共和国   | 2019 | タンザニア連合共和国 | 2018 |
| アイルランド        | 2021 | ウルグァイ      | 2018 |
| イスラエル         | 2021 |            |      |

作業組織案(E/CN.6/2018/1/Add.1)

| 日時                       | 議事項目        | プログラム   |
|--------------------------|-------------|---|
| 3月12日(月)<br>10a.m.-1p.m. | 1<br>2<br>3 | 役員選出<br>暫定アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択<br>閣僚セグメント<br>第4回世界女性会議と第23回特別総会のフォローアップ、達成された目標、遂げられた業績、優先テーマと見直しテーマに関連するギャップを埋め、課題に応える継続中の努力の明確化<br>開会ステートメント<br>報告書紹介 |

|  |                                |   |
|--|--------------------------------|---|
|  |                                | 一般討論 <sup>1</sup>   |
| 3-6p.m.<br><br>3-4:30p.m.<br><br>4:30-6p.m.                                    | 3(a)(i)                        | 閣僚セグメント<br>優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会<br>ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会に関して、経験、学んだ教訓及び好事例を交換するための閣僚ラウンド・テーブル<br>ラウンド・テーブル 1 及び 3(並行)<br>ラウンド・テーブル 1: 教育、インフラとテクノロジー、食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農村漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例<br>ラウンド・テーブル 3: ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例<br>ラウンド・テーブル 2 及び 4(並行)<br>ラウンド・テーブル 2: 教育、インフラとテクノロジー、食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例<br>ラウンド・テーブル 4: ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例 |
| 3月13日(火)<br>10a.m.-1p.m.<br>10a.m.-1p.m.<br>(並行)<br>3-6p.m.<br>3-6p.m.         | 3<br>3(a)(i)<br>3<br>3(a)      | 閣僚セグメント<br>一般討論(継続)<br>ジェンダー平等を達成し、農山漁村女性と女児をエンパワーするための同盟を築く<br>優先テーマに関する閣僚間の高官意見交換対話<br>閣僚セグメント<br>一般討論(継続)<br>「北京宣言と行動綱領」の実施を促進し、2020年までに具体成果を達成する<br>意見交換対話  |
| 3月14日(水)<br>10a.m.-1p.m.<br>10a.m.-1p.m.<br>(並行)<br>3-6p.m.<br>3-6p.m.<br>(並行) | 3<br>3(a)(ii)<br>3<br>3(a)(ii) | 閣僚セグメント<br>一般討論(継続)<br>見直しテーマ: メディアとICTへの女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントの道具としてのそのインパクトと利用<br>加盟国による任意のプレゼンテーションとこれに続く意見交換対話<br>閣僚セグメント<br>一般討論(継続)<br>見直しテーマ: メディアとICTへの女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントの道具としてのそのインパクトと利用<br>加盟国による任意のプレゼンテーションとこれに続く意見交換対話  |
| 3月15日(木)<br>10a.m.-1p.m.<br>3-6p.m. <sup>2</sup>                               | 3<br>3                         | 一般討論(継続)<br>一般討論(継続)  |
| 3月16日(金)<br>10a.m.-1p.m.   | 3(a)(i)(i)                     | 優先テーマ: ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会<br>「持続可能な開発目標」を達成する際の農山漁村女性の土地所有権と土地保有権保障の役割  |

<sup>1</sup> 一般討論の発言者リストへの登録締め切りは2018年3月12日午後1時。

<sup>2</sup> 合意結論の非公式協議は3月15日3p.m.-6p.m.、3月16日の10a.m.-1p.m.と3-6p.m.、3月19日の3-6p.m.、3月20日の10a.m.-1p.m.と3-6p.m.、3月21日の3-6p.m.及び3月22日の10a.m.-1p.m.と3-6p.m.または必要に応じて開催される。



|                          |             |  |
|--------------------------|-------------|--|
| 3-6p.m.                  | 3(a)(ii)    | 意見交換専門家パネル討論<br>見直しテーマ: メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパ<br>ワメントのための道具としてのそのインパクトと利用<br>ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する進歩を測定するための革新的なデー<br>タの取り組み<br>意見交換専門家パネル討論 |
| 3月20日(火)<br>1p.m.        |             | 議事項目3の下での決議案の事務局への提出期限   |
| 3月21日(水)<br>10a.m.-1p.m. | 4<br>5<br>3 | 女性の地位に関する通報<br>女性の地位に関する作業部会報告書の検討(非公開会議)<br>経済社会理事会決議と決定のフォローアップ<br>決議案の紹介<br>一般討論(終了)  |
| 3月23日(金)<br>10a.m.-1p.m. | 3<br>6<br>7 | 決議案の採択<br>CSW63の暫定アジェンダ<br>CSW63の暫定アジェンダの検討<br>CSW62の報告書の採択<br>報告書案の検討<br>CSW62終了  |

## ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関の作業の 規範的側面(E/CN.6/2018/2)

### ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関事務次長/ 事務局長報告書

#### 概要

総会決議 64/289 号に従って準備された本報告書は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関の作業の規範的側面と政府間プロセスにおけるジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントの推進への「機関」の貢献の概要を提供するものである。本報告書は、女性の地位委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に「機関」がどのように貢献してきたかに関する情報も提供するものである。本報告書は、2017年をカバーするものである。

#### I. 序論

1. 2017年に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)は、事務総長報告書の調査、政策分析及び勧告と政府間規範と基準へのジェンダーの視点の組織的統合のための加盟国への実体的・技術的支援と専門知識の提供を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントに向けた進歩を促進する際に、加盟国を継続して支援した。ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する世界的規範と基準を強化するために加盟国を支援する際の「機関」の役割は、機関

全体の作業の基礎である。この役割は、国連ウィメン理事会によって 2017 年 8 月に支持され、ジェンダー平等のための世界・国内政策をつなげることへの「機関」の貢献を強調している「機関」の新しい戦略計画 2018-2021 年(UNW/2017/6/Rev.1)に浸透している。

2. 国連ウィメンは、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施におけるカギとなるギャップと課題への対処に関する政府間支援の多くに重点を置いた。CSW61 で、国連ウィメンは、変化する仕事の世界で女性の経済的エンパワーメントを妨げる構造的障害に対処している合意結論(E/2017/27、第 I 章を参照)の採択において、加盟国を支援した。「機関」は、開発のための資金調達フォローアップに関する経済社会理事会フォーラムと持続可能な開発に関する高官政治フォーラムの状況を含め、「2030 アジェンダ」の世界的な見直しプロセスに貢献することにも高い優先順位を置いた。

3. 同時に、国連ウィメンは、国及び地域レベルでの各国政府への支援を通して、既存の規範的枠組みの実施におけるギャップと課題に対処することを目的とする努力を倍増した。「機関」の事業上の作業は、女性のエンパワーメントと持続可能な開発へのその関連性に関して CSW60 で採択された合意結論(E/2016/27、第 I 章)を含め、政府間の規範的枠組みによって導かれた。「機関」は、国内ジェンダー平等行動計画を策定または更新し、国内の統計能力を強化し、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に向けた政府省庁の作業においてジェンダー主流化と政策統合を推進する際に、国々を支援するカギとなる役割を果たした。

## II. ジェンダー平等に関する規範的作業を強化する

4. 以下のセクションは、女性の地位委員会、総会、安全保障理事会及びその補助機関を含めた経済社会理事会のジェンダー平等規範と基準を強化するために国連ウィメンによって提供される支援の全体像を提供している。

### A. 女性の地位委員会

5. 女性の地位委員会の実体的事務局としての国連ウィメンは、世界的基準を設け、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとその人権を全世界で推進するための政策を策定する責任を持つ主要な政策策定機関としてのその役割において、委員会の作業のすべての側面を支援した。これには、委員会の公式会議の準備と会期中のサーヴィス中のロジスティカルで実体的な支援と優先テーマに関する合意結論の折衝への技術的支援が含まれた。CSW61 の準備として、国連ウィメンは、変化する仕事の世界におけるさらな経済的エンパワメントと女性の自立を育成するための課題と機会を調べた「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント」という優先テーマに関して、専門家グループ会議を招集した。

6. 優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2017/3)は、国連ウィメンによって準備された。この報告書は、女性の経済的エンパワーメントと女性の働く権利と職場での権利の実現が、「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の達成にとっての基本であることを示した。この報告書は、女性のための仕事の世界の変革には、平等な経済機会と成果を生み出すために、構造的障害と差別法の撤廃と社会規範が必要であると結論づけた。従って、経済・社会政策は、女性の労働力参加、

起業、賃金と労働条件、社会保護及び無償のケア労働と家事労働に関連した不平等とギャップの撤廃を目的とするべきである。教育とスキル訓練が、変化する仕事の世界で女性が新しい機会に対応できるようにするために強化されるべきである。増加する非正規の移動者経済における女性の状況に特別な注意が払われるべきである。

7. 優先テーマに基づいて委員会が採択した合意結論は、事務総長報告書に述べられている勧告に基づき、女性の経済的エンパワメントと女性の働く権利と職場での権利との間のつながりに対処する一連の世界基準を提供している。この合意結論は、国々の中及び間に女性の経済的エンパワメントのための重要なはずみを提供し、貧困を根絶し、包摂的で持続可能な経済成長、完全で生産的な雇用とディーセント・ワーク及び平等を推進して、「2030 アジェンダ」の実施に重要な貢献もしている。合意結論は、女性がその経済的エンパワメントに対する構造的障害に直面しており、女性の無償のケア労働と家事労働の不相応な割合が、その経済機会へのかなりの制約となっていることを認めている。職場でのセクシュアル・ハラスメントを含め、女性に対するあらゆる形態の暴力が、女性の経済的エンパワメントに対する主要な障害として認められている。加盟国及びその他のステイクホルダーは、男女間の仕事と家庭責任の両立と分かち合いを支援する政策を推進し、構造的障害、ジェンダー固定観念及び否定的な社会規範に対処することにより職業分離を撤廃し、公共・民間セクターでの同一労働または同一価値労働同一賃金の原則を支持するための行動を取るよう要請されている。加盟国とその他のステイクホルダーは、下限を含め、包摂的でジェンダーに対応した社会保護制度を確立し、強化し、非正規労働から正規労働への移行を推進するように要請されている。

8. CSW61 は、見直しテーマとして、「女性と女兒のための『ミレニアム開発目標』の実施における課題と業績」に関する CSW58 で採択された合意結論(E/2014/27、第 I 章及び E/CN.6/2017/4 を参照)の実施における進歩も評価した。国連ウィメンが準備した事務総長報告書は、合意結論の実施が不均衡であったと結論付け、その実施を促進する行動が、特に「2030 アジェンダ」の状況では包括的な取組を取るべきであることを勧告した。意見交換対話中に、11 の加盟国が<sup>3</sup>、学んだ教訓と直面した課題に関して任意で情報を提供し、国内及び地域の努力を通じた促進されたプログラムの実施のための好事例と手段を明らかにした。プレゼンテーション中に、加盟国は、「ミレニアム開発目標」から「持続可能な開発目標」への移行に非常に関連している合意結論の行動領域に重点を置いた。加盟国は、特に女性に対する暴力との闘いと女性の司法と労働権・経済権へのアクセスの推進に関連して、女性差別に対処する法律の施行において遂げられた進歩を強調したが、課題は残っており、実体的平等を達成するためには更なる包括的行動が必要とされた。

9. 委員会は、その第 61 回会期で、職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止し、撤廃することに関する決議を採択し、パレスチナ女性の状況と支援に関する決議を経済社会理事会が採択することを勧めた。

## B. 総会

10. 国連ウィメンは、総会に規範的支援を継続して提供した。第 72 回総会のために、「機関」は、ジェ

---

<sup>3</sup> ブルガリア、ドミニカ共和国、インドネシア、リベリア、マルタ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、スロヴァキア、スペイン及びタンザニア連合共和国。

ンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントと貧困根絶が、非正規雇用で働いている女性の正規雇用への移行を促進し、社会保護の範囲を拡大し、無償のケア労働と家事労働を認め、減らし、再配分し、土地・財産・金融サービスを含め、女性の資産へのアクセスと管理を推進するために一致した行動が必要であることを強調している開発における女性に関する事務総長報告書(A/72/282)を準備した。

11. 国連ウィメンは、さらに3本の事務総長報告書を準備したが、その第一は、全世界で農山漁村地域のほとんどの女性と女児は、農山漁村の男性や都会の女性よりも暮らし向きが悪く、農山漁村女性と女児が直面している課題が、とりわけ、グローバル化、都会化、移動及び気候変動の速度と複雑性によって増幅されてきたことを強調している農山漁村女性と女児の状況の改善に関する報告書(A/72/215)であった。女性移動労働者に対する暴力に関する報告書(A/72/215)は、女性移動労働者が虐待、脅し及び性暴力とジェンダーに基づく暴力の高い危険に直面し続けていることを強調した。しばしば、非正規の規制のないセクターの移動女性の高い割合のせいにされている女性移動労働者が経験している暴力に関する性別データの収集と普及には、依然として根強いギャップが残っている。「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果のフォローアップと実施においてとられた措置と達成された進歩に関する報告書(A/72/203)は、ジェンダー主流化における進歩は依然として不均衡であると結論付け、検討中及びそれぞれのマנדート内のすべての項目にジェンダーの視点を完全に主流化するために国連システムの政府間機関によって更なる措置が取られるべきことを勧告した。

12. 国連ウィメンは、開発における女性と「北京宣言と行動綱領」のフォローアップと実施に関する決議の折衝中に、加盟国に技術的・実体的支援を提供した。

13. 「機関」は、総会のその他の決議においてジェンダーの視点を強化するために、加盟国に規範的支援を提供し続けた。「機関」は、「北京宣言と行動綱領」のフォローアップと実施においてとられた措置と達成された進歩に関する報告書(A/72/203)に示された分析に基づいて、過去にジェンダー平等のコンテンツがほとんどまたは全くなかった第二委員会と第三委員会の決議に重点を置いた。「機関」は、軍縮と人道問題の領域で、ジェンダーの視点到さらに注意を集中する機会に光を当てる努力を高めた。

14. 国連ウィメンは、貧困との闘いに関するデータと政策の視点を示し、ジェンダー平等を推進して、第二委員会の特別行事を開催した。専門家たちは、第二委員会の作業を特徴づけるために、貧困を削減し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成するための革新的な政策的解決策を論じた。世界銀行と共に、国連ウィメンは、貧困の状況での男女の異なった経験に関する世界調査の初期結果を提出した。この調査は、20歳から34歳までの間で女性は男性よりも貧しくなる可能性が高いと結論付けたが、これは、男女の生産・生殖年齢のピークと一致し、家庭に幼い子どもたちがいて、女性が無償のケア労働に配分される時間の点で時間の需要が高まっていることに応えて、労働市場を離れる可能性がより高いといったような要因に関連することもある。子どもを持つ家庭は、最も貧しい家庭であり、子どもを持つひとり親家庭は、圧倒的に子どもを持つシングル・マザーであり、貧困の高い危険に直面していることも調査で分かった。調査は、さらに、18歳から49歳までの離婚女性が同年齢層の離婚男性の2倍貧しくなる可能性が高い状態で、離婚、別居、寡婦であることが、男性よりも女性に否定的影響を与えていると結論付けた。世界調査の初期結果に基づいて、国連ウィメンと世界銀行は、貧困削減戦略が、生涯の特定の期間に女性のニーズにさらに注目し、子どもを持つ女性のための社会保護給

付のみならず、子どもを持つ家庭、特にひとり親家庭のためにアクセスでき、料金が手頃で、質の高い育児サービスを提供すべきことを勧告した高官会議を開催した。国連ウィメンは、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施についての政治宣言(総会決議 72/1 号)の折衝中に、加盟国に実体的支援を提供したが、これは、ジェンダーに配慮した政策を開発し、人身取引と闘う変革の担い手としての女性と女児の役割を強化する必要性のみならず、性暴力とジェンダー差別を含め、人身取引の根本原因に光を当てている。国連ウィメンは、意識啓発キャンペーンを推進し、年齢別・性別データの収集を改善し、ステイクホルダーの間の集団的行動を強化することを加盟国に委託している。国連ウィメンは、「持続可能な開発目標」の実施も考慮に入れて、「世界行動計画」と人身取引の防止と訴追のための効果的パートナーシップに関する意見交換パネル討論に参加した。「機関」は、人身取引を防止する努力が、社会における女性と女児に対する暴力の継続する受容のみならず、否定的な社会規範と固定観念を含め、ジェンダー不平等の根本原因に対処することを保障するようステイクホルダーに要請した。

16. やはり高官週間中に、国連ウィメンは、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に貢献する政策措置と好事例に対する意識を啓発することを求めるサイド・イベントを開催または共同開催した。国際労働機関と経済協力開発機構と共に、国連ウィメンは、賃金平等国際同盟を開始した。各国政府、雇用者と労働者、その代表者団体及びその他のステイクホルダーと協力することにより、多様なステイクホルダー・イニシアティヴは、調査とデータ収集、アドヴォカシー、知識の分かち合い、同一価値労働同一賃金を現実のものとし、ジェンダー賃金格差を減らすための能力開発を支援するのみならず、女性の経済的エンパワーメントに対する障害の除去に貢献し、世界経済への女性の自由で平等な参画を保障するであろう。国連ウィメンは、「誰も取り残さない: 女性の経済的エンパワーメントのための行動と公約」と題する「女性の経済的エンパワーメントのためのチャンピオン・グループ」との高官ラウンド・テーブル対話も共同開催した。この対話は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」でなされた公約に沿って、「女性の経済的エンパワーメントに関する高官パネル」の行動の呼びかけに応じて、女性の経済的エンパワーメントに対するその公約を示すために、政府の指導者、国連システム、民間セクター、多国間機関、市民社会団体を集めた。

17. 欧州連合と国連の「スポットライト・イニシアティヴ」は、高官週間中に開始された。このイニシアティヴは、5年間で総額5万ユーロの対象を絞った大規模な投資を配備するために欧州連合と国連がパートナーを組む、女性と女児に対する暴力に対処するための世界基金である。国連ウィメンは、国連開発計画と国連人口基金と並んで、副事務総長と事務総長執行事務所の指導と調整の下でこのイニシアティヴで中心的役割を果たすであろう。国連ウィメンは、国別プログラム形成のための技術的ガイダンスを提供し、地域全体を通して統合力を確保し、最高の技術レベルの介入を保証するために設立される世界技術チームを指導するであろう。

### C. 安全保障理事会

18. 国連ウィメンは、女性・平和・安全保障のアジェンダの実施を推進し、支援する際に指導的役割を継続して果たした。この作業には、安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の実施に関する世界調査<sup>4</sup>と理

---

<sup>4</sup> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、紛争防止、司法の変革、平和の確保: 国連安全保障理事会決議 1325 号の

事会決議 2242 号(2015 年)に概説されているものを含め、安保理決議 1325 号(2000 年)の 2015 年の高官見直しから生じた公約と勧告のフォローアップが含まれる。国連ウィメンは、理事会の平和維持活動(A/70/95-S/2015/446)及び平和構築構造(A/69/968-S/2015/490)の実施を支援する際に積極的役割も果たした。

19. 2017 年 10 月 27 日に、安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する年次公開討論を開催した。国連ウィメンは、女性・平和・安全保障に関する常設委員会の支援を得て、この公開討論を伝える女性・平和・安全保障に関する事務総長報告書の準備を調整した。この公開討論は、この年の安全保障理事会会議の最多の数の発言者の一つを記録した。6 つの加盟国が、閣僚レベルで参加し、公開討論中にステートメントを発表し、女性・平和・安全保障に付される重要性を示した。

20. 安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)のマנדートに応じて、国連ウィメンは、女性・平和・安全保障と対テロリズム及び暴力的な過激主義との闘いに関するその作業を統合するために活動を続けた。国連ウィメンは、テロリズムと暴力的な過激主義を防止し、闘うことを目的とする政策・プログラム活動のポートフォリオを拡大し、現在この領域で、25 以上の継続中または計画されている国別・地域別プログラムを有している。安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)のマנדートに応じて、国連ウィメンは、活動全体を通して横断的問題としてジェンダーの視点を統合するために、対テロリズム委員会と対テロリズム委員会執行部の努力も支援した。「機関」は、対テロリズム委員会執行部と共に、対テロリズムと暴力的過激主義の防止に対するジェンダーに配慮した取り組みの採用に関する機関間作業部会の共同議長を務めているが、この作業部会は、2018 年から帰還しつつある外国のテロリスト闘士のジェンダーの側面に関する合同プロジェクトを準備している。

21. 「機関」は、女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の非公式専門家グループの事務局を継続して務めた。安全保障理事会決議 2242 号(2015 年)の中で、この「グループ」は、この領域での実施努力の理事会の更なる監督と調整を可能にするために、女性・平和・安全保障に関する理事会の作業に対するさらに組織的な取組を促進する任務を負っている。この「グループ」は、その 2017 年の共同議長の下で(スウェーデン、英国及びウルグアイ)、マリ、アフガニスタン、イラク、中央アフリカ共和国、イエーメン及びチャド湖盆地地域に関する会議を開催した。「グループ」の作業を支援して、国連ウィメンは、理事会決議 2242 号(2015 年)で要請された新しい慣行である安全保障理事会国別会議で、市民社会からの女性の参加を促進した。2017 年に、ソマリア、南スーダン、イエーメン、コンゴ民主共和国及びアフガニスタンに関する理事会会議には、市民社会を代表する女性からの説明会が含まれた。また、この「グループ」への支援の一部として、国連ウィメンは、エチオピア、チャド湖盆地地域、サヘル及びコロンビアへの理事会の訪問に先立って、理事会理事国に女性・平和・安全保障というトピックに関して広範な背景を提供し、これがこれら訪問中に女性・平和・安全保障の可視性を高めた。

22. 「機関」は、女性・平和・安全保障の実施のための資金調達増額のためのそのアドヴォカシーを継続した。女性の平和と人道基金の資金提供理事会<sup>5</sup>の委員として、国連ウィメンは、「基金」のための資

---

実施に関する世界調査 (ニューヨーク、2015 年)。

<sup>5</sup> 元は女性・平和・安全保障及び人道行動のための世界促進手段として知られている。

金動員努力に積極的にかかわった。「機関」は、「基金」に事務局支援も提供し、資金提供委員の間の効果的調整も推進した。2016年2月に開始された女性の平和と人道基金は、女性・平和・安全保障努力を支援する献身的なメカニズムであり、女性平和構築者のための資金提供ギャップに対処することを目的としている。「基金」は、ブルンディ、コロンビア、ヨルダン及びソロモン諸島の女性団体を支援してきた。しかし、注目すべき結果にもかかわらず、支援の資格のある23か国のうち19か国がまだ資金提供を受けていない状態で、資金の制約が資格のある国々の「基金」へのアクセスを制限してきた。

23. 2016年に、63の加盟国によって開始された「女性・平和・安全保障国内フォーカル・ポイント・ネットワーク」は、政策と慣行の連携、行動調整及びギャップと課題のより効果的な目標化のためのメカニズムを提供している。国連ウィメンが支援するこの「ネットワーク」は、スペインで、2017年4月にその初回会議を開催した。61か国から100以上の国内フォーカル・ポイント、その他の政府行為者及び市民社会代表者が、ジェンダー平等に対する構造的障害の対処、暴力的過激主義の防止並びにそのような計画の立案・実施・監視・評価への市民社会のかかわりのような国内行動計画の革新的利用を討議した。

24. 女性・平和・安全保障のアジェンダを支持して、「機関」は、そのジェンダー平等に関する技術的専門知識を和平プロセスと仲裁努力のカギとなる行為者が利用できるようにもし、調査委員会や事実確認ミッションによって行われる国際調査に、性暴力とジェンダーに基づく暴力犯罪の専門家を配置した。「機関」は、女性・平和・安全保障に関する国内・地域行動計画と戦略の開発と実施も支援した。

#### D. 経済社会理事会

25. その補助機関を含めた経済社会理事会は、政策統合と経済・社会・環境・関連分野でのすべての主要な国連会議やサミットの成果の、統合され、調整されたフォローアップと見直しにおいて、重要な役割を果たしている。理事会は、理事会が主催する開発のための資金調達フォローアップ・フォーラムと持続可能な開発高官政治フォーラムを通して、「持続可能な開発2030アジェンダ」のフォローアップ、見直し、実施を監督する際に、主導的役割を有している。国連ウィメンは、理事会とそのプロセス及び補助機関との関わりと規範的支援の提供を、「2030アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施、フォローアップ、見直しに注意を維持する際に極めて重要なものと考えている。

26. これまでの年月と同様に、国連ウィメンは、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する事務総長報告書(E/2017/57及びCorr.1)を準備した。この報告書は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」を通して、国連システム諸団体の間のジェンダー主流化に対する説明責任と国連開発システムの事業活動においてジェンダーの視点を主流化する際に遂げられた進歩を示している。2016年に、「システム全体にわたる行動計画」の要件を満たしている、または超えていることを示す割合は、64%に増えたが、これは2015年からの7ポイントの増加であった。しかし、5年連続して、国連システムの諸団体は、わずか22%の団体が要件を満たしているまたは超えている状態で、資金配分の領域では業績が最も悪かった。報告書は、「システム全体にわたる行動計画」の次の版に向けた国連システムの努力を調整する際の「機関」のカギとなる役割に光を当てたが、これは2018年に展開されることになっている「2030アジェンダ」内の「行動計画」の状況を説明している。これには、調査の管理、2つの機関間ワークショップ及び20の対人協議会が含まれた。国連ウィメンは、「システム全体にわたる行動計画」の新版を試す際に、8つ

の国連システム団体も支援した。「機関」は、国連開発支援枠組みの新世代のためのガイダンスのみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連国別チームの業績指標(「通信簿」)を更新する際に、鍵となる役割を果たしたが、これにはジェンダーに特化した介入と戦略的な持続可能な開発成果を実施する統合された取組が含まれている。

27. 「機関」は、国連システムのすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化に関する経済社会理事会決議 2017/9 号の折衝中に、加盟国に技術的支援を提供した。この決議の中で、理事会は、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施の支援を含め、政策とプログラムへのジェンダー主流化を促進するよう国連システムに要請した。理事会は、2018 年から、更新された「システム全体にわたる行動計画」と国連国別チームの成績表を開始し、完全に実施することにより、世界・地域・国レベルでジェンダーの視点の完全で効果的な主流化を促進するよう、国連システムに要請した。この決議には、とりわけ、募集戦略、昇格と引き留め政策、キャリア開発、反ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントに関連する政策が国連におけるジェンダー同数の達成を促進することを保障するようにとの事務総長と国連システム諸団体の事務局長に対する要請が含まれた。

28. 2017 年も、国連ウイメンは、理事会の開発のための資金調達フォローアップ・フォーラムへの参加に高い優先順位を置いた。開発のための資金調達機関間タスク・フォースの委員として、「機関」は、タスク・フォースの 2017 年の報告書(E/FFDF/2017/2)に貢献した。この報告書は、長期的な投資を増額し、短期的な脆弱性に対処する措置が相互に補強しあうことが必要であり、ジェンダー平等への投資が維持される包摂的な経済成長と持続可能な開発の達成にとっての基本であることを強調した。

29. 開発のための資金調達フォローアップに関するフォーラムの折衝された成果(E/FFDF/2017/3 を参照)の折衝中に、「機関」は、CSW61 で採択された合意結論を利用するのみならず、調査と分析に基づいたカギとなるメッセージを通して、加盟国に実体的支援を提供した。折衝された成果の中で、加盟国は、かなりの経済的・社会的損失がジェンダー平等達成における進歩の欠如の結果であり、従って、政策と行動がジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを維新することを求めることが極めて重要であることを認めた。加盟国は、もしすべての国々がジェンダー平等を達成し、リーダーシップと意思決定の地位のみならず正規の労働力への女性の参加を増やすならば、世界的に国内総生産がかなり増えることも強調した。

30. 理事会の人道セグメント中に、国連ウイメンは、人道状況でのジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに捧げられる資金提供の割合を追跡する重要なツールとしての人道対応におけるジェンダーマーカーに関して加盟国に説明した。国連ウイメンは、国連の緊急人道支援の調整の強化に関する決議(理事会決議 2017/14 号)において、ジェンダーの視点をさらに強化するために加盟国に実体的支援も提供した。「機関」の技術的インプットは、性暴力とジェンダーに基づく暴力のすべての行為の加盟国による強い非難と例えば、地方の女性団体と協力し、そのような暴力のすべての被害者、サヴァイヴァー及び悪影響を受けた者のための医療的・法的・心理的・生計上のサービスへ意味あるアクセスの提供を保障することを求めることにより、より強力な対応の要請に貢献した。

31. 理事会が主催した 2017 年会期中に、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムは、「変化する世界の貧困根絶と繁栄の推進」というテーマを検討し、以下の「持続可能な開発目標: いるところでのあらゆる形態の貧困の根絶に関する『目標 1』、飢餓をなくし、食糧の安全保障と改善された栄養の達成、



持続可能な農業の推進に関する『目標 2』、健全な生活の確保とあらゆる年齢の万人のための福利の推進に関する『目標 3』、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に関する『目標 5』、強靱なインフラの建設、包摂的で持続可能な工業化の推進と革新の育成に関する『目標 9』、持続可能な開発のための大洋、海洋、海洋資源の保存と持続可能な利用に関する『目標 14』の詳細な見直しを行った。実施手段と「持続可能な開発のための世界パートナーシップ」に関する「目標 17」は、毎年討議される。

32. 国連ウィメンは、「2030 アジェンダ」の効果的で、ジェンダーに対応した実施に関する洞察と好事例とデータを加盟国とその他のステイクホルダーに組織的に提供するために準備プロセスを利用し、このようにして強化されたジェンダー平等の成果のための基礎を固めた。「機関」は、「2030 アジェンダ」の実施においてジェンダーの視点を組織的に主流化するという公約に沿って、高官政治フォーラムに対する国内の任意の見直しにおいてジェンダーの視点を統合する機会を概説するために積極的に加盟国をかかわらせた。この努力は、かなりの数の加盟国がその任意の見直しでジェンダーの視点に対処するよう促した。

33. フォーラムの「目標 5」の詳細な見直しへの貢献として、国連ウィメンは、国連人口基金、国連教育科学文化機関と共に、その他の国連機関との協働で、「目標 5」の実施を見直す背景メモ<sup>6</sup>の準備を協働で指導した。このメモは、「目標 5」のターゲットの実施状態と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を促進するためのギャップ、課題、機会のみならず、「目標 5」とその他の「持続可能な開発目標」との間の相互関連性に対処した。このメモは、国内レベルの実施を強化するための勧告で締めくくり、ジェンダー平等に対する構造的障害を撤廃し、ジェンダー平等のための説明責任メカニズムを強化し、ジェンダー平等のための投資と資金調達を強化し、データ収集能力を高めることの重要性を強調した。

34. 「目標 5」の高官政治フォーラムによる詳細な見直しへのインプットとして、国連ウィメンは、経済社会問題局との協働で、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するための戦略に関する専門家グループ会議を開催した。この会議は、相乗作用を利用し、「目標」の統合された相互に関連する実施の折り合いに対処するのみならず、「目標 5」の効果的実施のための方法と手段を討議するために加盟国、国連機関、市民社会団体及びその他のステイクホルダーを集めた。この会議の変化する世界で貧困の根絶を促進し、繁栄を促進することに関するカギとなる勧告は、「2030 アジェンダ」の実施を国際公約と人権条約責務と関連付けること、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に対する構造的障害に対処すること、マクロ経済、貿易と金融政策、気候変動、紛争と軍国化及び移動のような「目標」の実施に影響を及ぼす組織上の問題に対処するためにあらゆる行動にジェンダーの視点を主流化すること、国内の持続可能な開発枠組へのジェンダー平等政策と戦略の完全統合を確保すること、女性団体を含め、「目標 5」の実施へのすべてのステイクホルダーの参加を強化すること、民間セクターのかかわりと説明責任を強化すること、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進する政策とプログラムに向けて既存の資金を優先させる政治的意思を動員すること及びジェンダー統計の利用可能性と利用を強化

---

<sup>6</sup> <https://sustainabledevelopment.un.org/cotent/documents/14383SDG5format-revOD.pdf> より閲覧可能。

することを要請した。これら勧告は<sup>7</sup>、「2030 アジェンダ」のフォローアップのための政治的リーダーシップ、ガイダンス及び勧告を提供するその役割において高官政治フォーラムを強化した。

35. 「目標5」の実施に関するメモと専門家グループ会議からの勧告が、高官政治フォーラムの閣僚宣言(E/HLS/2017/1)に関する折衝中の加盟国への国連ウィメンの実体的支援の土台を形成した。これらとその他のインプットに基づいて、閣僚宣言は、差別法と政策、ジェンダー固定観念、有害な慣行及び否定的な社会規範と態度のようなジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントに対する構造的障害に対処することの緊急性を繰り返し述べ、女性と女児のために結果を出すようにすべてのその他の「目標」が実施されることが必要であることを強調している。重要なのは、ジェンダー平等の達成には、対象を絞った行動とすべての努力にジェンダーを主流化することの双方が必要であることを認め、宣言が、さらなる政策統合を推進するために、国内の持続可能な開発枠組にジェンダー平等戦略を完全に統合するよう国々に要請していることである。この勧告は、国内ジェンダー平等メカニズムの中には国内のジェンダー平等戦略と国内の開発戦略は、しばしば2つの並行する路線ではないかと懸念するところもあることに対処している。

36. 2017年の高官政治フォーラムにあたって、国連ウィメンは、国連麻薬犯罪事務所、国連貿易開発会議及び統計部と共に、女性の地位委員会、麻薬委員会、犯罪防止・刑事司法委員会、統計委員会及び開発のための科学技術委員会の議長たちとのラウンド・テーブル討論を開催した。この討論は、機能委員会が共通に関心のある問題について継続中の協働、意見交換及び情報交換を拡大するのみならず、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施に対するその作業と貢献にジェンダーの視点を統合するその継続中の努力を示すカギとなる機会を提供した。

37. 国連ウィメンは、この年を通して、経済社会理事会の機能委員会とのかかわりを継続した。「機関」は、ジェンダー統計の開発において、「持続可能な開発目標指標に関する機関間専門家グループ」のみならず、統計委員会の作業に貢献した。特に、国連ウィメンは、まだ基準が存在しないターゲットの実施を監視するために各国政府が利用するための国際的に受容される基準と方法論の開発を支援した。

「機関」の実体的支援の結果、国際的に受容される方法論が最近開発され、「目標5」の下での3つの指標、つまり(a)国の議会で、(b)地方自治体で女性が占める議席の割合の5.5.1、法的枠組み(慣習法を含む)が土地の所有及び管理への女性の平等な権利を保証している国々の割合の5.a.2、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための配分を追跡し公にする制度を持つ国々の割合の5.c.1が機関間専門家グループによって合意された。

38. 2016年に始まった作業に基づいて、「機関」は、世界の麻薬問題に関する総会特別会期の成果文書(総会決議S-30/1号)の実施に重点を置いた麻薬委員会の会期間会議に参加して、女性と麻薬政策に関連したその貢献をさらに拡大した。麻薬と人権、青少年、子ども、女性及び地域社会に関連する専門家パネルへのその参加中に、国連ウィメンは、世界麻薬問題の状況で、女性のニーズと課題に対処するために、さらに注意を必要とする行動と介入の4つの特別領域、つまり①女性と女児に対する差別、②意思決定への女性の参画とリーダーシップ、③麻薬関連の政策とプログラムへのジェンダーの視点の主流化、④ジェンダー統計のための能力強化に光を当てた。

---

<sup>7</sup> [https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15791Recommendations\\_SDG\\_5.pdf](https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15791Recommendations_SDG_5.pdf) より閲覧可能。

39. 国連ウィメンは、犯罪防止と刑事司法政策とプログラム及び国際組織犯罪を防止し、これと闘う努力にジェンダーの視点を主流化することに関する決議 26/3 号(E/2017/30-E/CN.15/2017/13 を参照)についての犯罪防止刑事司法委員会の折衝中に、加盟国に実体的専門知識も提供した。この決議は、犯罪防止と保護政策にジェンダーに特化した措置を推進することによるのみならず、立法、政策、プログラムを通して、刑事司法制度にジェンダーの視点を主流化するよう加盟国に要請している。

40. 国連ウィメンは、「持続可能な開発目標」の実施を支援するための新しい革新的な取組に関するパネル討論に参加することを通して、開発のための科学技術委員会に技術的専門知識を継続して提供した。ジェンダーの視点到重点を置いて、「機関」は、利用者、コンテンツの創造者、被雇用者、起業家、革新者、科学・技術・工学・数学の指導者としての女性と女兒の参加を通して、女性の経済的エンパワーメントのための技術的・デジタル的変革を管理する方法に光を当てた。

### III. テーマ別の国際及びその他の規範的プロセスを通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する

41. 以下のセクションは、様々な政府間プロセスに関連して、国連ウィメンの規範的支援、かかわりあい及びアドヴォカシー努力を概説する。

#### A. 人権

42. 国連ウィメンは、ステイクホルダーによる報告書の準備を支援し、国連国別チームの報告書に貢献し、人権理事会会議で発言し、国レベルでの勧告の実施を支援して、見直しを準備する際に国レベルで加盟国を支援することにより、人権理事会の普遍的定期的レビューに規範的支援を提供し続けた。

43. 国連ウィメンは、特別手続きのような人権理事会のその他のメカニズムとの協働も拡大した。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者と協働して、国連ウィメンは、フェミサイドとジェンダーに基づく女性の殺害の撤廃に関して、チリ代表部と共に、CSW61 でサイド・イベントを共同開催した。特別報告者は、西バルカンとトルコでの女性と女兒に対する暴力をなくす国連ウィメン/欧州連合イニシアティブの開始にも参加した。この3年間のプログラムは、否定的な社会規範と固定観念に対処し、女性に対する暴力を防止し、これに対応する政策とプログラムの効果的实施と監視を提唱するために、女性団体の能力を強化し、暴力サヴァイヴァーのための包括的で多部門的なサービスを提供する際に各国政府を支援することを通して、女性差別と暴力をなくすことを目的としている。国連ウィメンは、理事会が管理するすべての調査委員会と特にすべての事実確認・専門家ミッションがそのマンドートを果たすために必要なジェンダー専門知識を有していることも保障し続けた。2017年に、これには、ブルンディに関する性暴力とジェンダーに基づく犯罪の捜査官または調査委員会のジェンダー顧問、コンゴ民主共和国のカサイ地区に関する国際専門家チーム、ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション及びシリア・アラブ共和国の独立国際調査委員会; 南スーダンの人権委員会; イエーメンに関する著名国際地域専門家グループが含まれた。

44. 国連人権高等弁務官事務所と調整して、国連ウィメンは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施を支援した。支援は、女子差別撤廃委員会と建設的対話を準備し、市民社会団体

によるシャドー報告書と委員会に提出される国連国別チームによる報告書の準備に関連して、「条約」の下での報告のために締約国に提供された。

45. 国連ウィメンによって委員会に提供された支援には、この型の暴力のジェンダーに基づいた性質を説明し、国内・地域・国際レベルでの発展のみならず、委員会とその他の国際人権メカニズムの作業に基づいた一般勧告第 19 号を更新する、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号(2017 年)に関する作業が含まれた。国連ウィメンは、国連人権高等弁務官事務所、国連開発計画及び国連麻薬犯罪事務所とのパートナーシップで、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第 35 号(2015 年)の実施を支援して、女性の司法へのアクセスに関する実践家のためのツールキットを立案した。このツールキットは、2018 年 3 月の CSW62 で開始されることになっている。その事業活動を通して、国連ウィメンは、委員会の最終見解の国内法、政策、プログラムへの反映を含め、最終見解のフォローアップの実施を継続して支援した。

46. 国連ウィメンは、「障害者の権利に関する条約」の実施において、障害を持つ女性と女兒の状況に光を当て続けた。「機関」は、「障害者の権利に関する条約」の第 10 回締約国会議中にイベントを共同開催し、これに参加し、CSW61 で、障害を持つ女性の参加を支援した。

## B. 気候変動

47. 2017 年に、国連ウィメンは、2017 年 11 月の「国連気候変動枠組み条約」の第 23 回締約国会議で初めてのジェンダー行動計画の採択を指導して、「条約」の締約国に技術的・実体的支援を提供した。ジェンダー行動計画の採択は、過去 5 年にわたるこの領域での「機関」の組織的貢献と支援の頂点となっている。

48. 締約国の要請で、国連ウィメンは、優先領域と活動の提案を含め、ジェンダー行動計画の可能な構成要素に関する討議を開始するための非公式協議の開催を支援した。協議に関する報告書は、2017 年 5 月に開催された実施に関する第 46 回条約補助機関会期で、ジェンダー行動計画に関する会期中ワークショップ中の討議の土台となった。国連ウィメンは、続いて、優先領域、活動、予定表及び提出物を含む構成要素文書を準備し、これを「機関」は第 23 回締約国会議の初めての締約国の非公式会議で示した。

49. ジェンダー行動計画は、女性の完全で、平等で、意味ある参画を推進し、ジェンダーに対応した気候政策、締約国とあらゆるレベルのすべてのステイクホルダーの作業へのジェンダーの視点の主流化を推進している。この行動計画には、①能力開発、知識の分かち合い及びコミュニケーション、②ジェンダー・バランス、参画及び女性のリーダーシップ、③統合力、④ジェンダーに対応した実施と実施手段、⑤監視と報告に関する 5 つの優先領域が含まれる。

50. 第 23 回締約国会議中に、国連ウィメンは、気候行動の開発共同利益を最大限活用するジェンダーに対応した人権に基づく取組の推進に関する高官行事を開催した。この行事は、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び人権に関する公約がどのように「条約」と「パリ協定」の実施で対処されるべきかに関するその見解、特に締約国が国として決定した貢献、世界的実績評価及び促進的対話を詳細に説明するためにカギとなる代表的支持者たちをかかわらせた。

## C. 砂漠化

51. 「特にアフリカで深刻な早魃や砂漠化を経験している国々において砂漠化と闘うための国連条約」のジェンダーに対応した実施を推進する際の締約国の増加する関心に対応して、国連ウィメンは、この領域でのその作業を強化した。女性の貢献とリーダーシップ及びジェンダー平等と土地の劣化と砂漠化と闘う努力の相互に補強しあう利益に関して監視し、報告し、証拠を生み出すことの重要性に特に重点が置かれた。

52. 「機関」は、土地の劣化の中立性を含め、「条約」の実施におけるジェンダー主流化に関する締約国及びその他のステイクホルダーの能力を築くために、第13回締約国会議にあたって2日間のワークショップを開催した。このワークショップは、国内レベルでの土地の劣化、砂漠化、早魃及び土地の劣化に中立的な介入の企画と実施のみならず、「条約」とこれに続く締約国の決定の実施にジェンダーの視点を統合するための概念、マネート、方法論に関する情報を提供した。国連開発計画と「条約」事務局と協力して、国連ウィメンは、革新的な土地の劣化に中立的なプロジェクトの開発におけるジェンダー主流化に重点を置いて、締約国会議中に「ジェンダーの日」も共同開催した。

53. 国連ウィメンの努力は、締約国会議が、「条約」の2018年から2030年までの戦略枠組みのジェンダーに対応した実施を支援するジェンダー行動計画を支持している「条約」の強化された効果的実施のためのジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する決定の締約国による採択に貢献した。ジェンダー行動計画には、「条約」を実施するためのイニシアティブの立案、企画、実施、評価中の意思決定への女性参画に関するテーマ別領域、極度の貧困を根絶するために実施活動に女性の経済的エンパワメントを統合すること、「持続可能な開発目標」を達成することにより女性の土地所有権と資源へのアクセスを強化すること及び「条約」の効果的実施に関連する改善された知識と技術への女性のアクセスを強化することが含まれている。この決定は、国々が「条約」を行動に変え、国レベルで土地の劣化の中立性を達成する際に国々を支援する事務局と世界メカニズムに、「世界行動計画」の実施を試す際に、「リオ条約」、国連ウィメン及びその他の国連機関とパートナーを組むようにも要請した。

## D. 難民と移動者

54. 2016年9月の総会による「難民と移動者ニューヨーク宣言」(総会決議71/1号)の採択に続いて、国連ウィメンは、この決議で要請されているグローバル・コンパクトに向けた作業へのその貢献を戦略的に拡大した。難民に関するグローバル・コンパクトを開発するプロセスを特徴づけるために、国連ウィメンは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントに関する公約がいかに包括的な難民対応枠組の行動計画の4つのテーマ別セクションにわたって事業化できるかに関する具体的勧告を提供し、資金、能力、証拠とデータ、参画とリーダーシップ及び説明責任のような横断的領域でのジェンダー問題に対処して、立場文書と援助メモワール<sup>8</sup>を開発した。国連ウィメンは、国連難民高等弁務官事務所とのパートナーシップで、これらカギとなるメッセージを普及し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントへの「ニューヨーク宣言」の明確な公約とこれら公約を行動に変える方法とを適切に反映しているグローバル・コンパクトの規範に関して加盟国に説明するために、2017年10月に行事を共同開催した。

---

<sup>8</sup> [www.unhcr.org/en-evebts.cibferences/59ddfee97/aide-memoire-gender-equality-empowerment-women-global-compact-refugees.html](http://www.unhcr.org/en-evebts.cibferences/59ddfee97/aide-memoire-gender-equality-empowerment-women-global-compact-refugees.html) より閲覧可能。

55. 国連ウィメンは、安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトに関する協議に継続して貢献した。人権高等弁務官事務所と共に、国連ウィメンは、2016年に、人権条約機関、国連機関、市民社会団体及び学会の代表者たちが参加した安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトでの女性の人権への対処に関する専門家会議を開催した。2017年1月に、移動に関するグローバル・コンパクトで女性の人権に対処するための戦略に関する国連ウィメンの多様なステイクホルダー会議がこれに続いた。移動プロセス全体を通して女性の働きを認めつつ、移動のすべての段階で移動女性と女兒の権利が推進され、保護されることを保障するために、強化されるべき特定の領域を強調する一連の勧告が両会議から出てきた<sup>9</sup>。国連ウィメンは、2017年12月にメキシコで開催された準備会議にもカギとなるメッセージを寄稿した。

56. 「機関」は、グローバル・コンパクトの準備段階中のテーマ別セッションのために、国際移動のための事務総長特別代表事務所が準備する6つの問題説明文書を含め、すべての成果を通してジェンダーの視点が主流化されていることを保障するために、世界移動グループに技術的支援を提供した。国連ウィメンは、国際労働機関と共に、非正規移動と正規の経路に関するテーマ別セッションのために問題説明文書の作成を共同で指導した。

#### IV. 政策ガイダンスの実施のための支援

57. 国々が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を実施するプロセスを促進するに連れて、国連ウィメンは、その努力に対する強化されたジェンダーに対応した取組を支援する際のその役割を拡大した。

「機関」の事業上の作業は、女性のエンパワーメントとその持続可能な開発への関連性に関してCSW60が採択した合意結論によって強く特徴づけられた。合意結論は、「行動綱領」の実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の関連性を強化している2018年から2021年までの「機関」の戦略計画にも反映されている。

58. 国連ウィメンは、国のジェンダー行動計画の策定と実施において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内メカニズム並びにその他の関連省庁と広範に協力した。例えばキルギスタンでは、国連ウィメンは、資金と予算編成地図を含め、2015年から2017年までの「国内ジェンダー平等行動計画」を作成する際に、国内ジェンダー平等メカニズムに技術的・実体的支援を提供した。「国内行動計画」の採択に続いて、「機関」は、部門別ジェンダー行動計画の開発において、2017年に、労働・社会開発省と緊急事態省に支援を提供した。

59. バングラデシュでは、国連ウィメンは、「2030 アジェンダ」の実施のための政府の行動計画を強化する方法を明らかにするために、CSW60が採択した合意結論に関する国の協議会を開催した。政府、開発パートナー、国連システム及び市民社会団体からの50名を超える代表者の参加を得た国の協議会は、ジェンダー平等ターゲットを達成する際のギャップを分析し、バングラデシュでの「持続可能な開発目標」のための地方の行動計画を実施する戦略を明らかにするためのツールとして合意結論を利用した。国の協議会に続いて、国連ウィメンは、関連省庁の「目標」のための既存の実施計画を合意結論と関連させる分析を準備する際に、女性・子ども問題省を支援した。それからこの分析は、「2030 アジェ

---

<sup>9</sup> [www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2017/3/adressing-womens-rights-in-global-compact-for-migration](http://www.unwomen.org/en/digital-library/publications/2017/3/adressing-womens-rights-in-global-compact-for-migration) より閲覧可能。

ンダ」のジェンダーに対応した実施に注意を集中させるために関連省庁と市民社会団体に普及された。

60. 各国政府のデータ能力を支援して、例えばタンザニア連合共和国で、国連ウィメンは、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、「アフリカ連合アジェンダ 2063」及び国内 5 年開発計画を含め、様々な国内及び国際枠組みにわたってジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国の公約を追跡することを可能にするジェンダーに対応した指標枠組の分析と開発を通して、「持続可能な開発目標」を地方化する際に政府を支援した。この活動は、ジェンダーに配慮した指標とターゲットの統合された追跡のためのカギとなる入口を明らかにした。国内統計局と密接に協働して、国連ウィメンは、「目標 5」とジェンダーに特化した「目標のターゲットに重点を置いて、指標追跡とデータ収集においてカギとなる政府機関に能力開発も提供した。

61. 国連ウィメンは、国内の持続可能な開発戦略の実施にジェンダーの視点を主流化する際に、各国政府を支援した。例えば、ドミニカ共和国では、国連ウィメンは、個々の政府機関が、その計画、プロジェクト、プログラムにどのようにジェンダーの視点を主流化できるかという方法論的枠組のみならず、公共政策のジェンダー主流化に関する報告書を準備した。この作業の結果、財務省、経済企画開発省、女性省、公共行政省を含めた 4 つの関連省庁並びに 8 つの国内機関が、国の開発戦略 2030 の実施にジェンダーの視点を主流化するという主要目標を持つ機関間調整協定に署名した。この協定の中で、国連ウィメンは、結果が達成されることを保障するという役割において、機関間委員会を支援する際に、鍵となる役割を割り当てられている。

## V. 結論

62. 2017 年に、国連ウィメンは、政府間プロセスと機関に規範的支援を提供することに高い優先順位を置いた。この状況で、「機関」は、決議 2242 号(2015 年)に於いて、女性・平和・安全保障に関する作業に対するより組織的な取組を促進する際に、安全保障理事会理事国と協力した。国連ウィメンは、特別手続きのような人権理事会のメカニズムとの協働を継続して拡大した。「機関」は、難民と安全で秩序ある正規の移動のためのグローバル・コンパクトの開発を支援して、以前の効果的かかわりを土台とした。

63. 国連ウィメンの作業の規範的側面は、それぞれの条約の実施においてジェンダー主流化に向けた主要な業績となる「国連気候変動枠組条約」の締約国会議と「国連砂漠化と闘うための条約」の締約国会議によって採択された新しいジェンダー合同計画で、気候変動と砂漠化に対処するジェンダーに対応した行動を強化する際の中核であった。前進を続け、国連ウィメンは、その作業のすべての側面にジェンダーの視点を主流化する際に、締約国を支援するこの領域で極めて重要なかかわりを継続するであろう。

64. この一年を通して、「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的实施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を促進するための「機関」の規範的支援は、依然としてその努力の最前線にあった。国連ウィメンの規範的支援、アドボカシー及びかかわりを得て、加盟国は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに関する世界規範、政策及び基準を強化する際に、重要な規範的進歩を遂げた。変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントに関して CSW61 によって採択された合意結論は、「持続可能な開発」の実現に重要な貢献をしている。持続可能な開発に関する高官政

治フォーラムの閣僚宣言における加盟国の公約は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する努力と持続可能な開発との間の更なる政策統合という結果となるべきである。いくつかの機能委員会によってジェンダーの視点に与えられる更なる注意が、さらにこの可能性を増強する。

65. CSW62 が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を促進するために 2020 年をどのように最もうまく利用するかについて勧告を出すものと期待されているので、国連ウィメンは、前進しつつ、いたるところの女性と女兒のために具体的成果を達成する際に、加盟国及びその他のステークホルダーを支援する複合機関として、そのマンデートを包括的に強化するであろう。

## ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを 達成する際の課題と機会(E/CN.6/2018/3)

### 事務総長報告書

#### 概要

本報告書の中で、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会が、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」(総会決議 70/1 号)のジェンダーに対応した実施の状況で調査されている。農山漁村女性と女兒の生計、福利、強靱性を損なう農山漁村地域で広がったジェンダー不平等も調査されている。農山漁村女性と女兒が直面している課題と機会が、適切な水準の生活、暴力と有害な慣行を受けない生活、土地と生産資産、食糧の安全保障と栄養、教育及び性と生殖に関する健康と権利を含めた健康へのその権利を実現するという点で、対処されている。ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントと人権を達成するための政策と行動が、報告書の中で概説され、どの農山漁村女性または女兒も取り残されないことを保障することをさらに公約する必要性が表明されている。女性の地位委員会による検討のための勧告は、本報告書の最終セクションに述べられている。

#### I. 序論

1. 2018 年の CSW62 は、2017 年から 2019 年までのその複数年にわたる作業計画に従って、優先テーマ「ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」を検討する。このテーマは、農山漁村女性の生計、福利及び強靱性にとって必要ないたるところにいる農山漁村女性と女兒の人権の実現という点で、本報告書で対処されている。これは、データが利用できる文字通りすべてのジェンダー・開発指標が、世界的に農山漁村女性が農山漁村男性や都会女性よりも暮らし向きが悪いことを明らかにしていることを仮定すれば、特に緊急を要する問題である<sup>10</sup>。これら権利は、「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に書かれている。

<sup>10</sup> 国連食糧農業機関(FAO)、食糧と農業の状態: 気候変動、農業及び食糧の安全保障、(ローマ、2016 年)、49 頁。



2. 農山漁村女性と女児のエンパワーメントとその人権の実現及びジェンダー平等は、「北京宣言と行動綱領」、「アディスアベバ行動アジェンダ」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」とその「持続可能な開発目標」の達成の基本である。世界中でのジェンダー平等と農山漁村地域のすべての女性と女児のエンパワーメント(「目標 5」)の達成は、あらゆる形態の貧困の根絶(「目標 1」)、飢餓の根絶、食糧の安全保障の達成、栄養の改善と持続可能な農業の推進(「目標 2」)、万人のための完全な生産的雇用とディーセント・ワーク(「目標 8」)及び気候変動と闘うための行動をとること(「目標 13」)を含め、その他のすべての「目標」とターゲットに明確に関連している。これら目標とターゲットは、開発途上国においても先進国においても、農山漁村女性と女児の生計、福利、強靱性にとっての基本であるいくつかの権利を包含している。そのような権利には、土地と土地保有の安全保障、適切な質と量の食糧と栄養、あらゆる形態の暴力、差別、有害な慣行を受けない生活、性と生殖に関する健康と権利を含めた到達できる最高の水準の健康、生涯を通じた質の高い、料金が手頃な、アクセスできる教育への権利が含まれる。

3. 「北京宣言と行動綱領」実施の 2015 年の 20 年後の見直しは、貧困根絶と農山漁村女性と女児の生計、福利、強靱性を改善することの緊急性に新たな注意を引いた。この見直しは、基本的なサービスとインフラ、生産資源、土地保有の安全、食糧の安全保障と栄養、所得の安全保障と社会保護へのアクセスにおける地理的不平等とジェンダー不平等を撤廃することにより、農山漁村女性と女児の人権を実現する必要性を強調した(E/CN.6/2015/3 を参照)。これら問題は、CSW60 でも 61 でも対処された(E/2016/27 及び E/2017/27 を参照)。

4. 「国連気候変動枠組条約」の下での「パリ協定」、「新都会アジェンダ(総会決議 71/256 号)」、「難民・移動者ニューヨーク宣言(総会決議 71/1 号)」を含め、その他の最近の規範的進歩は、農山漁村女性と女児の状況の改善に貢献している。

5. 女子差別撤廃委員会は、農山漁村女性の権利に関するその一般勧告第 34 号(2016 年)で、この権利を支持するよう国々に要請した。委員会は、農山漁村女性が、国々にわたってあらゆるレベルの法律、政策、予算、投資及び介入で見過ごされているか、または不完全に対処されているその人権の完全享受に対する構造的障害に直面していることを強調した。委員会は、農山漁村女性がリーダーシップと意思決定から排除される傾向にあり、貧困と土地と天然資源、インフラとサービス及びディーセント・ワークと社会保護への不平等なアクセスによって不相応な悪影響を受けていることに留意した。委員会は、国内総生産と持続可能な開発への農山漁村女性と女児の有償・無償労働の貢献がほんの一部しか認められていないことにも留意した。優勢な差別的なジェンダー規範のために、農山漁村女性と女児は、情報、スキル、訓練、労働市場へのアクセスがより少ない状態で、暴力、子ども結婚、早期・強制結婚及び有害な慣行のより大きな危険に直面しつつ、男性・男児よりも教育程度が低い傾向にある。こういった条件が、特に対立する成文法と慣習法の場合に、農山漁村女性と女児の司法への限られたアクセス、効果的な法的・司法的・制度的救済策の欠如によってさらに悪化している。

6. 農山漁村女性と女児は、若い女性と女児、高齢女性、一家の長、先住民族女性、HIV/エイズの悪影響を受けている女性、障害を持つ女性、移動者・難民・国内避難民として、重複し重なり合う不平等と重複し重なり合う形態の差別に直面し、特に暴力と排除を受けているかも知れない。その状況は、その位置、所得、人種/民族性、文化及び性的指向とジェンダー・アイデンティティによっても様々である。

この複雑性が、その意思決定力と発言力と働きの行使に完全に影響を及ぼし、その土地と生産資源へのアクセス、食糧の安全保障と栄養、教育と保健サービスに影響を及ぼしている。農山漁村女性と女兒の異なったグループは、特別なニーズと優先事項を有しており、対象を絞った政策と制度的対応を正当化している。

7. 「目標」を達成し、農山漁村女性と女兒の人権を実現するには、政府開発援助と各国政府を含めたあらゆる筋からの新たな公約、増額された投資とかなり大きな資金調達が必要である。効果的なマクロ経済政策は、農山漁村女性と女兒の小規模自作農生産と食糧の安全保障と栄養を損なう国際投資と貿易規則のインパクトを管理するべきである。法的・政策的改革は、農山漁村女性と女兒の土地の権利と土地保有の安全及びその生産資源と市場へのアクセスを強化し、都会と農山漁村との交流と結合性を奨励するべきである。基本的インフラ(持続可能なエネルギー、持続可能な輸送、安全に管理された上下水道)、サービス(ケア、教育、性と生殖に関する健康を含めた保健、予防、女性と女兒に対する暴力に対する対応)及び普遍的な社会保護への投資を促進する財政政策は、無償のケアと家事労働を減らし、再配分しつつ、生計、福利、強靱性を改善するであろう。対象を絞った労働市場政策は、生活賃金と農山漁村女性の農業及び非農業雇用で、ディーセントな職の創出を支援するべきである。技術革新は、農山漁村女性と女兒のデジタルの流暢さ、財政識字、スキル開発を促進し、その労働市場参入と生計を支援できる。みんな合わせれば、そのような措置はジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントに貢献する。

8. 本報告書は、国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)及び世界食糧計画(WFP)との協働で、ローマで2017年9月20日から22日までジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウイメン)によって開催された「ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントを達成する際の課題と機会」というテーマに関する専門家グループ会議の結果を反映するものである。本報告書は、総会決議72/148号と農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善に関する事務総長報告書(A/72/207)及び国連諸機関及びその他の筋からの最近の調査とデータによって特徴づけられている。

## II. 適切な水準の生活への権利を達成する

9. 金融・食料・気候危機の始まりから10年後に、農山漁村地域は、遅々とした停滞した経済成長、不安定な食糧価格と需要、極端な気候現象、悪化する政治紛争と暴力的紛争及び人道危機の悪影響を受け続けている。2016年現在、世界人口の半数未満(46%)が、気候変動、環境悪化(森林伐採、砂漠化及び農業生物多様性の喪失)及び持続不可能な農業と土地利用の慣行の状況での都会化と移動の力学のために、農山漁村人口であった<sup>11</sup>。農業食糧網と大規模な土地とバイオ燃料への国内及び外国の投資が、農山漁村女性と男性に新たな危険を示し、新たな対応を要求している<sup>12</sup>。

10. ジェンダーと地理的不平等のために、農山漁村女性と女兒は、貧困、排除及び環境・気候変動の影響に不相応な悪影響を受けている。貧困と食糧の不安定の受け入れがたい条件の下で暮らし続けている10億人の人々の大多数が、農山漁村地域に集中しており、圧倒的に、社会保護がほとんどまたは全くな

---

<sup>11</sup> 2016年の世界銀行の推計。 <http://data.worldbank.org/indicator/SP.RUR.TOTL.ZS> より閲覧可能。

<sup>12</sup> 国際的開発基金(IFAD)、2016年農山漁村開発報告書: 包摂的な農山漁村変革を育成する(ローマ、2016年)。

い小規模自作農業者か農業・非正規労働者である。情報、技術、金融、市場にアクセスすることに対する根強い障害が---特に付随する旱魃、洪水、土地の劣化及び水不足を伴う変化する気候の状況で---農業生産性と食糧の安全保障に危険を呈する。男性と同様に生産的で企業心に富んでいるかもしれないが、土地、貸付、農業インプット、気候・天候情報、市場と価値の高い農業食糧網にあまりアクセスできない女性農業者にとって特にそうであり、その生産性と所得を損なっている<sup>13</sup>。貧困と飢餓をなくし、気候変動と闘うためには、農業と農山漁村経済のそのようなジェンダー・ギャップを埋めるために、政策と投資が必要とされる(「目標」1,2及び13)。

11. 農業における女性の雇用は、製造・サービス・セクターでの仕事に女性が移行するに連れて過去20年にわたってかなり減ってきてはいるが、依然として重要である。世界的に、雇用されている女性の3分の1近くが、林業と漁業を含めた農業で働いているが、この数字は、自営や無償の家族労働者を除外しているかも知れない。しかし、国々と地域にわたって差異が際立っている。農業に雇用されている女性労働者の割合は、上位中所得国ではわずか9.5%であり、高所得国では2.6%で、一方、農業は、低所得国と低位中所得国では、依然として女性にとっての最も重要な雇用セクターである。ラテンアメリカとカリブ海では、農業における女性の雇用は、約10%に減っているが、南アジアとサハラ以南アフリカでは、すべての働く女性の60%以上が、時間・労働集約の非正規で賃金の低い社会保護または所得保障のほとんどない活動に集中している農業に依然として雇用されている<sup>14</sup>。

12. 女性のための農山漁村の職の大半は、農園セクターであろうと、世界農業食糧網であろうとまたはますます重要となっている農場外雇用であろうと、非正規経済の職である。農山漁村女性労働者は、国境内または国境を越えて移動してきた者、人身取引された労働者、強制労働と負債のかたにとられた者も含まれている。子ども労働が農山漁村地域で広がっており、女兒は農業労働者の重要な部分となっている。一般的に、適切な生活水準への農山漁村女性と女兒の権利は、偏在する低賃金の質の悪い職、広がった臨時雇用化、悪い労働条件、社会保護への限られたアクセス及び組織された労働者としての集団的声と働きの欠如によって危険にさらされている。彼女たちは、しばしば、法律または慣行における国際または国内の労働基準でカバーされていない<sup>15</sup>。ジェンダー差別と職業分離が、ジェンダー賃金格差を永続化し、農山漁村女性労働者の昇格を妨げている。同じ仕事をしている男女の間の賃金格差は、40%にも上ることもある<sup>16</sup>。「目標8」に沿って、社会保護と結社の自由のあるディーセント・ワークの質と量は、もし貧困が根絶され、エンパワーメントと尊厳を伴った適切な水準の生活が農山漁村女性と女兒のために達成されるべきものならば、政策の優先事項でなければならない。

13. 開発途上国においても先進国においても、農山漁村経済と社会へのその貢献がますます認められるようになっているかも知れないが、農山漁村女性と女兒の権利と優先事項は依然として不十分にしか実現されていない。農山漁村女性は、地方と国の機関やガバナンス・メカニズムに代表者が少なく、家庭とさらに広い社会において発言力も働きも意思決定力も少ない傾向にある。例えば、データが利用で

<sup>13</sup> 同上。

<sup>14</sup> 国際労働機関(ILO)、*働く女性: 2016年の傾向* (ジュネーヴ、2016年); ILOSTAT、2017年。

<sup>15</sup> ILO、「農場でのディーセント・ワーク」(ジュネーヴ、2017年); ILO、*女性農山漁村労働者の結社の自由* (ジュネーヴ、2012年)。

<sup>16</sup> FAO、IFAD及びILO、*農業・農村漁村雇用のジェンダー差別: 貧困から抜け出す差異のある道---状態、傾向及びギャップ* (ローマ、2010年)。

きる 68 の国々の大多数で、農山漁村女性は、その所得がどのように使われるのかを決定する可能性は都会の女性よりも少なかった<sup>17</sup>。農山漁村女性と女兒は、家庭と地域社会において様々な生産的・再生産的役割を果たし続けている。家庭と国の経済が依存しているその労働の多くは、無償のケア労働・家事労働の不相応な割合を含め、依然として無償のままであり、認められていない<sup>18</sup>。

14. 生活時間調査の分析は、ジェンダー不平等と貧しい農山漁村地域への公共投資の欠如を反映して、農山漁村女性が、一般的に、農山漁村男性や都会の男女よりも無償労働により多くの時間を費やしていることを示している。無償労働には、ケア労働(子ども、高齢者及び病人の世話のような)、家事労働(料理、掃除、洗濯のような)、農業労働(例えば自作自給農業または家庭農園における)、水汲みや薪集めのような仕事が含まれる<sup>19</sup>。新たな証拠が、女兒が無償のケアと家事により多くの時間を費やしており、農山漁村地域の男児よりも有償労働に費やす時間が少ないことを示している<sup>20</sup>。公共政策と投資が、農山漁村女性と女兒の無償労働の国の経済への貢献を捉え、無償のケア労働と家事労働を認め、減らし、再配分することにより、ジェンダー平等を推進するために必要とされる。5.4 に沿って、これにはインフラとサービス(持続可能な輸送、持続可能なエネルギー、安全に管理された上下水道、育児、高齢者ケア、保健ケア)及び差別的なジェンダー規範と家庭と社会における慣行の変革を支援する政策が伴う。

15. 貸付、ローン及び貯蓄計画を含め、生産資源と金融サービスへのアクセスを改善することは、所得の少ない自営の農山漁村女性と小規模自作農業者にとって極めて重要である。奨励策は、公共調達と学校給食プログラムを通して、農山漁村女性の市場へのアクセスを促進し、その他のサービスを提供するために生み出すことができる。ある金融機関や農山漁村銀行によって提供されるジェンダーに対応した金融商品や配達物のみならず、非営利セクターによって提供されるよく考えられ、規制された少額金融と金融サービスは、農山漁村女性の経済的安全保障を高めることができる。その成功は、農山漁村女性の権利、エンパワーメント及び関連する政策と慣行を形成する能力を推進する訓練とスキル開発、指導と連帯、より広い地域社会とのかかわりを含め、異なった種類の支援とサービスの統合に大きく依存している<sup>21</sup>。

16. 強化された接続性と携帯電話技術は、女性農業者に、天候と気候、穀物の価格と市場の条件についての情報を提供できる。移動銀行業務と共に、これらは多くの国々で農山漁村女性の起業を促進するものと信じられている。同様に、持続可能なエネルギー・セクターでは、再生可能エネルギー技術の急速に減少する価格が、遠隔の送電網のない場所での太陽光照明、改良されたコンロ、その他のクリーン・エネルギー器具を売ることによって、ますます多くの農山漁村女性が所得を得ることができるようにな

---

<sup>17</sup> 「人口と保健調査プログラム"STATcompiler"」からのデータの国連ウィメンの分析。データは [www.statcompiler/e/](http://www.statcompiler/e/) (2017年11月にアクセス)より閲覧可能。

<sup>18</sup> IFAD、2016年農山漁村開発報告書: 包摂的な農山漁村変革を育成する。

<sup>19</sup> Jacques Charmes、「世界中の生活時間: 生活時間調査の世界的編集の結果」、国連開発計画(UNDP)人間開発報告書事務所背景文書(UNDP、2015年); Debbie Budlender 編、生活時間調査と無償のケア労働 (ニューヨーク、ルートレッジ、2010年)。

<sup>20</sup> Leyla Karimli 他、「無償のケア労働に影響を及ぼす要因と規範: コロンビア、エチオピア、フィリピン、ウガンダ及びジンバブエにおける5つの農山漁村地域社会からの家庭調査の証拠」(オックスファム、2017年)。

<sup>21</sup> ILO、「働く女性: 2016年の傾向」; 国連ウィメン、2015年-2016年

っている。農山漁村女性がそのような装置を得ることは、子ども等が夜勉強したり本を読んだりできることからクリーンな料理用コンロや燃料で料理することにより、家庭の空気汚染と関連する有害な健康インパクトを減らすことに至るまで、様々な利益を与えてきた。

17. そのような小規模な活動を超えて、分権化した持続可能なエネルギーの解決策は、農山漁村女性と女兒の生計、福利、気候強靱性を支援する際に大変に重要であることもある。農山漁村女性の事業と協同組合は、太陽光によって充電される分権化したミニ送電網---または国の送電網から切り離されていない農山漁村地域での家庭での使用のためにも生産的利用のためにも電気を供給するその他の形態の再生可能なエネルギー---を備え付け、管理することにかかわるようになっている。太陽光発電のポンプは、灌漑のための水を供給し、異なった地理的な場と気候条件で、女性農業者に穀物生産と食糧の安全保障を確保する可能性を持つ。太陽光乾燥機、小水力粉ひき機、太陽光冷蔵システムは、農業食品加工、貯蔵、製品の付加価値のための重要な技術である。これらは、例えば人力加工と水汲みにおいて女性が費やす労働と時間を減らしつつ、食物の無駄を減らし、食糧の安全保障を改善する手助けをする。これら利益を実現するためには、女性農業者と農山漁村の女性の事業と協同組合は、適切な技術の移転、貸付と金融及び持続可能エネルギー技術を習得し、管理し、利用するための情報と訓練を通して、いろいろと支援を必要とする。

18. 社会保護をすべての農山漁村女性と女兒に拡大することは、彼女たちが適切な生活水準を達成する手助けができる。人権としての普遍的な社会保護の下限は、基本的な所得保障とサービス、特に保健ケアへのアクセスを保障する。公共事業計画、保証された農山漁村雇用計画及び調整された現金給付は、社会・経済・環境危機または慢性的な失業の状況で重要である。一時的措置として制度化されれば、これらはより永続的な所得源となるかも知れない。賃金のジェンダー平等と共に立案され、女性の再生産と生産の二重の責任を考慮に入れる保証された農山漁村雇用計画は、特に現場での育児、労働時間の減少、肉体労働の減少が女性のために規定されるならば、農業労働者としての所得以上に農山漁村女性に利益を与えることができる。子どもの通学、定期的な保健ケア訪問、改善された家庭の栄養を含めた最低の要件に従って決められる条件付き現金給付は、もし農山漁村女性のために支援サービスと訓練が提供され、支払いがその銀行口座に直接振り込まれるのならば、より永続的利益となる<sup>22</sup>。

19. 農山漁村女性の市民社会団体、事業及び協同組合は、農山漁村女性を集め、団結させ、その発言力、働き及び政治的・経済的領域での代表者数を支援し、その権利を主張し、彼女たちがその生活と生計に影響を及ぼす決定や制度に影響力を及ぼすことができるようにする際に極めて重要である。生産者協同組合の農山漁村女性は、その労働・資金・資産・知識を集め、それによってフェア・トレード・ネットワークを通して資金調達、技術、市場によりよくアクセスし利用する交渉力を高めることができる。農山漁村女性の協同組合は、同じように組織されていない女性よりもその会員のためにさらに大きな所得の可能性をもって、地方の市場、供給網、政府調達により効果的に参画できる<sup>23</sup>。農山漁村女性の事業と協同組合は、農山漁村地域での社会保護範囲の欠如を埋め合わせるための社会ケア・サーヴィ

<sup>22</sup> 国連ウィメン、2015-2016年世界の女性の進歩。

<sup>23</sup> 女性の経済的エンパワーメントに関する高官パネル、「誰も取り残さない：ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントのための行動の呼びかけ」（2016年）。

スも提供できる<sup>24</sup>。

### III. 土地と土地保有の保障への農山漁村女性の権利を保障する

20. 農山漁村女性と男性にとって、土地と天然資源への権利は基本的なものであり、土地はおそらく最も重要な家庭資産である。しかし、女性農業者は、男性農業者と比べて土地及びその他の生産資産の管理権や所有権へのアクセスがかなり少ない。土地への農山漁村女性の権利は、ターゲット 5.1 と 5.a が矯正することを目的としている不適切な法的・政策的枠組、国内及び地方レベルでの非効果的な実施、差別的なジェンダー規範と慣行によって損なわれている。

21. 農業調査と家庭調査は、女性の土地所有権、利用、管理及び農業保有物に関する不完全な性別データとジェンダー統計しか提供してこなかった。農業調査データに基づく FAO の「ジェンダーと土地所有権データベース」は、地域によって様々ではあるが、全世界で土地保有者の 20%未満が女性であることを示している。161 か国のデータによれば、そういった国々のわずか 37%で男女が土地を所有し、利用し、管理する平等な権利を有している。そういった国々の 59%で、法律は男女の同等の権利を保証しているが、慣習的・宗教的慣行はしばしば女性を差別し、国の法的規範完全実施を損なっている。こういった国々の残る 4%では、女性は土地を所有し、利用し、管理する法的権利を全く持っていないことは明白である<sup>25</sup>。

22. 農山漁村女性の土地の権利には所有権、管理権、土地のアクセスと利用及び地域社会・慣習的・集団的・合同・個人の保有を含め、様々な土地保有制度におけるその資源のアクセスと利用が含まれる。女性は男性よりも土地の権利が少ないのみならず、男性の家族を通して権利を持ち離婚・寡婦・男性の親戚の移動の場合に権利を失う危険を冒すことを意味するいわゆる二次的土地の権利にしばしば限られている。ほとんどの女性の土地の権利は、成文法によって認められている時でさえまたは法改革の一部として慣習法によって奪われている。女性は相続権を欠いているために明け渡し請求を受け、男性の配偶者が亡くなると、その男性の親戚の権利が、しばしば寡婦の権利に優る。女性が完全に直接的な土地への権利を有していることはめったになく、男性の親戚を通して二次的主張者として交渉しなければならない<sup>26</sup>。

23. 多くの国々で、農山漁村の土地はしばしば文書化されておらず、土地の奪取と収用に対して土地を非常に脆弱にしており、補償がほとんどまたは全くなく、強奪と排除に対して地方社会を脆弱にしている。効果的で透明性のある土地管理の欠如は、地方の農業の生計と食糧の安全保障を危険にさらす恐れのある最近の外国の直接投資関連した大規模な土地の取得に直面して、慣習的な共有及び個人の土地が登記されておらず、認められておらず、無防備であることを意味する。女性農業者は、家庭と地域社会における限られた移動性と意思決定力と相まって、土地と生産資産への不平等なアクセスと管理権のために、大規模な土地の奪取と収用によって不相応な悪影響を受けている(A/69/156 を参照)。

<sup>24</sup> ILO、働く女性：2016年傾向；ILO、協働組合を通してケアを提供する：調査と面接の結果（ジュネーブ、2016年）。

<sup>25</sup> FAO のジェンダーと土地所有権データベース。www.fao.org/gender-landrights-database/en/より閲覧可能；経済協力開発機構他

<sup>26</sup> Carmen Diana Deere 他、「女性の土地所有権と農業意思決定への参画：エクアドル、ガーナ及びインドのカルナタカからの証拠」、調査説明シリーズ、第2号（バンガロール、インド管理機関、2013年）；FAO、「ジェンダーと土地の権利」、経済社会の視点、政策説明第8号（ローマ、2010年）。

24. 「2030 アジェンダ」で、加盟国は、進歩が性別データを通して測定され、監視される「目標」全体にわたって、土地の権利と土地保有の安全に関する7つのターゲットと6つの指標を定めた。3つの指標は、特に女性の土地の権利と土地保有の安全に関連している。つまり、土地の権利の保障に関する指標1.4.2、農地の権利に関する指標5.a.1、女性の平等な土地所有と土地管理への権利を保障する慣習法を含めた法的枠組に関する5.a.2である。

25. 農山漁村女性の土地保有の安全は、ジェンダーに対応した法改革、資産移転プログラム及び土地の資格付与を通して強化できる。女性と女兒を差別する相続・婚姻法の改革が中心である。財産の分割に対して合同・共有財産に関する婚姻制度は、娘と息子の平等な相続権のように、女性の土地の権利を優遇する傾向にある。女性が家長である家庭に土地を配分し、女性の名義で土地の資格を与えたり、夫婦の名義で合同の資格付与の規定を設けたりする資産移転プログラムは、女性の土地保有保障を高め、彼女たちが貸付及びその他の生産資源にアクセスできるようにするかも知れない。女性団体または農業者協同組合による集団的土地保有または所有は、女性が土地と関連する生産の所有権または管理権へのアクセスを高めるもう一つの手段である<sup>27</sup>。

26. 地方・国内レベルでの複雑な、重なり合う土地保有・ガバナンス制度のために、土地改革は、企画し、実施するのが難しい。ジェンダーに配慮した土地法、政策、規則及び手続は、議会、行政サーヴィス及び土地委員会を含め、あらゆるレベルのガバナンスでの女性の声、働き、代表者数によって支援される必要がある。「国の食糧の安全保障の状況での土地保有・漁業・林業の責任あるガバナンスに関する任意のガイドライン」は、農山漁村女性の土地の権利と土地保有の安全を推進する効果的ツールとなることができる。農山漁村女性の団体は、政府と市民社会のジェンダー平等提唱者と共に、その資格に対する女性の法的識字と意識を高め、差別的な社会規範を矯正する手助けができる。そのような団体は、証拠はその結果の継続中のインパクトに関して様々ではあるが、世界中の国々で女性の土地の権利に味方して、法的・政策的・制度的・社会的改革を効果的に追求するために出動してきた<sup>28</sup>。

27. 女性の土地及びその他の生産資源への権利を保障することは、改善された家庭の福祉と農山漁村女性と女兒の幅広い利益と相関関係にある。女性は家族、家庭及び地域社会の中でさらなる意思決定力と経済的独立を得ている。土地、財産及びその他の生産資源へのアクセスに関して、男性と比べて女性を不利な立場に置く法律と慣行の撤廃は、親密なパートナーからの暴力を減らす手助けともなる<sup>29</sup>。安全な土地保有は、女性の社会的・政治的地位を高め、経済的正義への道を提供する。立ち退き、収用、食糧の不安定及び貧困の脅威を減らすことにより、安全な土地の権利と土地保有は、家庭における女性の交渉力を高め、経済的・公的生活へのその参画を強化する。

---

<sup>27</sup> Abena Oduro、「資産の管理と所有：ジェンダー平等と農山漁村女性のエンパワーメントを高めるための手段」、CSW62のための専門家グループ会議のための背景文書(2017年)；国連ウィメン、*2015-2016年世界の女性の進歩*。

<sup>28</sup> 同上。

<sup>29</sup> Lori L. Heise 及び Andreas Kotsadam、「パートナーからの暴力の全国的な様々なレベルの相関現象：母床団に基づく調査からのデータの分析」、*ランセット世界保健*、第3巻、第6号(2015年6月)、e332-e340頁。[http://dx.doi.org/10.1016/S2214-109X\(15\)00013-3](http://dx.doi.org/10.1016/S2214-109X(15)00013-3)より閲覧可能。

#### IV. 農山漁村女性と女兒のために食糧の安全保障と栄養を強化する

28. 適切な質と量の食糧と栄養への農山漁村女性と女兒の権利の実現は極めて重要である。しかし、農山漁村女性と女兒は、大部分が紛争、人道危機及び旱魃や洪水のような気候関連のショックのために、世界的に慢性的に栄養失調の人々の数が増加している状態で、食糧の不安定と栄養失調で苦しみ続けている。食糧の安全保障は、近年の急激な輸出と財政資金の減少が輸出の減少と上昇する国内の食糧価格から貧しい家庭を保護する財政能力の減少という結果となっている商品の輸出に依存している国々で悪化してきている。世界的に、女性は、男性よりも食糧の不安定を経験する可能性がわずかに高い。割合は減っているものの、子ども4人中約1人は発育不全で、これが損なわれた認識力、学校や仕事での成績の悪さ、感染による死亡の危険を高めている。全世界の生殖年齢の女性の3分の1が、貧血に罹り、自分自身の健康と子どもの栄養と健康を脅かしている<sup>30</sup>。

29. この状況では、女性とその子どもたちの生存と福利のための質の高い栄養に重点を置く栄養上のエンパワーメントがカギとなる。農業生産と食糧生産を高める介入は、必ずしも改善された栄養の成果にはならない。特に、もっぱら所得創出に重点を置く女性のエンパワーメントを推進し、農業の生産性を高める開発介入は、農山漁村女性の労働の重荷(農場でも農場外でも、有償でも無償でも)を偶然に増やすかも知れず、それによってその健康と栄養を損なうかも知れない。栄養上のエンパワーメントには、農山漁村女性が適切な栄養上の成果を達成しその栄養上の安全保障と健康を改善する対象を絞った政策対応を提供することを妨げる構造的要因、制約、規範の評価を伴う<sup>31</sup>。

30. 「2030 アジェンダ」の特に「目標2」で、加盟国は、食糧の安全保障と栄養の実現において農山漁村女性と女兒を不利な立場に置く、構造的障害に対処した。しかし、最近の進歩の評価は、飢餓と栄養不良が、世界中の食糧危機に効果的に対応するためにさらに調整された努力とさらなる投資がなされない限り、2030年までには根絶されないであろうことを示している。そうすることには、農山漁村地域のディーセント・ワークと社会保護を拡大し、農業の生産性と小規模自作農の所得を高め、小規模自作農の持続可能な農業と食糧生産システムを支援し、農業の生物多様性の利益を保存し公正に分ち合うことを伴うであろう。女性のエンパワーメントとジェンダー平等を優先しつつ、農業開発と食糧の安全保障のための国内の政策スペースを保護する貿易規則を交渉することも伴うであろう(A/72/303を参照)。

31. 農山漁村の女性農業者は、食糧の安全保障と栄養のために農業生態系の気候に強靭な農業方法を行って、持続可能な農業にますますかかわっている。これを実現するために、自らの資格において生産者として正式に認められる必要があり、生産者協同組合、土地管理と水管理委員会の意思決定に参画する必要がある。農山漁村女性が地方及び国の政策対話を開催し、参加し、意思決定者とかかわるようエンパワーされることが極めて重要である。農山漁村の女性生産者団体への公共・民間投資は、作物の気候に強靭な多様な生産と商業化を可能にするために必要である。地方と国の資金提供メカニズムが、農山

<sup>30</sup> FAO、IFAD、国連子ども基金(ユニセフ)、世界食糧計画及び世界保健機関(ILO)、2017年世界の食糧の安全保障と栄養の状態: 平和と食糧の安全保障のための強靭性を築く(ローマ、2017年)。

<sup>31</sup> Sudha Narayanan 他、「栄養における農山漁村女性のエンパワーメント: 診断を食糧、健康、制度に関連させる提案」、CSW62の専門家グループ会議のための背景文書(2017年)。



漁村女性の有機農業と農業生態系の方法を推進するために設立される必要がある。これらには、気候に強靱で、生態系と農業の生物多様性を保護し、食糧の安全保障と栄養を強化する先祖伝来の、先住民の、現代の技術慣行が含まれる<sup>32</sup>。

## V. 農山漁村女性と女兒に対する暴力と有害な慣行に対処する

32. 女性と女兒に対する暴力は、その撤廃が「目標 5」ターゲット 2 で強調されているすべての国々での重要な人権侵害である。暴力は、私的な場所でも公的な場所でも起こり、多くの形態を取る。世界的に、3分の1以上の女性が親密なパートナーからの身体的・性的暴力またはパートナーではない者からの性暴力を生涯のある時点で経験してきた<sup>33</sup>。すべての国々のデータは利用できないが、過去 12 か月に夫/パートナーによる身体的または性的暴力に関する最近のデータを持つ 48 か国のうち、26 か国が、都会地域よりも農山漁村地域で高い割合を示した<sup>34</sup>。北米では、利用できる情報が、農山漁村、都会、郊外地域で親密なパートナーによる暴力の割合は類似する傾向にあるが、ある型の親密なパートナーによる暴力(性的・慢性的・強度の暴力と殺人)は農山漁村地域の方が高いかも知れないことを示している<sup>35</sup>。

33. 農山漁村地域での有害な慣行の撤廃(ターゲット 5.3)も、不完全なデータのために測定が難しい。過去 30 年にわたる女性性器切除の広がり全体の縮小にもかかわらず、これはアフリカと中東に集中して、2 か国で未だに行われており、移動の流れを仮定すれば、世界中の女性と女兒に悪影響を及ぼしている。4,400 万人が 15 歳未満である推定 2 億人の女性と女兒がほとんどの国々で 5 歳になる前にこの慣行を受けている。29 か国中 22 か国で、15 歳から 49 歳までの女兒と女性に関するデータによれば、女性性器切除は農山漁村地域でより一般的であるのかも知れない。母親たちが報告したように、14 歳未満の女兒にとって、データが利用できる 20 か国中 15 か国でこの慣行は都会地域よりも農山漁村地域でより一般的であるのかも知れない。この慣行の支援に関しては国々の間でまちまちではあるが、女性性器切除の継続に対するより多くの支援が、農山漁村地域に存在しているようである<sup>36</sup>。

34. 子ども結婚、早期・強制結婚の発生は世界的に減少してきたが、現在生きている 7 億人の女性と 1 億 5 千万人の男性は子どもとして結婚している。毎年、約 1,500 万人の女兒が 18 歳に達する前に結婚しており、その多くがサハラ以南アフリカと南アジアの農山漁村地域の最も貧しい家庭の出身である。アフリカでは、最も貧しい人々の子どもの結婚の程度は 1990 年以来変化しておらず、子ども結婚の数がもっと多い国々は南アジアにある。学校教育をほとんど受けていない女兒は、中等教育を受けている女兒の 6 倍も子ども結婚をする可能性が高い。人口の最も貧しい 20%の中にいる女兒と農山漁村地域で暮らしている女兒が、最も危険にさらされている。全世界で、西アフリカと中央アフリカ、ラテンア

---

<sup>32</sup> 懐柔委員会、「持続可能な開発時代の農山漁村女性のエンパワーメント」(2017 年)。

<sup>33</sup> 2015 年世界の女性: 傾向と統計 (国連出版物、販売番号 E.15.X.VII.8)、第 6 章。

<sup>34</sup> 「人口保健調査プログラム "SATcompiler"」からのデータの国連ウィメンによる分析。

<sup>35</sup> Kate M. Edwards、「親密なパートナーからの暴力と農山漁村-都会-郊外の格差: 神話化現実化? 重要な文献レビュー」、トラウマ、暴力、虐待、第 16 巻、第 3 号(2015 年)、359-373 頁。

<sup>36</sup> ユニセフのデータの国連ウィメンによる評価。 <http://data.unicef.org/topic/child-protection/female-genital-mutilation-and-cutting/> (2017 年 11 月にアクセス)より閲覧可能; ユニセフ、「女性性器切除/割礼: 世界の懸念」(2016 年)。

メリカとカリブ海諸国の中には、農山漁村の子ども結婚が都会の子ども結婚の約2倍である状態で、農山漁村女兒は、都会の女兒よりも結婚する可能性がより高い<sup>37</sup>。

35. 子ども・早期結婚は、女性と女兒の性と生殖に関する健康と権利に対して明確な意味合いを持っている。これには、安全なセックスと家族計画に関する情報、適切な保健ケア、意思決定力の欠如、15歳から19歳までの女兒の二番目に大きな死亡原因である併発症のさらなる危険を伴う、女兒の身体が完全に成熟する前の早期妊娠と出産、HIVを含めた性感染症に対する脆弱性が含まれる<sup>38</sup>。子ども・早期結婚は、女性と女兒の働きと精神的福利も損ない、特に強制結婚の状況では、ドメスティック・ヴァイオレンスに対する脆弱性を増す<sup>39</sup>。

36. 大規模な公共の意識・アドヴォカシー・イニシャティヴが、女性に対する親密なパートナーからの暴力、子ども結婚と早期・強制結婚及び女性性器切除に関連する慣行と態度を変えるために農山漁村地域全体にわたって必要とされ、男性・男児のみならず、女性と女兒を対象とするべきである。女性と女兒に対する暴力と有害な慣行に対処するその他の予防措置には、女兒と若い女性の教育、知識でのエンパワーメントとスキル及び有害な慣行を廃絶するために両親と地域社会をエンパワーすることが含まれる。条件付き現金給付のような経済的奨励策が、子ども結婚と子ども労働を減らし、女兒の通学率を高める際に効果的であるかも知れない。女兒と男児の結婚最低年齢を18歳と定める法律を制定し、施行するのと同様に、女性と女兒に対する暴力を禁止する法律と政策を強化し、施行することも極めて重要である。暴力と有害な慣行を受けている農山漁村の女性と女兒は、基本的な社会・保健・司法サービスへのアクセスを保証されなければならない<sup>40</sup>。暴力を受けてきた農山漁村の女性と女兒のための遠隔地ヘルプデスクを創設し、捜査し、情緒的・医療的支援を提供できる警察官や保健ワーカーに警告を出すような場合に、携帯技術は役に立つものであった。同様に、携帯ホットラインは、女性性器切除に直面している女兒を支援する手助けをし、いずれの場合にも、犯罪の訴追と司法の提供を支援できる<sup>41</sup>。

## VI. 保健ケアと性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを保障する

37. 質の高い基本的保健ケア・サービスへのアクセス(「目標3」、ターゲット8)と性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセス(「目標5」、ターゲット6)を確保することは、到達できる最高の水準の健康への農山漁村女性と女兒の権利を実現するために必要である。保健施設と資格のある保健専門家からの距離が、農山漁村女性と女兒の重大な懸念である。保健施設にアクセスできないことが、62か国で利用できるデータによって示されたように、特に性と生殖に関する健康に関して、都会地域よりも農山

---

<sup>37</sup> ユニセフ、「子ども結婚をなくす: 進歩と見通し」(2014年); ユニセフ *2016年世界の子どもの状態: すべての子どもの公正なチャンス* (ニューヨーク、2016年)。

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> 女性と健康サマ-リソース・グループ、「データは語る: 早期結婚と健康」(2015年)。

<sup>40</sup> ユニセフ、*2016年世界の子どもの状態*; ユニセフ、「子ども結婚をなくす」; 国連ウイメン他、「暴力を受けている女性と女兒のための基本的サービス・パッケージ」(2015年)。

<sup>41</sup> 持続可能な開発のためのブロードバンド委員会、「教育作業部会: 生活と仕事のためのデジタル・スキル」(パリ、ユネスコ、2017年); 保健と教育助言リソース・チーム、「ヘルプデスク報告書: アフリカでの新革新とテクノロジーを通じた性と生殖に関する健康と権利へのアクセスを高める」(2015年)。

漁村地域の女性と女兒にとって深刻な問題である。後発開発途上国では、農山漁村女性は、都会の女性よりも、熟練した保健専門家の介助で出産する可能性が18%低い。多くが予防できる妊産婦死亡は、女性と女兒、特に最も貧しく、農山漁村地域で暮らしている者にとっての不適切な保健サービスに関連している<sup>42</sup>。

38. 安全で信頼できる上下水道へのアクセスの欠如に関連する死亡と病気は、貧しい農山漁村女性と女兒に不相応な悪影響を及ぼしている。2015年に、66億人の人々が改善され飲用水の水源にアクセスできていたが、安全に管理された飲用水の利用可能性は、都会地域では推定68%、農山漁村地域ではわずか20%と依然として低い。安全に管理された上下水道の欠乏と戸外での排泄の慣行は、主としてサハラ以南アフリカと南アジアで起こっている。農山漁村地域の最も貧しい人たち、特に悪い妊娠成果、妊産婦死亡、暴力及び心理社会的ストレスを受けている女性と女兒が最も苦しんでいる。月経衛生管理も、家庭であろうと、学校であろうと、職場であろうと、水、石鹼、下水施設がなければ難しい。万人のための安全で料金が手頃な飲用水及び適切で公正な下水施設と衛生への普遍的で公正なアクセスの達成と戸外排泄をなくすこと(「目標6」、ターゲット1)には、農山漁村女性と女兒を優先し、重要な地理・ジェンダー・保健の不平等に対処する政策とプログラムを必要とする<sup>43</sup>。

39. 性と生殖に関する健康と権利に関連する情報とサービスへのアクセスの欠如は、特に農山漁村女性、特に若い女性と女兒にとって痛切である。世界的に、家族計画の満たされないニーズが、開発途上国の2億1,400万人の女性の生活に悪影響を及ぼしている。農山漁村地域は、約77か国で利用できるデータによれば、都会地域よりも満たされないニーズが多いことを示している<sup>44</sup>。例えば、出生前ケアを支援する多様な携帯保健アプリは、場合によっては、性と生殖に関する健康と権利に関連する情報とサービスへの農山漁村女性と女兒によるアクセスを高める手助けをしてきた。携帯電話診療所と電話医療相談が、農山漁村女性と女兒に届くために配置されてきた国もあり、携帯学習プラットフォームが、関連するトピックについて保健ワーカーや専門家を訓練するために配置されてきた<sup>45</sup>。農山漁村女性と女兒は、包括的な性教育を含め、様々な支援を受けつつ、自分自身の性と生殖に関する健康を管理し、その性と生殖に関する権利を行使する資金と機会を必要としている。さもなければ、教育を達成し、生計を稼ぎ、健康で生産的な生活を享受するということになる。彼女たちは、大変に不利な立場に置かれることになる<sup>46</sup>。

## VII. 農山漁村女兒と女性に質の高い教育を提供する

40. 生涯を通して、質が高く、料金が手頃で、アクセスできる教育への農山漁村女性と女兒の権利の実現は、「目標4」を達成する核心にある。開発途上国における初等教育就学率のジェンダー同数を達成す

---

<sup>42</sup> 国連ウィメン、2015-2016年世界の女性の進歩。

<sup>43</sup> Joanna Esteves Mills 及び Oliver Gumming、「カギとなる保健・社会成果に上下水道と衛生が与えるインパクト：証拠のレビュー」(ユニセフ、2016年)。

<sup>44</sup> WHOの家族計画/避妊法ファクト・シート2017年。www.who.int/mediacentre/factsheets/fs351/en/; 人口保健調査プログラム"STARcompiler"からのデータの国連ウィメンの分析。

<sup>45</sup> 持続可能な開発ブロードバンド委員会、「教育作業部会」。

<sup>46</sup> ジェンダー平等に関する開発援助委員会ネットワーク、「女性の経済的エンパワーメント」(OECD、2012年)。

る際の進歩にもかかわらず、特に農山漁村地域で普遍的な初等教育修了に到達するためにはまだなすべきことが残っている。学校におけるジェンダー同数に向けた進歩は、すべてが農山漁村地域でより著しい傾向にある教科書、カリキュラム、授業方法論、ICTを含めた情報へのアクセス、教育の場の内外での慣行と行動において根強いジェンダー差別と固定観念によって相殺されている。農山漁村女性と女兒が経験している重複し、重なり合う不平等と重複し、重なり合う形態の差別は、通学、識字、成人教育の点で彼女たちを大変に不利な立場に置いている。貧困と位置が、農山漁村地域の最も貧しい女兒が学校から排除される最大の危険にさらされている状態で、女兒が学校に通うかどうかを決定する要因である。農山漁村女兒にとって特に懸念されるのは、特に女性教員の準備、募集、引き留めとなると農山漁村地域での資格のある教員の根強い、広がった欠如である(A/72/207)。

41. ICTへの農山漁村女性と女兒のアクセスを保障することは、彼女たちの生計、福利、強靱性にとって緊急に必要なスキル、情報、知識を伝える手助けをするかも知れない。携帯テクノロジーがさらに広がってきていても、デジタル・ディヴァイドは、依然としてジェンダー化されたままであり、オフラインの39万人の人々が農山漁村地域にいて、比較的貧しく、教育程度も低く、女性と女兒である傾向にある。携帯電話を所有したり利用したりするコストは、南アジア、東アジア、サハラ以南アフリカの農山漁村地域では特に女性のためのかなりの障害である。学習のためのICTの利用は世界中の学校でその地歩を固めてきたが、デジタル・ディヴァイドは、貧しい農山漁村の女兒にとっては携帯学習機会の場合には特に手におえないものであるかも知れない。農山漁村地域の多くの学校は、電気もコンピュータも欠いており、どちらもない貧しい家庭の農山漁村女兒にとっては学校外のICTへのアクセスの点では状況はさらに悪い可能性が高い。携帯電話は、よりアクセスできる代替手段であるかもしれないが、そのような器具が学習を支援し初等・中等教育でジェンダー格差を減少させる相対的效果に関する証拠はまだはっきりしていない<sup>47</sup>。

42. 貧しい農山漁村の若い女性は、農山漁村の平均よりもかなり識字率が低い傾向にある。データのある国々の大半で、貧しい農山漁村女性の半数未満しか基本的な識字技術を有していない。携帯テクノロジーが識字率を高める可能性はあるが、農山漁村女性が携帯学習にかかわるためには様々な課題が対処されなければならない。携帯電話へのアクセスは、コストと遠隔の農山漁村地域の接続性に関連した複雑性によって阻まれることもあるが、携帯電話を共有することが、コストを削減し、協働的学習を高めることもできる。女性の学習のための携帯電話の利用を制限する差別的なジェンダー規範と慣行がより手ごわい。男性とより幅広い地域社会をかかわらせることと携帯識字コンテンツを地方の言語で学習者の地域社会と関連させることが役立つかも知れない<sup>48</sup>。さらなるより組織的な投資が、万人のための普遍的な無料の公共の万人のための初等・中等教育を達成し、あらゆるレベルの授業で資格のある教員を持つ農山漁村地域の教育施設を提供することが要請される。

## VIII. 結論と勧告

### 43. ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントと人権は、「北京宣言と行動綱領」及び

---

<sup>47</sup> ユネスコ、2016年世界教育監視報告書、ジェンダー・レビュー（パリ、2016年）。

<sup>48</sup> 同上；Carolina Belalcazar、携帯電話と識字：女性の手にあるエンパワーメント（パリ、ユネスコ、2015年）。

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全かつ効果的で促進された実施にのっての基本である。農山漁村女性と女児の適切な水準の生活、暴力と有害な慣行を受けない生活、土地と生産資産、食糧の安全保障と栄養、ディーセント・ワーク、教育と性と生殖に関する健康と権利を含めた保健への権利の成就が基本である。新たな公約、改善された政策とその厳格な実施、増額された政府開発援助を含めあらゆる筋からのさらなる資金調達、どの農山漁村女性と女児も取り残さないために必要とされる。

44. 農山漁村女性と女児の生計、福利、強靱性を支援し、農山漁村女性と女児が課題に対応し、変革の機会をとらえるよう構造的障害と差別的な法律とジェンダー規範を撤廃するために、すべてのステイクホルダーによって努力が払われる必要がある。政策とプログラムは、ディーセントな農場及び農場外の仕事、社会保護へのアクセスのみならず、農山漁村女性と女児の持続可能な小規模自作農の生産を推進すべきである。彼女たちの無償労働が認められ、あてにされ、無償のケア労働と家事労働が減らされ、インフラとサービスの提供を通して再配分されるべきである。土地保有の安全、食糧の安全保障と栄養への農山漁村女性と女児の権利が支援され、経済的・社会的・環境的ショックとストレスから守られる必要がある。農山漁村女性と女児に対する暴力と有害な慣行は撤廃されなければならない。安全に管理された上下水道及び教育と性と生殖に関する健康と権利を含めた保健サービスの提供が強化される必要がある。適切な技術移転を通して、ICT と持続可能なエネルギー技術の約束が果たされるべきである。農山漁村女性の市民社会団体、事業、協同組合への支援は、農山漁村女性と女児の人権とエンパワーメントとその公的討議と政策プロセスへの効果的参画を実現する際に極めて重要である。

45. ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントとその人権を達成するために、女性の地位委員会は、以下の行動をとるよう、各国政府とその他のステイクホルダーに要請したいと思ってもよからう：

*規範的・法的枠組を強化し、農山漁村女性と女児を差別する法律と政策を撤廃する*

(a) 農山漁村女性と女児の誰も取り残さないという統合された枠組を構成しているジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントとそのすべての人権の完全享受の実現に関する既存の公約と責務に関して行動をとること。

(b) 農山漁村女性と女児に対する差別を禁止する法律、政策、規則を強化して施行し、若い女性と女児、高齢女性、一家の長、先住民族女性、HIV/エイズの悪影響を受けている女性、障害を持つ女性及び移動者、難民、国内避難民として彼女たちが直面している重複し重なり合う不平等と周縁化に対処する対象を絞った措置を実施し、ジェンダーに配慮した農山漁村開発政策を強化すること。

(c) 親密なパートナーからの暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと性暴力並びに子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような農山漁村女性と女児に対するあらゆる形態の暴力と有害な慣行を防止し、撤廃する努力を加速すること。

(d) 土地と土地保有の安全への農山漁村女性と女児の権利を保護し、推進し、生産資源と資産、その他の形態の財産、相続、天然資源と金融サービスへのその平等なアクセスと管理を確保する法的・行政的改革を行うこと。

(e) あらゆるレベルの意思決定を含め、農山漁村開発とガバナンスへの農山漁村女性と女児の完全

で平等な参画とリーダーシップを保障すること。

(f)農山漁村女性と女兒による司法、法的救済策及び法的支援へのアクセスを推進すること。

*農山漁村女性と女兒のエンパワメントのための経済的・社会的政策を実施する*

(g)国際投資と貿易規則の否定的インパクトを緩和することにより、農山漁村女性と女兒及びその地域社会の小規模自作農業生産と食糧の安全保障と栄養を支援するマクロ経済政策を追求すること。

(h)農山漁村の貧困を根絶し、農山漁村女性のディーセント・ワークと所得保障、気候に強靱な農業生産及び食糧の安全保障と栄養を支援する経済・社会政策を制定すること。

(i)基本的インフラ(ICT、持続可能なエネルギー、持続可能な輸送及び安全に管理された上下水道)とサービス(ケア、教育、性と生殖に関する健康を含めた保健及び女性に対する暴力に対する防止と対応)に投資することにより、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワメントを推進する財政政策を立案し、実施すること。

(j)社会保護範囲を農山漁村女性と女兒に拡大し、万人のための社会保護へのアクセスを確保するために社会保護下限を確立する財政支出を優先すること。

(k)正規・非正規経済ですべての農山漁村女性と女兒の働く権利と職場での権利を確保し、すべての農山漁村女性労働者が、国際労働基準と国内の労働法によって平等に保護されることを保障すること。

(l)農山漁村地域の農業及び非農業雇用で同一価値労働同一賃金の原則を支持する法律と規則を実施し、施行すること。

(m)農山漁村地域での強制労働、人身売買された労働、子ども労働を大目に見る政策と慣行を撤廃すること。

(n)農山漁村男性・男児との責任の平等な共有とインフラ(持続可能なエネルギー、持続可能な輸送と安全に管理されている上下水道)、技術と公共サービス(アクセスでき、質の高い育児及びその他の扶養家族のためのケア施設)の提供を通して、その無償のケア労働と家事労働の不相応な割合を減らし、再配分することにより、農山漁村女性と女兒が行う無償労働を認め、測定する対象を絞った措置を行うこと。

(o)国内総生産の計算と経済・社会政策の策定に、無償のケア労働と家事労働を含め、農山漁村女性と女兒が行う無償労働の価値を組織的に測定し組み入れること。

(p)財政識字とデジタル識字を含め、スキルを改善することにより、農山漁村女性、特に若い女性の労働力への参入を促進すること。

(q)農山漁村女性の事業と協同組合からの取引と調達を割合を増やし、彼女たちの地方、国内・国際市場へのアクセスを育成すること。

(r)基本的インフラ、サービス、ディーセント・ワーク及び社会保護を提供することにより、経済的・政治的・社会的ショック、紛争と人道危機に対応する農山漁村女性と女兒の能力を強化すること。

(s)資金調達、持続可能なエネルギー及びその他の技術、情報、社会保護へのアクセスを強化することにより、気候変動と環境悪化(森林伐採、砂漠化、農業生物多様性の喪失)に対する農山漁村女性と女兒の強

韌性を築くこと。

(t)農山漁村女性と女兒のための質が高く、アクセスできる保健ケア施設と支援サービスへの財政投資を増やし、農山漁村地域の妊産婦死亡率を減らし、出産前、出産中、出産後の質の高いケアへのアクセスを高める措置を取り、包括的な性教育を提供すること。

(u)農山漁村女性と女兒による家族計画のための保健ケア・サービスを含めた性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障し、強制、差別、暴力なしに、自分のセクシュアリティに関連する事柄を管理し、自由に責任をもって決定する権利を実現すること。

(v)農山漁村女性と女兒の保健・社会サービスを含め、農山漁村地域での HIV/エイズ予防・治療・ケアを強化すること。

(w)教育におけるジェンダー格差を撤廃し、質の高い教育(初等・中等・職業・技術)とその修了における農山漁村女性と女兒の完全かつ平等な参画を保障し、ICT で可能となる携帯学習と識字訓練の範囲を拡大し、農山漁村地域で良好な学校インフラと質の高い教員を提供すること。

(x)年齢別・性別データを収集し、分析し、普及し、農山漁村女性と女兒のための政策と行動を支援し、「目標」に向けた進歩を監視し、追跡するジェンダー統計を生み出す国の統計局及びその他の関連機関の能力を高めこと。

*農山漁村女性と女兒の集団的声、リーダーシップ及び意思決定を強化する*

(y)生計、福利、強韌性に影響を及ぼす決定、政策、機関に農山漁村女性と女兒及びその団体が完全に積極的に参画することを保障すること。

(z)非正規の移動労働者を含め、農山漁村の女性労働者が組合を組織し、これに加わり、経済的意思決定と政策策定に参画できるようにする結社の自由と団体交渉への権利を保護すること。

(aa)女性の事業、農業者団体、生産者協働組合及びその他の市民社会団体における農山漁村女性の効果的な参画、意思決定及びリーダーシップを支援すること。

(bb)農山漁村女兒と若い女性が、発言力、働き、リーダーシップを行使するため自分たちの団体を結成する機会を提供すること。

46. 委員会は、あらゆるレベルで上記の勧告を実施し、測定し、監視する際に、加盟国を支援するために集団的に活動するよう、金融機関を含めた国連システム及びその他の国際団体に要請したいと思ってもよからう。

# CSW47 の合意結論の実施の見直し(E/CN.6/2018/4)

## 事務総長報告書

### 概要

本報告書は、「女性のメディアと ICT への参加とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用」に関する CSW47 の合意結論を加盟国が実施してきた程度を見直し評価するものである。本報告書は、合意結論を実施する際に国内レベルでとられた行動に関連する進歩、ギャップ、課題を概説するものである。この見直しは、ICT とメディアの急速に変化する環境に対して、また、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択のみならず、情報社会世界サミットとその見直しに続いて行われる。本報告書は、その実施と新たな問題をめぐる関連する規範的發展と行動を省察するものである。

## I. 序論

1. CSW49 で、加盟国は、委員会の新しい作業方法に関して合意したが(経済社会理事会決議 2015/6 号を参照)、これには成果の実施を奨励するために、前回会期の優先テーマに関する合意結論のより厳格な見直しが含まれた。その見直しプロセスの一部として、委員会は、国内レベルでテーマに関して遂げられた進歩に関する報告を検討することになる。
2. 2018 年の CSW62 の見直しテーマは、「メディアと ICT への女性の参画とアクセス及び女性の地位の向上とエンパワーメントのための道具としてのそのインパクトと利用」である。委員会は 2003 年の CSW47 でこのテーマに関する合意結論を採択した(E/2003/27-E/CN.6/2003/12)。
3. この合意結論は、これら問題に関する世界的な規範的枠組を強化し、「北京宣言と行動綱領」の促進された実施に貢献した。この合意結論は、それぞれの優先テーマと ICT との間の関連性に対処することにより、女性の地位委員会の続く審議と合意結論も特徴づけた(例えば、E/2011/27-E/CN.6/2011/12 を参照)。この合意結論は、「情報社会世界サミット(2003 年と 2005 年)」、さらに最近では「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のようなその他のカギとなる規範的發展にも影響を及ぼした。
4. 本報告書は、①デジタル革命とメディア・セクターへの女性の参画と女性のエンパワーメントのためのアプリのための戦略と政策、②ICT とメディアに関する女児と女性のための教育、識字、スキル開発、③意思決定を含めた ICT とメディア・セクターでの女性の昇格、④証拠基盤の強化という領域で、加盟国が合意結論を実施してきた程度を評価するものである。
5. 本報告書は、加盟国<sup>49</sup>。及び「情報社会世界サミット」のフォローアップ、委員会の関連優先・見直しテーマのために準備された事務総長報告書、「北京宣言と行動綱領」採択の 20 周年に当たって、その

<sup>49</sup> アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブルネイ・ダルサラーム、コロンビア、コスタリカ、チェキア、エルサルヴァドル、エストニア、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、ラトヴィア、リトアニア、マリ、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、オランダ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ルーマニア、スロヴェニア、スイス、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、英国、ジンバブエがインプットに貢献した。



見直しと評価の一部として提出された国の報告書<sup>50</sup>を含めたその他の筋から受領した情報に基づいている。本報告書は、CSW62で、学んだ教訓、課題及び好事例の任意での異なった地域の加盟国によるプレゼンテーションを伴うことになる。

## II. 合意結論の実施の状況

6. 2003年の合意結論の採択以来、デジタル革命とメディアの状況でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの情景は、かなり進展してきた。現在のデジタル時代で、ICT<sup>51</sup>は生活のほとんどすべての側面に浸透し、セクターを変革し、相互作用、学習、サービスへのアクセス及び人権の享受に影響を及ぼしている。そのようなテクノロジーは、政治生活と経済への参画のための新しい道を与えてきた。そのようなテクノロジーは、政治生活と経済への参画の新しい道を生み出してきた。デジタルの世界は、動員と変革の新しい道を生み出し<sup>52</sup>、モバイルマネーとデジタル金融への受け入れ<sup>53</sup>のような革新的な形態のサービスを生み出してきた。これは、保健、教育、雇用をめぐる生活を高める機会も可能にしている。変革的可能性を仮定すれば、デジタル・テクノロジーへのアクセスとその適用とインパクトの質的側面はさらなる重要性を帯び、スキル開発をめぐる新しい需要を生み出してきた。

7. 合意結論の中で予想されていなかった一つの主な発展は、オンライン・プラットフォームとソーシャル・メディアの誕生と異常な広がりそれぞれがどのように新しいまた古いコンテンツを発展させ、共有させ、消費させる方法を変えるのかであった。デジタル時代は、女性ジャーナリストが新しく生まれた階層から解放されることを可能にし、市民ジャーナリストと活動家が以前は考えられなかったような方法でマス・コミュニケーションのモードにアクセスすることができるようにする<sup>54</sup>。個人としての女性は、自分の声を聞いてもらい、考えを交換し、独自のしばしばかなり多くの聴衆を生み出すことができ、ソーシャル・メディア利用者の半数以上が女性である<sup>55</sup>。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと権利に重点を置いた素晴らしいフォーラムとして、女性の地位委員会は、ソーシャル・メディア観衆の需要に牽引された増加の適例である。つまり、2012年の委員会の作業のソーシャル・メディアの範囲は800万人の利用者に届き、2017年までには、委員会に関するニュースと最新情報で到達された

---

<sup>50</sup> [www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparations](http://www.unwomen.org/en/csw/csw59-2015/preparations) 及び E/CN.6/2015/3 より閲覧可能

<sup>51</sup> ICTには、インフラ(例えば、インターネットと装置)、コンテンツ、産物とサービス(例えば、ソーシャル・メディア・プラットフォーム、デジタル・メディア・コンテンツ、携帯・ウェブを基盤とした・オフラインのアプリ、データ、人口知能と機械学習及びインターネットオヴシングス)及びオフライン利用(例えば、三次元印刷、ロボット及び自動化)が含まれる。

<sup>52</sup> 例えば、女性のエンパワーメントのためのソーシャル・ネットワークである世界パルスを参照。情報は [www.worldpulse.com/en/about-us/impact](http://www.worldpulse.com/en/about-us/impact) より閲覧できる。出版物 *2013年世界情報社会監視機構: 女性の権利とICT(進歩的コミュニケーション協会と開発途上国との協力のためのヒューマニスト機関(ヒヴォス、2013年))*。 <http://giswatch.org/2013-womens-rights-gender-and-icts> より閲覧可能。

<sup>53</sup> GSMA、「接続した女性: モバイルマネー・ジェンダー・ギャップの地図作成---コート・ド'ワールとマリからの洞察」、2017年4月。 [www.sma.com/mobilefordevelopment/programme/connected-women/mapping-the-mobile-money-gender-gap-our-insight-from-cote-divoire-and-mali](http://www.sma.com/mobilefordevelopment/programme/connected-women/mapping-the-mobile-money-gender-gap-our-insight-from-cote-divoire-and-mali) より閲覧可能。

<sup>54</sup> 国連教育科学文化機関(ユネスコ)、「表現の自由とメディア開発における世界の傾向: 2017/2018年世界報告書」、(パリ、2017年)、 <http://unesdoc.unesco.org/images/0025/002597/259756e.pdf> より閲覧可能。

<sup>55</sup> Monica Anderson、「全体的なソーシャル・メディアの利用で男性は女性に追いつく」、ピュー・リサーチ・センター、2015年8月25日。 [www.pewresearch.org/fact-tank/2015/08/28/men-catch-up-with-women-on-overall-social-media-use/](http://www.pewresearch.org/fact-tank/2015/08/28/men-catch-up-with-women-on-overall-social-media-use/) より閲覧可能。

観衆は1億7,000万人に増えた。

8. しかし、デジタル革命の中で、その可能性にもかかわらず、その利益の配布は均一にも自動的にも感じられていないという認識が高まっている<sup>56</sup>。進歩はオフラインのジェンダー不平等、差別及び暴力を反映することもあればこれによって妨げられることもある。さらに、デジタルの機会を通じたある女性にとっての進歩は、必ずしもすべての女性と女児のための変革に変わるとは限らない。

9. デジタル時代のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するデータは、この現実を反映している。従って、デジタル革命を安全に通過し、利益を得、さらに重要なのは、デジタル革命に貢献するために必要な能力を女性と女児が発達させることができるようにする対象を絞ったデジタル識字とスキル開発を高める必要がある。そのような措置は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとその人権の実現に対する包括的な取組の一部でなければならない。

10. 進歩は、インターネットと携帯電話を含め、ICTへのさらに広がったアクセスにおいて遂げられてきたが、ジェンダー・ギャップは、総会決議70/125号で加盟国によって認められた通り、広がりつつあることを数字が示している。2016年に、インターネット利用者の世界的浸透率は男性よりも女性の方が12%少なく、ジェンダー・ギャップは後発開発途上国では31%でさらに大きい(E/2017/66参照)。30%から50%の女性が経済的・政治的エンパワーメントのためにインターネットを利用する可能性がより低いことをデータが示しているように、エンパワーメントの目的でのICTの利用におけるジェンダー・ギャップもある<sup>57</sup>。

11. 女性のエンパワーメントを推進するデジタル製品とサービスの開発と適用も遅れている。「オンライン女性の権利」プロジェクトは、女性のための関連コンテンツとサービスの利用可能性に関して平均点数10分の4を与えた<sup>58</sup>。同時に、市民社会と女性自身が関連アプリを生み出すことに足を踏み入れていることが分かった。

12. 女性と女児に対する広がった形態のサイバー暴力とハラスメント<sup>59</sup>から機械学習と人工知能におけるジェンダー偏見の永続化に至る新しく出現しつつある脅威も対処されなければならない<sup>60</sup>。オンラインのメディアの世界も深く根付いた否定的な社会規範と女性の描写ためのチャンネルを提供している

---

<sup>56</sup> 世界銀行、2016年世界開発報告書---デジタル恩恵、(ワシントンD.C.、2016年)。

<sup>57</sup> 国際電気通信連合ITU)及びユネスコ、「デジタル機会を倍増する: 情報社会への女性と女児の包摂を強化する」、ジュネーブ、2013年。www.broadbandcommission.org/documents/working-groups/bb-doubling-digital-2013.pdfより閲覧可能; GSMA接続した女性プログラム調査も参照。www.gsma.com/mobilefordevelopment/programmes/connected.woemnも参照; さらに全世界ウェブ財団、「オンラインの女性の権利: アクセスをエンパワーメントに変える」、世界報告書、2015年10月、13-31頁を参照。

<sup>58</sup> 全世界ウェブ財団、「オンラインの女性の権利: 通信簿」。http://webfoundation.org/does/2016/09/WRO-Gender-Report-Card\_Overview.pdfより閲覧可能。

<sup>59</sup> Maeve Duggan、「オンライン・ハラスメント」、ピュー調査センター調査、2014年10月22日。www.pewinternet.org/2014/10/22/online-harassmentより閲覧可能; 及び進歩的コミュニケーション協会の広範な作業(apc.org)。

<sup>60</sup> 例えば、www.genderit.org/sites/default/upload/csw\_map.pdfを参照。機械アルゴリズムの偏見に関しては、Tom Simonite、「電話によって教えられる機械は、女性についての性差別的考えを学ぶ」、2017年8月21日電送。www.wired.com/story/machines-laught-by-photos-learn-a-wexist-view-of-womenより閲覧可能; 及びClaire Cain Miller、「アルゴリズムが差別するとき」、ニューヨーク・タイムズ、2015年7月9日、www.nytimes.com/2015/07/10/upshot/when-algorithms-discriminate-html?\_r=0より閲覧可能を参照。

61. 女性ジャーナリストは、オンラインの虐待、ストーキング及びハラスメントを経験している<sup>62</sup>。全世界ウェブ財団の調査で、74%の国々が、オンラインの暴力を止めるために十分なことをしていないことが分かった<sup>63</sup>。

13. 女性がデジタル革命から完全な利益を受けるために、女性は、ICTに関連したセクターで、労働力と事業と指導的地位で平等に代表されている必要がある。そのようなテクノロジーは、今後の職の90%がICT技術を必要とするものと予測されている状態で、ますます女性の経済的エンパワメントの中心となっている<sup>64</sup>。「女性の経済的エンパワメントに関する事務総長の高官パネル」は、仕事の未来と第4次産業革命の状況で、デジタル・スキル開発の重要性を強調したが、そのようなスキルは、21世紀の一連の新スキルの一部とも見られており<sup>65</sup>、教育アジェンダの重要な構成要素とも見られている<sup>66</sup>。

14. しかし、ICTとメディア・セクターにおける女性の雇用とリーダーシップの進歩は、2003年の合意結論の採択以来、遅々としているかまたは停滞している。世界的に、女性が中・高等教育から大学、雇用、それから引き留め、昇格と進むにつれて、調査はICTにおいて女性が真逆さまに転落することを示している<sup>67</sup>。女性は、経済開発協力機構(OECD)諸国のICT労働力のわずか約20%を占めている。彼女たちは、平均して、意思決定の地位の12%を占めており、トップのベンチャー資金提供会社のパートナーのわずか7%を構成している<sup>68</sup>。メディアでは、世界的な労働力と意思決定の役割で、依然として大変に数が少ない。女性は、メディアでは意思決定者のわずか4人に1人を占めており、リポーターの3人に1人、面接を受けた専門家の5人に1人を占めている<sup>69</sup>。映画産業、広告産業は、同様に低い女性の参画率を反映している。メディアを通じた女性の代表者数における進歩も、依然として限られたままである。女性はニュースの話のわずか10%で中心的重点となっており、これは2000年と同じ数字である。ジェンダー固定観念に挑戦しているニュースの割合もほとんど同じで、丁度4%である。メディア内及びメディア全体にわたって女性の参画を増やし、メディアにおけるバランスの取れた固定観念的ではない女性の描き方を達成するという「北京行動綱領」の重大問題領域J「女性とメディア」の野心は達成からは程遠い。

---

61 [www.takebacktheech.net](http://www.takebacktheech.net) を参照。

62 ユネスコ、「表現のDとメディア開発における世界の傾向」。

63 <http://thewebindex.org/report/>を参照。

64 ITU、「ICT 明るい未来: 新世代の女性のための機会」、報告書、2012年2月。[www.itu.int/ITU-](http://www.itu.int/ITU-D/sis/Gender/Documents/ITUbrightfutureforWomeninICT-English.pdf)

D/sis/Gender/Documents/ITUbrightfutureforWomeninICT-English.pdf より閲覧可能。Gene Teare 及び Ned Desmond、「冒険資本の女性とそれが女性創設者に与えるインパクトに関する初めての包括的調査」、テッククラッチ、2016年4月16日。<http://techcrunch.com/2016/04/19/the-first-comprehensive-study-on-women-in-venture-capital/>より閲覧可能。

65 Jenny Soffel、「すべての学生が必要とする21世紀のスキルとは何か」、2016年3月10日、世界経済フォーラム、[www.weforum.org/agenda/2016/03/21st-century-skills-future-jobs-students/](http://www.weforum.org/agenda/2016/03/21st-century-skills-future-jobs-students/)より閲覧可能。

66 インチョン宣言: 教育2030: 万人のための包括的で、公正で、質の高い教育と生涯学習、[www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/ED/ED/pdf/FinalVersion-IncheonDeclaration.pdf](http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/ED/ED/pdf/FinalVersion-IncheonDeclaration.pdf)より閲覧可能、バラ8及び10。

67 ユネスコ、掟を破る: 女兒と女性の科学・技術・工学・数学(STEM)教育(パリ、2017年)。

68 ITU、「ICTの明るい未来」を参照。

69 ユネスコ、「表現の自由とメディア開発における世界の傾向」。

15. 変化の速度が速く、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に貢献するよう ICT メディアを慎重にもっと効果的に仕向ける生態系を築くことがますます緊急となっている。現在まで、ジェンダー・ギャップを評価し、克服するための政策行動は、ふつうのろのろとしていた。全世界ウェブ財団諸国のウェブ指数にある諸国のわずか 30%が、ICT のアクセスと利用におけるジェンダー平等のための具体的ターゲットの実施に対して 5/10 以上の点数を上げている<sup>70</sup>。料金の手頃さも依然として課題である<sup>71</sup>。

16. 従って、ジェンダー・ギャップを埋め、よりジェンダーに対応した ICT 政策とガヴァナンス枠組を生み出す努力が強化されてきたことは歓迎される。例えば、料金が手頃なインターネット同盟と女性の権利オンライン・プロジェクトの下で、全世界ウェブ財団は、女性団体と活動家を巻き込み、ジェンダーの視点から優先的な ICT 政策問題を説明する国内 ICT 同盟を築くために<sup>72</sup>各国政府と協力してきた<sup>73</sup>。同様に、進歩的コミュニケーション協会は、政策成果によりよい影響を及ぼすことができるように、ジェンダー平等提唱者に対する ICT の理解を築く「フェミニスト・テック交換」と呼ばれるプログラムを制度化してきた<sup>74</sup>。世界レベルで、女性団体はインターネット・ガヴァナンス・フォーラムではいまだに大変に代表者数が少ないが大変に活発であり、ICT への女性のアクセスと女性と女兒に対するオンライン暴力を防止するための政策をめぐって好事例を明らかにしてきた<sup>75</sup>。ジェンダーに関するブロードバンド委員会作業部会とそのデジタル・ジェンダー・ディヴァイドに関する作業部会<sup>76</sup>、「平等なパートナーシップ」として知られているデジタル時代のジェンダー平等のための世界パートナーシップのような世界パートナーシップは、意識を高め、公約を生み出し、理解と好事例を分かち合い、多様なステイクホルダーが行動するよう結集するために活動している<sup>77</sup>。

17. メディアで、またメディアを通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントを積極的に推進しているネットワークも、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が開始したメディア、市民社会、学会、民間団体と政府機関のパートナーシップであるメディアとジェンダー世界同盟を含め増えてきている。公共の知識と意見を形成する際のジェンダーに基づく差別の撤廃にコミットしている 60 を超える国際メディア・アウトレットのネットワークである「ジェンダー平等のために強化せよ」というメディア・コンバ

---

<sup>70</sup> 全世界ウェブ財団、「2014-15 年ウェブ指数報告書」、<http://thewebindex.org/report> より閲覧可能。

[www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/bbandgender.aspx](http://www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/bbandgender.aspx) も参照。

<sup>71</sup> 料金が手頃なインターネット同盟、「2017 年料金の手頃さ報告書」、2017 年 2 月、2017 年の <http://a4ai.org/> より閲覧可能。

<sup>72</sup> <http://a4ai.org> を参照。

<sup>73</sup> <http://webfoundation.org/our-work/projects/womens-rights-online/> を参照。

<sup>74</sup> [www.apc.org/en/project/feminist-tech-exchange](http://www.apc.org/en/project/feminist-tech-exchange) を参照。

<sup>75</sup> インターネット・ガヴァナンス・フォーラム、「女性の意味あるインターネット・アクセスを可能にするために障害を克服する」ジェンダーに関する好事例フォーラム最終報告書: ジェンダーとアクセス、2016 年、[www.intgovforum.org/multilingual/index.php?q=filedepot\\_download/3406/437](http://www.intgovforum.org/multilingual/index.php?q=filedepot_download/3406/437) より閲覧可能; 及びインターネット・ガヴァナンス・フォーラム、「女性に対するオンラインの虐待とジェンダーに基づく暴力」、好事例フォーラムの最終報告書、2015 年、[www.intgovforum.org/cms/documens/best-practice-forums/623-bpf-online-abuse-and-gbv-against-women/file](http://www.intgovforum.org/cms/documens/best-practice-forums/623-bpf-online-abuse-and-gbv-against-women/file) より閲覧可能。

<sup>76</sup> [www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/digital-gender-divide.aspx](http://www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/digital-gender-divide.aspx) 及び [www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/bbandgender.aspx](http://www.broadbandcommission.org/workinggroups/Pages/bbandgender.aspx) を参照。

<sup>77</sup> [www.equalsof.org/](http://www.equalsof.org/) を参照。

クトを通じたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と広がった固定観念の普及と取り組む世界最大の広告業者、広告機関とメディア・プラットフォームを代表する約 25 のパートナーと共に国連ウィメンが開始した「反固定観念同盟」はもう一つの例である。

### III. 合意結論が世界的規範枠組に与える影響とインパクト

18. 2015 年に、国連ウィメンと国際電気通信連合(ITU)は、2003 年以來のジェンダー平等と ICT との間の関連性に関する規範的進歩を強調した<sup>78</sup>。CSW47 での合意結論の採択に続いて開発された規範的枠組は、委員会によって提起された問題を反映している。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約は、政策開発と女性のエンパワーメントを推進するために必須のスキルとアプリの開発におけるジェンダー・レンズである女性のエンパワーメントを推進する情報社会世界サミットの成果に反映された<sup>79</sup>。情報社会世界サミットの成果の実施の全体的見直しに関する総会高官会議の成果文書は、新しい発展を反映し、以前の公約を再確認し、ジェンダー・ディヴァイドをなくし、「目標 5」を達成することが、ハラスメントと闘うことにさらに重点を置くのみならず(総会決議 70/125 号)、相互に補強する努力であることを認めた。国連ウィメンを含めた関連国連システム団体は、行動方針の実施と監視におけるジェンダーへの新しい重点を通して情報社会世界サミットのプロセスでジェンダーの主流化を支援するよう要請されている。開発のための科学技術委員会は、その「サミット」のフォローアップで、その作業のこれら側面に対処し(例えば、E/2017/31 を参照)、科学・技術・革新の政策策定と実施にジェンダーの視点を統合する際に好事例と学んだ教訓を分かち合うことにより、開発のための科学技術委員会と女性の地位委員会との間の、強化され、深められた協働も要請されてきた。

19. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、持続可能な開発に対するジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの中心性を強化し、技術と ICT の役割にも対処している。「目標 5」には、女性のエンパワーメントを推進するための機能的技術、特に ICT の利用を高めるためのターゲット 5.b という実施手段が含まれている。ICT への女性のアクセスと参画は、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、リーダーシップと政治的参画、経済的エンパワーメントを含めた「目標 5」の下でのその他のターゲットの達成にも暗に関連している。ICT へのジェンダーに対応した取組は、保健、農業、天然資源管理及び経済的エンパワーメント、技術へのアクセス(ターゲット 9.c 及び 17.8)及び質の高い技術教育、ICT と科学・技術・工学・数学技術開発(ターゲット 4.3, 4.4 及び 4.b)を含め、他の「目標」の達成のためにも必要とされる。

20. その他の政府間機関並びに政府間機関によって生み出されたメカニズムも、規範的開発に貢献してきた。例えば、総会は、女性の経済的エンパワメント<sup>80</sup>と政治参画<sup>81</sup>のための ICT のテーマ別適用に対処してきた。総会は、女性と女児の教育とスキル並びに ICT とメディアでの女性の代表者数にも対処し

---

<sup>78</sup> ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)と ITU、「デジタル・ジェンダー・ギャップを埋めるための行動計画」、2015 年、[www.itu.int/en/agion/gender-equality/Documents/AcctionPlan.pdf](http://www.itu.int/en/agion/gender-equality/Documents/AcctionPlan.pdf) より閲覧可能。

<sup>79</sup> ITU、*情報社会世界サミット：成果文書---ジュネーブ 2003 年---デュニス 2005 年*(ジュネーブ、2005 年)。

<sup>80</sup> 総会決議 66/129 号、66/195 号、66/216 号、68/139 号、68/209 号及び 68/227 号を参照。

<sup>81</sup> 総会決議 66/130 号及び 71/212 号を参照。

てきた<sup>82</sup>。人権理事会と総会は、デジタル時代の女性の人権に対処してきた<sup>83</sup>。女性に対する暴力と闘いまたはこれを永続化するデジタル技術の意味合いが、総会と意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者によって検討されてきた<sup>84</sup>。

21. 地域枠組、パートナーシップ及び規範も高められてきた。例えば、2016~2019年の「欧州委員会ジェンダー平等のための戦略的かかわり」には、ICTの経歴と研究における女性とサイバーいじめに関する規定が含まれている<sup>85</sup>。

#### IV. 国内の実施努力

22. 本報告書に組み入れられている加盟国の回答は、合意結論の実施に対する様々な取組を示している。一般的に、それらは、残るギャップのみならず、重要な前進を指摘しており、従って既存の機会と新たな機会を捉え、ターゲット 5.b に重点を置いて「持続可能な開発目標」の実施に行動を完全に沿わせるために促進された行動の緊急性を強調している。

##### A. デジタル改革とメディア・セクターへの女性の参画と女性のエンパワーメントのための適用のための戦略と政策

23. ジェンダー・デジタル・ディヴァイドについての懸念は、国の ICT 政策にジェンダー平等配慮を統合するよう加盟国を駆り立ててきた。ジェンダー平等戦略も、ますますデジタル技術によって示される機会に対応するようになってきている。そのような努力の一部として、加盟国は、非差別と機会均等の原則が ICT の分野にも当てはまることを保障する手段を取ってきた(オーストラリア、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、イタリア、ヨルダン、モーリシャス、スロヴェニア、トリニダード・トバゴ)。根強いジェンダー・デジタル・ディヴァイドを仮定すれば、ICT 戦略にジェンダー平等配慮を明確に統合し、受益者グループとして女性を対象とすることは、このセクターでの結果を高めるであろう。

24. ICT の枠組へのジェンダーの視点の主流化の例には、ICT 戦略が男女間の不平等な力関係に対処しているペルーの例、「インターネットの権利と原則に関する宣言」に柱としてジェンダー平等を含んでいるフィリピンの例が含まれる。メキシコとジンバブエは、ICT 政策、法律及びプログラムの実施において、ジェンダーの視点を主流化してきた。デジタルのコンテンツと適用が女性のニーズに応えることを保障する手段で、チェキアは、これらセクターへのジェンダーの視点の主流化を優先した。

25. 加盟国の中には、ICT を含めた非伝統的な学問と雇用のセクターにいる女性の数を増やすことを目的とするジェンダー平等戦略内の ICT の優先事項と関連する労働市場にいる女性のための平等について報告したところもあった(チェキア、エルサルヴァドル、リトアニア、メキシコ、モンゴル、スイス)。

---

<sup>82</sup> 総会決議、65/141 号、66/184 号、66/211 号、67/195 号、68/198 号、68/220 号及び 70/213 号を参照。

<sup>83</sup> 人権理事会決議 20/8 号、26/13 号及び 32/13 号を参照。A/HRC/35/9 及び総会決議 71/199 号も参照。

<sup>84</sup> 総会決議 68/181 号を参照; A/HRC/31/55 及び A/HRC/32/38 も参照。

<sup>85</sup> 欧州連合、「2016~2019 年ジェンダー平等のための戦略的かかわり」(ルクセンブルグ、欧州連合出版局、2016 年)、[http://ec.europa.eu/justicegender-equality/document/files/strategic\\_engagement\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/justicegender-equality/document/files/strategic_engagement_en.pdf) より閲覧可能; 及び欧州連合デジタル・アジェンダ、エラー! ハイパーリンク・リファレンス無効を参照。

そのような努力は、デジタル革命によって生み出された機会に対応し、あらゆる形態のデジタル平等を保障する手助けとなる。その他の加盟国は、大部分が女性の ICT スキル開発と雇用に重点を置いて、国内開発計画とセクター横断的計画内にジェンダー平等とデジタル・エンパワーメントを統合してきた(ブルネイ・ダルサーラム、ジャマイカ)。

26. 合意結論は、すべての女性と女兒のための料金が手頃でアクセスできる ICT 関連のインフラの設立を要請した。「持続可能な開発目標」のターゲット 5.5 のみならず、これに沿って、国々は、農山漁村女性と周縁化されたグループの女性を含め、女性と女兒の ICT へのアクセスを保障することに重点を置いている(コスタリカ、マリ、モーリシャス、ペルー、スイス、ジンバブエ)。地域社会センター、保健センター、女性センター及び学校のような女性が足しげく訪れる場所に置かれている地域社会エンパワーメント・プログラム(モーリシャス)と貧しい女性のための家庭での助成された接続の提供(コスタリカ)は、サービス不足の母集団に届くための努力の例である。

27. 女性のデジタル・エンパワーメントには、資金提供が必要であり、普遍的なアクセス/サービス基金は利用できるが、利用度が少ない資金である<sup>86</sup>。ウガンダのみが、農山漁村地域の女性のアクセスを支援するそのような基金の利用について報告した。ジェンダーに対応した予算編成は、ラトヴィアが利用を計画している女性の ICT 関連のニーズのための適切な資金提供のもう一つのツールである。

28. メディア内及びメディアを通してジェンダー平等を推進するという合意結論の呼びかけに応じて、加盟国は、テレビとラジオ・サービスにおいて女性の機会均等を提供する放送のための法的枠組の開発(英国)、ジェンダー平等の原則を包摂する行為の調和と規則の実施(スロヴェニア)、ある種のメディア・コンテンツの普及の制限(スイス)及び放送特権を認める際の差別の禁止(メキシコ)を規定する放送のための法的枠組の開発を含め、法的・規制的手段を取ってきた。

29. マス・メディア、放送業者及び出版業者の間の機会均等とジェンダー・バランス(ラトヴィア)、広告基準当局を通じた固定観念の撤廃(英国)を支援して行動も取られた。放送時間の利用に関する政策が強化され、倫理規範を含む「ジェンダーに公正なメディアに向けて」と題するメディア・キットの形態で開発されたテレビ・ネットワークのための一連のガイドラインとジェンダー平等と反差別ガイドに関するガイドライン(フィリピン)が開発された。オランダの国内ジェンダー対応メディア政策は、世論指導者とニュース提供者及び広告・公共コミュニケーション産業の間の行動変容に重点を置いている。

30. 各国政府は、入札、許可証の発行、資金提供及び放送許可の取得(ジャマイカ)に関する女性のための特別措置を利用した。放送許可に関しても、ラジオまたはテレビの資金調達におけるジェンダー多様性(スロヴェニア)のように、男女のための雇用に関して機会均等(英国)が要件となった。メディアによるメディア機関内のジェンダー平等推進のための奨励策としての賞及びその他の表彰の利用が強調された(ギリシャ、フィリピン)。

31. 合意結論は、ICT とメディア政策とプログラムの開発、実施、監視への女性と女性団体の早期で完全な参画及びこの目的に向けた能力開発を強調した。場合によっては、国のジェンダー平等メカニズム並びに女性団体が、科学と技術に関する国の政策の開発と ICT における女性の平等な機会を生み出すこと

---

<sup>86</sup> 全世界ウェブ財団、「デジタル・ディヴァイドを埋める：説明メモ」。2016年4月(国連ウィメンへの説明メモ)。

に参画した(アルゼンチン、ジャマイカ、オランダ)。ジェンダー・フォーカル・ポイントが、メディア機関内にジェンダー平等配慮を主流化するために設立され、フィリピンは、様々な政府部局より成るメディアのための「ジェンダー平等委員会」を設立した。英国は、メディアと放送業者による多様政策の実施を監視し、一方、オランダは、監視メカニズムの開発に市民社会を巻き込んだ。

32. 合意結論は、女性が情報社会の利益を完全に享受できるべきであることを明確にし、女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進のための中心的道具として情報技術とメディアを認めた。本報告書への回答は、各国政府が主として女性の経済的エンパワーメントと起業のための道具として、並びに女性の教育とスキル開発、政治参画及び社会開発のための道具としてデジタル技術を認めていることを確認した(コスタリカ、モーリシャス、メキシコ、ペルー、ジンバブエ)。

33. 女性の経済的エンパワーメントに貢献するデジタル・アプリには、金融包摂とデジタル・マネー、農業の生産性を高めるための情報へのアクセス(マリ、ウガンダ、英国)、自分の事業をよりよく育成することができるようにする ICT スキルの女性起業家の訓練(スロヴェニア、英国)が含まれる。2016 年の「アジア太平洋経済協力女性と経済フォーラム」は 5 つのサブ・トピックの 1 つとして、経済的包摂のためのデジタル識字に重点を置き、閣僚たちは、ペルーが報告したように、女性の経済的エンパワーメントのためのコンテンツとアプリの開発を支援することを誓った。

34. デジタル技術は、女性がサービス提供を監視できるようにするために(ウガンダ)、NGO によって利用されている。そのような技術は、事務所を経営したり、選挙を監視したり(マリ)するときにも、女性を支援できる。その他の適用領域には、ソーシャル・ネットワーキングと女性の動員を改善すること、学校に通っていない青少年のために識字技術を築くこと及び彼らの社会への参画を支援すること(ウガンダ)が含まれてきた。遠隔医療はテキスト・メッセージングとオンライン相談を通して、また、開発協力の状況で(マリ、メキシコ、英国)、女性の健康を改善するためにますます利用されつつある。

35. 加盟国の中には、デジタル技術を通して、女性のエンパワーメントの優先事項を地域・多国間協力の統合しているところもある。これは、ジェンダー平等と ICT の要素を含む援助計画という形態を取ることができる(英国)。ドイツは、ジェンダー平等のための G20 のデジタル・アジェンダと努力に注意を喚起した。スイスは、世界のインターネット・ガヴァナンス内で女性の視点を代表する必要性を強調した。

36. 加盟国は、女性の建設的で非伝統的なイメージと描き方を推進するためのメディアの利用について報告した。この目的に向けて、能力開発努力が、バランスの取れた建設的な女性の描き方(アゼルバイジャン、スロヴェニア、トルコ、ウガンダ)、視聴覚コンテンツにおけるジェンダーの視点、ジェンダー平等問題のためのニュースの監視(ジンバブエ)、及び世論に影響を及ぼす際のメディアの役割に関するガイドラインの開発(スロヴェニア)に関するメディア・グループとのワークショップ、会議及び意識訓練を通して払われた。マイノリティと先住民族グループの女性を含めた女性の視点の多様性を推進しようと努力して、そのようなグループがインターネットで新しいコンテンツを生み出すための機会が生み出された(メキシコ)。

37. メディアは、差別、ジェンダー平等、公的・私的生活における女性の役割と責任について公共の意識を高めるために用いられた。これには、ジェンダー平等に関する公共サービスの発表のようなイニシ



チャティヴ(モンゴル)及び女性の開発への貢献を強調し、見習うための女兒のためのロールモデルの明確化のためのプラットフォームを提供するようなイニシャティヴ(ウガンダ)が含まれた。その他の例には、女性の権利、女性の政治的エンパワーメント、科学・技術・工学・数学における女兒と女性の良好で人気のあるメディア・イメージの推進(ドイツ、メキシコ、スイス)に重点を置いた広告とメディア・キャンペーンが含まれた。

38. ジェンダー平等にデジタル革命が与えるすべての否定的インパクトを防止することを要請している合意結論に沿って、加盟国は、特に女性と女兒に対する暴力の撤廃と防止に重点を置いてきた。デジタル技術は、安全でないと考えられる領域のオンライン地図を生み出し、女性に対する暴力の発生についての情報を分かち合うために用いられてきた。デジタル・ゲームや携帯サービスは、女性と女性に対する暴力についての意識を高める手助けをしてきた。女性に対する暴力を大目に見る文化は、メディアの利用を通して問題とされ、ラジオ番組は、女性と女兒に対する暴力の問題を討議してきた。女性と女兒に対する暴力を永続化する固定観念と社会文化的パターンは、観測所によって追跡されつつあり、女性に対する暴力について報道し、描写することに関して、メディアのためのガイドラインと倫理規範が広く用いられている(アルゼンチン、エルサルヴァドル、ジャマイカ、メキシコ、スロヴェニア、英国)。

39. メディアと ICT は、女性と女兒に対する暴力の新しい形態、特にオンラインの環境を通して出現しつつある形態を防止し、対応する際にも役立つ。法的介入は、懲罰を課すことを通して女性嫌悪症の攻撃からオンラインで女性を保護することを目的としている(フィリピン)。女性と女兒に対する暴力の防止は国の戦略に含まれ(メキシコ)、サイバーいじめは、国の教育政策を通して対処されつつある(トリニダード・トバゴ)。コロンビアは、インターネットでの子どもの性的虐待のためのゼロ・トレランスに関する国内協定を有している。各国政府は、不適切なコンテンツと虐待の発生とオンライン虐待の被害者を支援するためのサービスの利用可能性を掲げるツールに関して報告した。サイバー暴力、ハラスメント、性的虐待に対処するためのツールは、利用できるようになっており、サービス提供者は、サイバー虐待をどのように認めて対処するかの訓練を受けつつある。デジタルの安全性をめぐる女性ブロガーとオンライン・ジャーナリストへの支援も、開発協力を通して提供された(オーストラリア、ドイツ、ウガンダ)。

## **B. ICT とメディアに関する女兒と女性のための教育、識字及びスキル開発**

40. 合意結論は、女兒と若い女性のための ICT と科学・技術・工学・数学教育をあらゆるレベルのカリキュラムに含め、この領域の女性の数を増やし、デジタルの職業学習・生涯学習の機会を提供し、デジタル識字を築く必要性を強調した。合意結論は、ICT コンテンツを開発する女性と女兒の能力の醸成も要請した。2003 年以来、デジタル・スキルは、学習から労働市場への参入並びに社会的・政治的にかかわりに至るまで、生活のあらゆる領域への参画にとってさらに中心的なものとなってきた。デジタル識字に対する理解は、基本的スキルへの重点からより高度な ICT の利用並びに女性と女兒に ICT とインターネットが提起する既存のまた可能性のある脅威の多くを評価し、対処する能力を身に付けさせ

る必要性に至るまで進展してきた<sup>87</sup>。情報とメディア識字<sup>88</sup>のデジタル識字との収斂もあった。メディアと ICT とその女性と女児の描き方を批判的に評価する女性・女児・男性・男児の能力はソーシャル・メディアとしばしばオンラインで見られる激しい女性嫌悪症の浸透で一層緊急のものとなってきた。

41. 危険に対処し、デジタル時代の機会を実現しようと努力して、国々は、例えば、両親、教員、PTA、学校委員会、高等教育機関及びその他の行為者に提供される訓練を通して、女児がデジタル識字スキルを築く際の支援を強化する様々な措置を実施してきた。時には、そのような努力が、女性の地域社会指導者と地方レベルを含めた公務員や選挙で選ばれた役人のようなその他の指導者やロールモデルにまでも及んだ(ブルネイ・ダルサーラム、コスタリカ、チェキア、ドイツ、ジャマイカ、トルコ、ジンバブエ)。

42. 加盟国は、女児と女性のデジタル識字を強化しようとする様々な努力を報告した。マルタは、女性と女児のためのコンピュータ・スキルの証明プログラムである「欧州コンピュータ運転免許」を推進している。英国は、民間セクターの携帯プロヴァイダーとのパートナーシップで、開発協力努力を通して、女児と女性のデジタル識字を推進している。サービスの乏しい地域で暮らしている人々が、「サイバー・キャラヴァン」(モーリシャス)のような旅行アウトリーチ・プログラムを通し、女児と女性難民にコンピュータ技術を提供することにより(アゼルバイジャン)、政府の投資の対象であった。

43. 各国政府は、ICT と学習の成功に必要なものとしての科学・技術・工学・数学教育を、積極的に情報を得た市民として、「持続可能な開発」を達成するための牽引力としてますます認めるようになってきている(オーストラリア、ジャマイカ)。加盟国は、科学・技術・工学・数学学習の強化を含め、学校での全体的な ICT インフラを改善してきた(ジャマイカ、ヨルダン、パラグアイ、トルコ)。学校での ICT の利用可能性も、家庭ではそのようなアクセスを欠いているかも知れない女児にとって重要である。ICT と科学・技術・工学・数学の領域の学習とスキル開発を、より多くの女性と女児を関連学問とキャリア過程につかせる努力の一部として、教育戦略に統合するために手段も取られてきた。そのようなスキルは、職業分離と女性の経済的障害を減らし、撤廃するために必要であるとも考えられている(アルゼンチン)。

44. 教育制度も、教員、指導者、教員訓練機関及び地域社会とかわることを含め、女児をめぐる固定観念、偏見、無意識的な偏見と科学・技術・工学・数学と ICT に対処することに貢献している。科学・技術・工学・数学における女児と女性についての認識、想定、態度を変えることは、教育者によって用いられる教育学、カリキュラム、コンテンツを再考し、偏見についての意識に関して訓練し、教育者を関連専門家及び産業と関連付けることが含まれてきた(オーストラリア、チェキア、ギリシャ、ジャマイカ、リトアニア、オランダ、パラグアイ)。科学・技術・工学・数学における自己認識と自信を変えるために直接女児に到達することは(イタリア、スイス)、教育のパートナーとしてのその両親に到達することと並んで(オランダ)、ジェンダー固定観念についての意識を高める際のカギであった。

45. 女性のためのアクセスを保障する積極的奨励行動(ジンバブエ)と特に先住民族女児に到達するための科学・技術・工学・数学アカデミーと基金(オーストラリア)で、こういった学問領域における高いレヴェ

---

<sup>87</sup> Mozilla 財団は、ウェブ識字の有用な定義を提供している。エラー! ハイパーリンク・リファレンス無効、及び <https://mozilla.github.io/womenandweb/> を参照。

<sup>88</sup> <http://en.unesco.org/themes/media-and-information-literacy> を参照。

ルに就学している者のための無料教育のように、女兒と女性の科学・技術・工学・数学の正規教育を推進するための金融奨励策も設置されてきた。

46. ICT と科学・技術・工学・数学及び正規教育制度の外にある関連スキル開発イニシャティヴに対する認識は、時には産業や大学とのパートナーシップを通して行われつつある学校を基盤としたカリキュラムを補ってきた。若い女性を対象として、そのようなイニシャティヴには、コーディングが含まれ、否定的な固定観念に挑戦することを求め、指導やロールモデルを提供している。"#eSkills4Girls"(ドイツ)、TeacHer(コスタリカ)、TechFuture Girls、Techmums、Mum in technology(好事例として無料の育児を提供している)及び Digigirls(英国)、Curious Minds and Girl Geek Academy(オーストラリア)、Engineer Girls of Turkey(トルコ)、Codigo X 及び Girls Power Tech(メキシコ)、#ChicasProgramadoras(アルゼンチン)、科学・技術・工学・数学指導ネットワーク及びメキシコの OECD によって開催される青少年スタートアップ週末(メキシコ)、アプリ開発(ブルネイ・ダルサーラム)及び金属・電気工学産業のドイツ雇用者協会連盟のような専門協会からの支援(ドイツ)のように G20 の公約のようなプログラム、イニシャティヴ及び競技会は、様々な機会と取組を提供している。

### C. 意思決定を含めた ICT とメディア・セクターにおける女性の昇格

47. 合意結論は、女性と ICT とメディア・セクターの作業の異なったカテゴリーとあらゆるレベルへのその参画の平等な機会を要請した。これに応じて、加盟国は、女性がより高度な ICT 学問とスキル開発を追求し、関連キャリアに参入するよう奨励して、アウトリーチと意識啓発努力を若い女性を含めた女性に向けてきた。「ICT デーの女兒」<sup>89</sup>のようなキャンペーンが、多くの国々(ブルネイ・ダルサーラム、コスタリカ、イタリア、ジャマイカ、マルタ、オランダ、ルーマニア、スイス、トリニダード・トバゴ)で実施されつつある。その他の例は、女兒が雇用のためのデジタル・スキルを学ぶ欧州の「e-スキル」と「オンライン」週間(ラトヴィア)、「欧州連合デジタルの職大同盟」の「女性と女兒はデジタルに行く」キャンペーン(ギリシャ)、ICT の職業・学術機会に関する情報を提供するプラットフォームの開発並びに「女性のための科学・技術・工学・数学協定」を通じたキャリア機会に関して女兒とその家族に手を差し伸べる産業とのパートナーシップ(ドイツ)である。キャリア・カウンセラーと直接協力し、ウェブサイトの形態でのコンテンツと就職機会を示し論じる際にどのように固定観念を避けるかに関するキャンペーン(ドイツ)を含め、どのように若い女性を募集するかに関してガイダンスを提供するか(リトアニア)も、この問題を推進してきた。メディアに関しては、ジャマイカは、若い女性にメディア・セクター内でキャリアの機会を強調する大学内の努力を展開している。

48. 職業教育と高等教育を通して ICT のより高度で需要のあるスキルを築くために女性を支援することも優先事項であった。職業分離を打ち壊し、女性のために経済的機会を生み出すことに加えて、これは ICT における労働力ギャップに応えるためにも必要である。

49. 高等教育の領域で、非伝統的な大学の学問を専攻している女性の推進に関するガイドラインと政策が制度化され(スイス)、ICT 及び科学・技術・工学・数学セクターにより多くの女性を入れる目標が、国の教育とキャリア開発戦略に統合され(オーストラリア、ギリシャ)、そのような学問を専攻している女性のための奨学金が高等教育レベルで提供されてきた(オーストラリア、ギリシャ、メキシコ、トリニダ

<sup>89</sup> [www.itu.int/en/ITU-D/Digital-Inclusion/Women-and-Girls/Girls-in-ICT-Portal/Pages/Portal.aspx](http://www.itu.int/en/ITU-D/Digital-Inclusion/Women-and-Girls/Girls-in-ICT-Portal/Pages/Portal.aspx) を参照。

ード・トバゴ)。

50. 各国政府は、ICT 及び科学・技術・工学・数学スキルの女性のための職業訓練・技術訓練を強化することにも重点を置いてきた(リトアニア、オランダ、スイス)。技術訓練が、生涯学習戦略とプログラムの一部として女性に提供されてきた(ギリシャ、スイス)。技術訓練を女性に対して魅力的で対応するものにするために、ICY 産業団体と技術訓練校は、カリキュラムのジェンダー監査を行い、偏見と固定観念を減らして、女性のロールモデルと協力している(オランダ、英国)。英国は、国立デジタル・スキル大学で、女性の就学率 50%というターゲットを設けてきた。男性支配の技術キャリアでの女性のための職業教育も、開発協力の優先事項であった(ドイツ)。

51. 好事例の一例は、学校へのアウトリーチ、若い女性のための技術職訓練、民間セクターの技術及び技術職計画における女性の高められた可視性のような様々な道を通して ICT における女性の雇用を増やすことを求めるプログラムである(ヨルダン)。

52. すでに科学・技術・工学・数学の学問とキャリアにいる女性を対象とした募集努力も実施されつつある。エストニアの経済問題コミュニケーション省は、そのウェブサイトを通して女性に積極的に手を伸ばしており、一方、チェキアは、偏見なく女性の昇格を支援するキャリア開発制度と選考プロセスを科学調査機関に割り当ててきた。スイスでは、科学・技術・工学・数学の調査の地位に女性をどのように募集するかに関するツールキットが、大学が使用するために開発されてきた。

53. 一旦女性が ICT の雇用または起業の道に入ったなら、彼女たちを引き留め、昇格させる措置も取られてきた。そのような措置には、実施のために会社と分かち合わる支援的な経歴と構造のモデルの明確化(ドイツ)、ジェンダー賃金格差への対処(オーストラリア、エストニア)、育児休業に関する柔軟な労働取り決めと意識啓発をめぐる慣行の制度化(オーストラリア)、長いキャリア中断の後での労働力への女性の再参入の支援(英国)、ジェンダー平等を支援する雇用者の認証(オーストラリア)、偏見と固定観念との闘いに関する男性支配の科学・技術・工学・数学セクターの会社員の訓練(リトアニア)及び科学・技術・工学・数学研究調査における女性の支援(スイス)が含まれる。女性が社長である事業や女性革新者も助成金や養成プログラムを通して支援されてきた。

54. メディアのセクターで昇格する女性を支援するために、ワークショップと会議を開催し、指導を提供することを通して職業協会が重要な役割を果たしている(ドイツ)。開発協力の状況で、ドイツは、特に創設された出版プラットフォームを通して実際的な経験を得る機会を女性ジャーナリストに提供してきた。

55. 管理、交渉、リーダーシップ訓練の提供の呼びかけを実施するために、行動には、リーダーシップ・スキルと重要な適格性の女性のための訓練(ヨルダン、リトアニア)、女性教授が「トップへの女性」と題するプログラムを通して科学制度で昇格する手助けをする構造的変化(ドイツ)及び女性が高い地位を獲得する手助けをする目的での技術・メディア女性の人名録の作成(マルタ)が含まれてきた。

56. メディア・セクターで、国々は、職業を持つ女性が意思決定プロセスとニュー・テクノロジーの訓練に参画するための能力開発プログラムを実施してきた(ジャマイカ)。女性ジャーナリストは、受賞を通して認められ(ウガンダ)、若いジャーナリストと女性ジャーナリストは、リーダーシップ・スキルを訓練されてきた(モンゴル、ジンバブエ)。ジェンダー問題に対する意識は、意思決定者の間にも、労働力のその

他の人々の間にも、メディア機関内で高められてきた(ギリシャ、モンゴル、スロヴェニア)。ヨルダン、中級・上級管理職で、メディアにおけるジェンダー不均衡に対処する、スウェーデンとノルウェーが支援する小地域プロジェクトについて報告した。この目的に向けて、女性たちは、スキルを得、戦略を開発し、自分たちが指導者となるためのネットワークを支援する機会を与えられた。

57. 加盟国も、特別措置を通して指導的地位のみならず、労働力にいる女性の数を増やすことに向けて活動した。これらには、国有企業の理事会の平等な代表者数に関する指令の発行(イタリア、ジンバブエ)及び技術職の若い女性のための政府が助成する月給(ヨルダン、メキシコ)が含まれる。チェキアは、大学と研究機関における科学・研究と国の政策と意思決定の創出に対して責任を有する機関の女性の比較的高い代表者数を推進する積極的措置を探求している。

#### D. 証拠基盤を強化する

58. 合意結論は、メディアと ICT が女性と女兒に与えるインパクトのあらゆる側面の調査、好事例及びより多くのより良いデータの必要性を強調した。データの利用可能性は、国々のわずか 39%が ICT に関する定期的なジェンダー統計を生み出し、15%がジェンダーとメディアに関する統計を生み出しているため、依然として課題である<sup>90</sup>。

59. 同時に、こういった課題に対処する手助けをし、適切なデータ収集と調査と分析を通じた確固とした証拠基盤を築く努力が継続中である。ICT とメディアに関するジェンダー統計は、様々な様式の下で捉えられつつある。国々の中には、その年次統計収集の中で、科学・技術・工学・数学・ICTの間の労働力と教育との関連性を反映しているデータのみならず、ジェンダー統計が含まれていると報告したところもある(オーストラリア、チェキア、ジャマイカ、ラトヴィア、オランダ、スロヴェニア)。スロヴェニアは、データ収集を欧州連合のモデル・アンケートと ICT の個人及び家庭の利用に関する家庭調査に関するユーロスタットの規範に沿うようにしている。一つの例では、そのようなデータの収集が、ジェンダー統計に関する機関間委員会を通して推進されている(フィリピン)。データは、スイスの情報社会アジェンダ、オーストラリアの国内革新科学アジェンダ及びジャマイカの開発計画とジェンダー戦略のような国の枠組の状況でも収集されている。

60. ジェンダー統計、科学・技術・工学・数学/ICT 及びメディアに関するデータ収集は、「北京行動綱領」の実施の監視に貢献している(ラトヴィア)。ユネスコの科学・技術・工学・数学とジェンダー推進プロジェクトへの参加を通して、アルゼンチンも、これら領域での進歩を監視している。

61. ICT とメディアに関するジェンダー統計の収集は、時には、e-スキル(スロヴェニア)、科学・技術・工学・数学を学んでいる女兒(オーストラリア、オランダ、スロヴェニア)及びジェンダー賃金格差(エストニア)のようなトピックの問題を含め、定期的または特別な仕事の一部でもある。調査とデータのニーズも、ジェンダー役割についての態度(エストニア)を含め、データ収集を牽引することができる(チェキア)。ICT とメディアが女性のエンパワーメントに与えるインパクトを測定することの重要性を仮定して、スイスとオーストラリアは、女性の ICT の利用とそこから引き出される利益に関する統計を捉えることについて報告した。

---

<sup>90</sup> E/CN.3/2013/10。

62. 各国政府は、モンゴルのメディアのためのジェンダーに配慮した指標のようなジェンダー統計に関するガイダンスも開発した。様々なプラットフォームが、関連データをよりアクセスできるものになっている。これらには、ジェンダー問題と科学・技術・工学・数学教育を、関連する経路をよりよく理解するために異なったレベルの学問にわたってまとめる国の証拠基盤(オーストラリア)並びにジェンダーとICT教育の側面に関する観測所(イタリア)、ジェンダー、ICT及びメディアの指標(ジャマイカ)及び「北京行動綱領」の重要問題領域Jをめぐる政府の政策におけるジェンダーの視点の主流化(ギリシャ)が含まれる。

63. インターネット・アプリとその利用(スイス)、科学・技術・工学・数学・ICT・革新と雇用・起業の女性(ドイツ、ギリシャ、ヨルダン)の領域を含め、政策と行動を特徴づけるために、調査研究が行われた。メディアの状況で、調査は、ジェンダー固定観念とメディアの描き方とそれが若い女性とその選択に与える影響に重点を置いた調査(オランダ、トルコ)、性差別と暴力の描き方の有害な影響(オランダ、トルコ)、言語と偏見、メディア専門職の意見(ドイツ、オランダ)及びメディア事業の女性の所有権と関連する障害(ドイツ、ジャマイカ)に重点を置いた。インパクト分析も、メディア訓練、ICTにおけるジェンダー主流化及び法律の実施のインパクトに適用されてきた(チェキア、ジャマイカ、リトアニア)。

64. そのような努力は、世界的な多様なステイクホルダーの努力を通して、強化されている。世界サミットの公約に関してフォローアップするための多様なステイクホルダー・グループである「開発のためのICTの測定パートナーシップ」<sup>91</sup>には、男女がICTを経験する異なった経験の仕方をよりよく理解し、ジェンダーに基づくデジタル・ディヴァイドの範囲と強度のより正確な姿を示すことを求めるジェンダー作業が含まれている。作業部会は、ジェンダーとICTアクセス、教育と雇用並びに経済的・社会的開発のためのICTの利用に関する既存の及び提案されている指標に関する報告書を出した<sup>92</sup>。ITUは、合意結論の下で要請されたように、女性のICTへのアクセスに関する統計も維持しており、これもターゲット5.bとその他の「持続可能な開発目標」のターゲットに関して進歩を追跡することに貢献するであろう<sup>93</sup>。

65. 最近設立された「平等パートナーシップ」は、デジタル時代にジェンダー平等を推進するために、国連システム諸機関、各国政府、民間セクター及び市民社会団体をまとめている。その核心となるマニフェストは、意識を高めること、行動志向の公約を確保すること及び政策、リーダーシップ及びスキルを通して好事例を明らかにして見習うことである<sup>94</sup>。その献身的な調査構成要素は、主要な調査を行い、ジェンダー平等に関する二次的データを収集し、「平等なパートナーシップ」の目標に向けた進歩を追跡するであろう。これは、その第一回報告書が2018年に出版されることになっているデジタルのジェンダー平等の状態に関する年次報告書を生み出すであろう。

66. ユネスコの「メディア・ジェンダー世界同盟」はデータ収集、監視、知識の分かち合いの最前線にあ

---

<sup>91</sup> [www.itu.int/en/ITU-D/Statistics-Pages/intlcoop/partnership/default-asps](http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics-Pages/intlcoop/partnership/default-asps) を参照。

<sup>92</sup> 国連貿易開発会議、*ICTとジェンダーを測定する：評価* (ニューヨーク及びジュネーブ、2014年)、[http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdtlstct2014d1\\_en.pdf](http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdtlstct2014d1_en.pdf) より閲覧可能。

<sup>93</sup> [www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Documents/statistics/2017/Individuals using the Internet by gender\\_corrected.xls](http://www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Documents/statistics/2017/Individuals%20using%20the%20Internet%20by%20gender_corrected.xls) を参照。

<sup>94</sup> [www.equals.org](http://www.equals.org) 及び行動地図 [www.equals.org/actionmap](http://www.equals.org/actionmap) を参照。

る<sup>95</sup>。ユネスコは、メディアのためのジェンダーに配慮した指標とジェンダーとメディアに関する世界調査も開発した<sup>96</sup>が、これは女性とメディアに関するデータと証拠基盤を強化することに対する重要な貢献である。

67. その他の新しい知識の分かち合いと協働のパートナーシップには、2017年にドイツが議長を務めるG20によって、国連システム諸機関とOECDとのパートナーシップで開始された#eSkills4Girlsイニシアティブが含まれる。ジェンダー・デジタル平等に関する旗艦プロジェクトの創設に加えて、このイニシアティブは、デジタル経済における教育と雇用に関する情報、政策勧告及び好事例を収集し、普及することを求めている<sup>97</sup>。

## V. 結論、勧告及び今後の優先事項

68. CSW47の合意結論は、女性のICTとメディアへのアクセスと参画に関する規範的枠組を強化し、続いてこの問題に対処するその他の政府間機関に勢いを与えた。

69. 合意結論の採択以来、加盟国及びその他のステイクホルダーは、政策枠組を強化し、新しいパートナーシップを築き、データ収集を拡大し、新しく、出現しつつある問題に対処してきた。しかし、特に「持続可能な開発2030アジェンダ」でなされた公約と「持続可能な開発目標」のICTへの重点の状況で、緊急の注意を必要とする重要な実施ギャップが依然として残っている。

70. 実施努力は、意思決定を含めたICTセクターへの女性の参画、科学・技術・工学・数学における女性と女児の教育と訓練及び続く雇用機会、教育と経済におけるICTの利用とメディア及びメディアを通じた女性と女児の描き方に集中してきた。女性と女児のオンライン暴力とハラスメントのような領域がますます注意を引いた。

71. 世界的に、ICTへのアクセスと利用における根強く広がっていくジェンダー・ギャップ、いくつかの一地域でのコンピュータ科学における女性と女児の減少する就学率及び女性に対するオンライン暴力の過酷な形態が、対処する必要がある重要な問題である。

72. これら問題に対処するために、加盟国及びその他のステイクホルダーは、特に以下の措置を通して、デジタル時代のジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントとその人権を推進する包括的で統合された取組取るよう奨励される:

(a)国内の持続可能な開発、ICTとジェンダー平等戦略と行動計画の間の関連性を強化し、その実施を調整し、ターゲットと時間枠を含め、そのような戦略と計画の達成のための資金を配分し、関連省庁と国

---

<sup>95</sup> [www.unesco.org/new/en/communication-and-information/crosscutting-priorities/gender-and-media/global-alliance-on-media-and-Gender/homepage/](http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/crosscutting-priorities/gender-and-media/global-alliance-on-media-and-Gender/homepage/)を参照。

<sup>96</sup> ユネスコ、*メディアのためのジェンダーに配慮した指標: メディア活動とコンテンツにおけるジェンダー配慮を測定するための指標の枠組* (パリ、2012年)、[www.unesco.org/new/en/communication-and-information/resources/publications-and-communication-materials/publications/full-list/gender-sensitive-indicators-for-media-framework-of-indicators-to-gauge-gender-sensitivity-in-media-operations-and-content/](http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/resources/publications-and-communication-materials/publications/full-list/gender-sensitive-indicators-for-media-framework-of-indicators-to-gauge-gender-sensitivity-in-media-operations-and-content/)及び[www.unesco.org/new/en/communication-and-information/crosscutting-priorities/gender-and-media/Women-make-the-news-2016/facts-and-figures/](http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/crosscutting-priorities/gender-and-media/Women-make-the-news-2016/facts-and-figures/)より閲覧可能。

<sup>97</sup> [www.eskills4girls.org/](http://www.eskills4girls.org/)を参照。

内のジェンダー平等機構の間の協働を強化し、ICT とメディア・セクターにジェンダーに配慮した予算編成を適用すること。

(b)料金の手頃さを拡大し、地域社会のアクセス・モデルを提供し、女性の技術資源の管理(例えば、携帯電話へのアクセスと利用)を確保することを含め、ICT のアクセスと利用におけるジェンダー・ギャップを埋めることを優先すること。

(c)女性と女児の ICT へのアクセスが、女性のニーズに応え、そのエンパワーメントを推進するコンテンツ、アプリ、製品及びサービスの開発にますます参加することを通して、そのエンパワーメントに効果的に貢献することを保障し、政府の資金提供とプログラムを通してそのような努力を支援し、パートナーシップを築き、そのような努力の中で女性団体に直接かかわり、これを支援すること。

(d)デジタル製品とサービスのジェンダーに特化したインパクトへの注意を高め、女性と女児のニーズを優先するために、技術・ICT セクターと協力し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための技術の新たな機会を予想し、強化すること。

(e)ICT とメディアに関連する政策の策定・実施・監視に女児と女性に差異のある経験とニーズを反映し、関連する能力を強化すること。

(f)女性団体、ICT 社会及びその他のステイクホルダーとの協働で、女性と女児に対するオンライン暴力、プライバシーの侵害及び人工知能のジェンダーに特化した意味合い並びに女性と女児に不相应なインパクトを与えるセクターの自動化及びその他の妨害要因を含め、既存及び新たな脅威に対処すること。

(g)ICT とメディア・セクター及び雇用と起業を含めた科学・技術・工学・数学にかかわっている女性の数、引き留め、昇格を高める一時的特別措置を含め、対象を絞った措置を取ること。

(h)ICT のコンテンツの開発とアプリに貢献し、プライバシー、安全保障、データの利用及び ICT の社会的インパクトに関連する意味合いを理解する女性の能力を含むデジタル識字努力の質と範囲を高めること。

(i)ICT とメディアにおけるジェンダー固定観念及び女性を差別する社会規範と慣行を撤廃する努力を強化し、そのような変革のための ICT とメディアの利用を強化すること。

(j)ICT とメディアへの女性と女児のアクセス、利用、参画のあらゆる側面に関して、ジェンダー統計と分析の収集、編集、普及を改善し、ICT がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに与えるインパクトに関して証拠を強化すること。

(k)ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現を促進するために、革新的な取組の開発と証明された慣行の見習いと規模拡大を通して、ジェンダーに対応した ICT とメディアに関する理解、知識の分かち合い及び行動を深めることを求める世界と地域のパートナーシップを支援し、これにかかわること。



# 「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成する際の課題と機会」という優先テーマの下で開催されることになっている閣僚ラウンド・テーブルのための討議ガイド (E/CN.6/2018/5)

## 事務局メモ

### I. 序論

1. 経済社会理事会は、今後の女性の地位委員会の作業組織と方法に関するその決議 2015/6 号で、女性と女児の人権のみならず、ジェンダー平等とそのエンパワメントの実現に対する政治的公約を再確認し、強化し、高官のかかわりと委員会の審議の可視性を確保するために委員会の会期には閣僚セグメントが含まれ、このセグメントには、閣僚ラウンド・テーブルまたはその他の高官意見交換対話が含まれることを決定した。
2. 経済社会理事会決議 2016/3 号に含まれている通り、委員会の複数年にわたる作業計画に従って、委員会は、2018 年 3 月 12 日から 23 日まで開催されることになっている第 62 回会期の優先テーマとして、「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成する際の課題と機会」を検討する。この決定に加えて、委員会は、優先テーマの下で生じるカギとなる問題に高官をかかわらせるための機会を閣僚に提供するために、閣僚ラウンド・テーブルを開催することが提案されている。

### II. 組織上の問題

#### A. テーマとトピック

3. 「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントを達成する際の課題と機会」という優先テーマの下で、委員会は、以下のトピックで 2 つの並行する会議で開催されることになっている 4 つの閣僚ラウンド・テーブルを開催する：

(a) 教育、インフラと技術、食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農山漁村女性と女児のエンパワメントにおける好事例

(b) ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女児のエンパワメントにおける好事例

4. 閣僚ラウンド・テーブルは、提案されたトピックに関連する経験、学んだ教訓、好事例の交換に重点を置くべきである。閣僚たちは、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントの実現と適切な水準の生活、暴力と有害な慣行を受けない生活、土地と生産資産、食糧の安全保障と栄養、教育及び保健ケアへのその権利の実現に向けて前途を見るよう奨励される。閣僚たちは、国内の対応がジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワメントの達成と農山漁村女性と女児が取り残されないように、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施に効果的に対応することを保障するために必要で

あり、計画される手段と措置を強調するよう奨励される。

## B. 参加者

5. ラウンド・テーブルは、CSW62 に出席している閣僚たちに、対話と討議にかかわる機会を提供する。ラウンド・テーブルは、すべての加盟国とオブザーヴァーに開かれる。

6. 閣僚たちは、前もって、できれば 2018 年 2 月 27 日までに、参加したいと思うラウンド・テーブル、並びに 2 番目に参加したいものを知らせるよう勧められる。約 15 名から 20 名の閣僚たちが、それぞれのラウンド・テーブルに参加するものと期待されている。閣僚ラウンド・テーブルの議長は、それぞれのラウンド・テーブルに申し込んだ閣僚のリストを与えられるが、発言者のリストは前もって準備されない。

## C. 時間と場所

7. 閣僚ラウンド・テーブルは、2018 年 3 月 12 日(月)の午後 3 時から 6 時まで、以下の表に述べられている時間にニューヨークの本部で開催される。

| ラウンド・テーブル   | 時間         | 場所    |
|---|------------|-------|
| 教育・インフラ・技術へのアクセスを通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例                     | 3-4:30p.m. | 会議室 4 |
| ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例 | 3-4:30p.m. | 会議室 1 |
| 教育・インフラ・技術へのアクセスを通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例                     | 4:30-6p.m. | 会議室 4 |
| ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女児のエンパワーメントにおける好事例 | 4:30-6p.m. | 会議室 1 |

8. 閣僚ラウンド・テーブル議長は、意見交換を促進する目的で、討議を導く。発言は 3 分を超えないものとし、対話に重点が置かれる。閣僚たちは、対話中になされた発言に関して、質問をし、コメントするよう奨励される。時間が許せば、閣僚たちは、複数の発言をする機会が与えられるかも知れない。文書によるステートメントは勧められない。

## D. 成果

9. 閣僚ラウンド・テーブルの成果は、ビューローのメンバーを通して地域グループとの相談で準備される議長概要という形態となる。

## III. 閣僚ラウンド・テーブルでの討議のための項目

### A. 背景

10. 「ジェンダー平等と農山漁村女性と女児のエンパワーメントを達成する際の課題と機会」の優先テーマの討議は、農山漁村女性と女児の生計、福利及び強靱性に必要な彼女たちの人権の実現という点で、このトピックを検討する機会を委員会に提供する。

11. 農山漁村女性と女児は、貧困、排除、環境と気候変動の影響を不相応に受けている。農山漁村女性と女児は、重複し、重なり合う不平等と様々な差別に直面している。有力な差別的ジェンダー規範のために、農山漁村女性と女児は、暴力と有害な慣行のさらなる危険に直面しつつ、情報、スキル、訓練及

び労働市場へのアクセスがより少ない状態で、男性・男児よりも教育程度が低い傾向にある。異なったグループの農山漁村女性と女兒には異なったニーズと優先事項があり、農山漁村地域のすべての女性と女兒に届き、誰も取り残されないことを保障するためには対象を絞った政策と制度的対応が必要である。

12. ラウンド・テーブル中に、閣僚たちは、以下の討議ガイドにある問題を検討し、農山漁村女性と女兒の人権とエンパワーメントを実現するために、「北京宣言と行動綱領」及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の完全かつ効果的实施を促進するために何をする必要があるかに重点を置くよう勧められる。閣僚たちは、効果的政策、何をする必要があり誰が必要な手段と措置をとるのかを明らかにするよう奨励される。閣僚たちは、討議ガイドを利用し、CSW62 の優先テーマに関する事務総長報告書(E/CN.6/2018/3)を考慮に入れようにも奨励される。

## B. 討議ガイド

### 教育、インフラと技術、食糧の安全保障及び栄養へのアクセスを通じた農山漁村女性と女兒のエンパワーメントにおける好事例

13. 生涯を通して質の高い、料金が手頃で、アクセスできる教育への農山漁村女性と女兒の権利を実現することは、「持続可能な開発目標 4」を達成する核心にある。開発途上国での初等教育就学率のジェンダー同数を達成する際に遂げられた進歩にもかかわらず、特に農山漁村地域で普遍的な初等教育修了を達成するためにはまだなされるべき多くのことが残っている。農山漁村女性と女兒は、学校教育、識字、成人教育の点で最も不利な立場に置かれている。貧困と位置が、農山漁村地域の女兒が学校からの排除の最も高い危険にさらされている状態で、女兒が学校に通うかどうかを決定する要因である。農山漁村女兒にとって特に懸念されるのは、農山漁村地域での根強く広がった資格のある教員の欠如である。万人のための普遍的で無料の公共の初等・中等教育を達成し、農山漁村地域のあらゆるレベルで資格のある教員のいる教育施設を提供するために、さらなる組織的投資が必要とされる。

14. ICT を含め、インフラと技術は、たとえば ICT が農山漁村女性と女兒をその不相応な無償のケア労働と家事労働から解放し、その教育機会と経済機会を高めるとしても、農山漁村女性と女兒には最後に届く傾向にある。農山漁村地域の最も貧しい人々、特に水汲みに責任のある女性と女兒は、水へのアクセスの欠如に最も苦しんでいる。農山漁村女性と女兒は、安全で、尊厳のある、別個の下水施設の欠如にも不相応な悪影響を受けている。エネルギーと接続性へのアクセスの制限は、農山漁村地域では否定的な教育的・経済的結果となる。オフラインの 39 万人の人々が圧倒的に農山漁村の比較的貧しい教育程度の低い女性と女兒である状態で、ジェンダー・デジタル・ディヴァイドが全世界で残っているが、インターネットと携帯電話を通じた世界的な接続性は上昇している。しかし、再生可能なエネルギー技術の急速なコスト安と分権化された持続可能なエネルギーの解決策は、すでに農山漁村女性の生計、福利、強靱性にとって利益となることが証明され始めている。各国政府と民間セクターによる ICT を含めたジェンダーに対応した農山漁村インフラと技術へのさらなる投資が、ジェンダー平等と農山漁村女性と女兒のエンパワーメントのために必要である。

15. 適切な質と量の食糧と栄養への農山漁村女性と女兒の権利の実現は極めて重要である。しかし、世界中で慢性的に栄養不良の人々の数が増加している状態で、農山漁村女性と女兒は、食糧の不安定と栄

養失調に苦しみ続けている。世界的に、女性は、少しばかり男性よりも食糧の不安定を経験する可能性が高い。「目標 2」は、食糧の安全保障と栄養の点で農山漁村女性と女兒を不利な立場に置く構造的障害に対処している。しかし、世界中の食糧危機に効果的に対応するために、さらなる調整された努力と更なる投資がされない限り、2030 年までに飢餓と栄養不良が根絶される可能性は低い。これは、農山漁村地域でディーセント・ワークの機会と社会保護を拡大し、農業の生産性と小規模自作農の所得を増やし、小規模自作農の持続可能な農業と食糧生産制度を支援し、農業の生物多様性を保存しその利益を公正に配分することを意味するであろう。これには、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を優先させつつ、農業開発と食糧の安全保障のための国内の政策スペースを保護する貿易規則を折衝することも伴うであろう。

16. 対話に重点を置く手助けをするために、閣僚たちは、以下の質問を検討するよう勧められる:

(a)生涯を通して農山漁村女性と女兒が、料金が手頃で質の高い教育にアクセスし、そのような教育を修了することを保障するために各国政府はどのような手段を取ってきたのか?

(b)持続可能なエネルギー、持続可能な輸送、安全に管理された上下水道を含めた基本的インフラを保障し、農山漁村女性の生活・生計・強靭性を改善するために各国政府はどのような投資をしているのか?

(c)経済的・政治的エンパワーメントに関して ICT 及びその他の技術が農山漁村女性と女兒に届き利益を与えることを保障するために、加盟国はどのような手段を取ってきたのか?

(d)農山漁村女性と女兒が適切な質と量の食糧と栄養にアクセスを得る結果となった国内政策の例は何か?

### **ジェンダーに基づく暴力の防止と司法・社会保障・保健ケアへのアクセスの推進を通じた農山漁村女性と女兒のエンパワーメントにおける好事例**

17. すべての農山漁村女性と女兒に社会保護を拡大することは、適切な水準の生活へのその権利の実現のためのカギとなる手段である。女性と女兒に対する暴力は、すべての国々における重要な人権侵害であり、その撤廃は、「目標 5」のターゲット 2 で強調されている。暴力は、私的な場所でも公共の場所でも起こり、多くの形態をとる。世界的に、3 分の 1 を超える女性が、生涯のある時点で、親密なパートナーからの身体的・性的暴力、パートナーでない者からの性暴力を経験してきた。すべての国々に対するデータは利用できないが、過去 12 か月で夫/パートナーによって行われた身体的または性的暴力に関する最近のデータを有する 48 か国の中で、26 か国が、都会地域よりも農山漁村地域でより高い割合を示した。子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除を含めた有害な慣行の広がり、農山漁村地域でより広がっているかも知れないことも証拠が示している。このような条件は、農山漁村女性と女兒の司法への限られたアクセス、効果的な法的・司法的・制度的救済策の欠如によって悪化している。暴力や有害な慣行を受けている農山漁村女性と女兒は、基本的な社会・保健・司法サービスへのアクセスも保障されなければならない。

18. 「目標 3」ターゲット 8 で要請されているように、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの達成は、性と生殖に関する健康と権利を含めた到達できる最高の水準の健康への農山漁村女性と女兒の権利

の実現にとって必要である。多くは予防できるものである妊産婦死亡は、女性と女兒、特に最も貧しく、農山漁村地域で暮らしている女性と女兒にとっての不適切な保健サービスに関連している。保健施設からの距離と資格のある保健専門家が、農山漁村女性と女兒にとっての深刻な懸念である。移動技術が場合によっては役に立つものであった。基本的な保健ケア・インフラと社会サービスへの投資を促進する財政・社会政策も、農山漁村女性と女兒に対する暴力に効果的に対応するためにも必要とされる。

19. 閣僚たちは、対話に重点を置く手助けをするために、以下の質問を検討するよう奨励される:

(a) 農山漁村女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力と有害な慣行を防止する手助けをし、その司法へのアクセスを保障してきた効果的な国内法、政策、サービスの例は何か?

(b) すべての農山漁村女性と女兒のための料金が手頃でアクセスできる保健ケア・サービスの提供においてどのような措置が証明された結果を達成し、性と生殖に関する健康サービスと権利への普遍的アクセスを保障してきたのか?

(c) 「条約」はどのように社会保護の範囲とジェンダーに対応した社会サービスがすべての農山漁村女性と女兒に到達することを保障してきたのか?

## パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2018/6)

### 事務総長報告書

#### 概要

経済理事会決議 2017/10 号に従って提出される本報告書は、2016 年 10 月 1 日から 2017 年 9 月 30 日までのパレスチナ女性の状況に光を当て、教育と訓練、保健、経済的エンパワメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的発展に関して、国連システムの諸団体によって提供された支援の全体像を提供するものである。本報告書は、女性の地位委員会による検討のための勧告で締めくくる。

#### I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2017/10 号の中で、経済社会理事会は、継続するイスラエルの占領とそのすべての形態から生じるパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明した。理事会は、状況を継続して見直し、パレスチナ女性の状況と支援に関する以前の報告書(E/CN.6/2017/6)で事務総長によって述べられたものを含め、あらゆる手段でパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して CSW62 に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

2. 他に指示がない限り、本報告書は、パレスチナ女性に支援を提供している国連システムの諸機関によって提出された寄稿と情報に基づくものである。これには、国連食糧農業機関(FAO)、国際労働機関

(ILO)、事務局人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連開発計画(UNDP)及びその「パレスチナ人支援計画」、国連教育科学文化機関(ユネスコ)、国連人口基金(UNFPA)、国連子ども基金(ユニセフ)、国連近東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)、中東和平プロセス特別コーディネーター、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)のような、国連機関からの寄稿が含まれている。本報告書は、西アジア経済社会委員会(ESCWA)によって提供された情報も反映している。本報告書は、このトピックに関する前回の年次報告書に基づき、パレスチナ人の生活条件と社会経済的条件に関するその他の報告書(A/72/87-E/2017/67、A/72/368-S/017/741、A/72/90-E/2017/71 及び A/72/13 を参照)を補うものである。

## II. パレスチナ女性の状況

3. このセクションは、報告期間中の政治的発展に光を当てる。下記に描写される不安定な政治的・社会経済的・人道的状況は、すべてのパレスチナ人に深刻なインパクトを与えている。この状況のジェンダーに特化した側面に対する分析と理解は、安全保障、開発及び人道ニーズに対する効果的対応にとっての基本である。下記セクション III でさらに詳述されるように、危機が女性、若い女性及び女兒に与えるインパクトは大きく、法と慣行における広がった差別によって複雑化されている。

4. 報告期間中に、国際社会は、2国解決策の可能性を保ち、イスラエル人とパレスチナ人との間の最終的な地位のための機能的環境を推進する努力を継続した。2016年12月23日に、安全保障理事会は、決議2334号(2016年)を採択したが、その中で理事会は、東エルサレムを含め、1967年以来占領されているパレスチナ領土にイスラエルによる入植地の設立は法的効果を持たず、国際法の下での甚だしい違反であり、2国解決策の達成にとっての大きな障害であることを再確認した。理事会は、継続する入植地の建設と拡大、テロ行為とそそのかしと破壊行為を含めた文民に対する暴力に関する懸念を繰り返し述べた。理事会は、交渉を通して当事者によって合意されたもの以外に、エルサレムに関するものを含め、1967年6月4日の線にいかなる変更も認めないことも強調した。

5. 2017年1月13日に、フランスが主催した会議で、70か国からの参加者たちは、紛争の正しい、永続的で、包括的な解決と永続的平和を達成する唯一の方法として交渉された2国解決策へのその公約を再確認した(S/2017/50を参照)。参加者たちは、折衝された和平協定の持続可能性を保障する取り決めに貢献する用意があることを表明した。報告期間中に、パレスチナ問題の平和的解決に関する事務総長報告書(A/72/368-S/2017/741)に詳述されているように、ロシア連邦、2002年の「アラブ和平イニシアティブ」の下でのアラブの指導者たち及び米国は交渉を再開し、和平を推進する努力を払った。2017年に初めて、「中東カルテット」は、7月13日に、ガザの悪化する人道状況のみならず、中東の和平を推進する努力を特使レヴェルで討議するために、エルサレムに集まった。当事者たちは、電気、水、コミュニケーション及び郵便サービスをカバーする限られた協定と理解に達した。

6. 入植活動には上昇傾向があり、パレスチナ人が所有する建造物の取り壊し率は報告期間中、高いままであった。2017年2月6日に、アモナの違法な入植居留地の明け渡しと取り壊しのためのイスラエルの高等裁判所による命令が出されたのに続いて、イスラエル議会は、西岸の私的に所有されているパレ

スチナ人の土地の収用を有効に許可する「規正化法」を採択した<sup>98</sup>。この法律は、これは憲法違反であり、国際法にも違反するというイスラエルの検事総長の反対にもかかわらず採択された(A/72/87-E/2017/67、パラ 7)。報告期間の始まり以来、12,000 戸以上の計画が、C 地区と東エルサレムで進められ、承認され、提供され、2016 年の総計の倍を超えている。一つのそのような計画が、西岸内の奥深くに新しい入植地のためにあるとすれば、今後の和平協定で、隣接するパレスチナ国の設立をさらに妨げることであろう。この法律に反対する請願書の中には、現在、イスラエルの高等裁判所で検討されているものもあり、裁判所がその合法性の決定を下すまでその実施は停止されてきた。

7. 報告期間は、いつものイスラエル安全保障軍とパレスチナデモ隊との東エルサレムを含む西岸での衝突を特徴とした。4 月からはから 5 月の間に、イスラエルで投獄されているパレスチナ人によるハンガー・ストライキを支援して抗議がエスカレートし、7 月には、エルサレムのオールド・シティでのアクサ・モスク内外での出来事が、エルサレムとパレスチナ被占領地の他の場所での数週間にわたる不穏な状態につながった。7 月 14 日のアクサ・モスクの入り口の一つでの 2 人のイスラエル警官に対する致命的な攻撃に続いて、聖地と東エルサレムをめぐる緊張が、攻撃に応じてとられたイスラエルの措置をパレスチナ人とムスリムの宗教権威が拒否した時にたちまちエスカレートし、パレスチナ人の礼拝者たちは敷地に入ることを拒否した。7 月 21 日の金曜礼拝後の抗議者と警察との衝突は、3 名のパレスチナ人の殺害という結果となった。その夜遅く、一人のパレスチナ人男性が、ハラミシュのイスラエル入植地のある家に入り、撃たれて拘束される前に 3 名のイスラエル人家族を刺殺した。不穏状態が高まったとき、パレスチナ国大統領マームード・アッバスは、安全保障調整を含め、イスラエル政府とのすべての接触の停止を発表した。地域及び国際仲裁努力に続いて、イスラエルはアクサ・モスクの入り口に備えていた安全保障措置と設備をすべて除去し、7 月 28 日までに東エルサレムのムスリム宗教指導者たちは敷地内で礼拝を再開するよう信者たちに呼びかけ、それによって緊張を和らげた。イスラエル当局とパレスチナ当局との間の接触と安全保障調整がそれ以来再開されてきた。

8. 報告期間中に、継続中のパレスチナの政治的分裂は、西岸とガザのパレスチナ人との間隙を広げ続け、イスラエル・パレスチナ紛争に折衝による解決を達成する努力を妨げ、ガザと西岸に住んでいるパレスチナ人のすでに恐ろしい人道状況をさらに悪化させた。この政治的分裂の表れとして、ガザのパレスチナ人は、都市の選挙に参加できなかった。2017 年 5 月 13 日に開催された選挙は、西岸に限られた(東エルサレムを除外)。ガザでは、ハマスによる新指導者の選挙とガザの政府の問題を扱う 2017 年 3 月の「行政委員会」の結成に続いて、パレスチナ政府は、ガザの事実上の政府に助成金の付与を止めるいくつかの措置を取った。これには、元囚人のための給与と給付、年金に関連するカット、並びにガザ地区のパレスチナ政府被雇用者に早期退職を強いることが含まれた。ハマスとしては、ファタハの党員を逮捕し、ファタハの公共での政治活動を禁じ、ファタハの上級役人がガザを離れることを妨害した。ハマスは、パレスチナ法で要請されているようにアッバス大統領からの承認を求めずに地方の司法官も任命した。パレスチナ政府は、現在の対立を緩和することを目的として、①行政委員会を解散すること、②ラミ・ハムダラー首相が率いる国民の同意を得た政府がガザで活動することを認めること、③総

---

<sup>98</sup> 1993 年の「オスロ合意」と 1995 年のイスラエルとパレスチナ解放機関との間の暫定協定に続いて、西岸は、A、B、C 地区という 3 の地区に分割された。広範な責任が A 地区と B 地区ではイスラエルによってパレスチナ政府に委任された。C 地区は、依然として、完全にイスラエル政府の下にあった。

選挙を開催することという3つの要求をハマスに対して首尾一貫して要求してきた。2017年9月17日に、エジプトによる仲裁努力の結果、ハマスはこれら要求に同意し、それによってパレスチナの対立を終わらせる希望が高まった。

9. 報告期間中に、ガザの人道状況は、2014年7月と8月の敵対の継続するインパクト、ガザの閉鎖、パレスチナ人の内部分裂、長年のガザの200万人の人々に悪影響を及ぼす電気危機を含め、いくつかの要因のために悪化した。2014年の敵対のインパクトは、現在の政治的・社会的・人道的状況を形成し続け、3年続けて、推定25,500名の人々が、依然として国内的に避難している。2017年4月半ばに、約3分の1の電力を供給しているガザの唯一の発電所が、パレスチナ政府とハマスが燃料税の支払いについての紛争を解決できなかったために閉鎖させられた。5月には、パレスチナ政府がイスラエルの電力会社に、イスラエルを通してガザに供給される電気をもはや完全には支払えないと通告した後で供給が30%削減された。その結果、ガザは一日4時間から6時間だけ電気の供給を受けており、これは4月前からの8時間から12時間の減少であり、これが基本的な保健、上下水道供給の提供に特に重大なインパクトを与えてきた<sup>99</sup>。電力不足が、下水処理にも厳しいインパクトを与えてきた。海に注がれる未処理の下水が沿岸を汚染し、環境災害を展開している。女性と女兒はパレスチナ社会で家事責任の大半を担っているので、彼女たちは、現在の電気危機のインパクトを不相応に受けている。

### III. パレスチナ女性への支援

10 このセクションはさらにパレスチナ女性の状況のジェンダーの側面を概説し、複雑な人道課題の中での援助に応じて提供する国連の努力を詳述する。このセクションは、パレスチナ国政府、ドナー及び市民社会と協力して、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、法の支配と女性に対する暴力、権力と意思決定及び制度的開発という領域で、女性、若い女性及び女兒の特別なニーズと優先事項に対処するために、国連システムによって提供される支援に関する最新の情報を提供する。不安定な状況と制約のある資金提供環境が、援助の提供に対して事業上の課題を継続して呈し、達成される進歩の持続可能性にインパクトを与えている。

11. パレスチナの人々への国連の支援の提供の現在の優先事項は、人道ニーズと対応を概説している「パレスチナ国内政策アジェンダ(2017-2022年)」、「2017-2022年セクター横断的国内ジェンダー戦略」及び「2017年人道対応計画」に沿った「パレスチナ国2018-2022年国連開発援助枠組」を含めたカギとなる一連の文書に概説されている。さらに、人道社会は、ガザの悪化する人道状況に対処する緊急アピールを出した。

#### A. 教育と訓練

12. 若い女性、若い男性、男児と女兒は、パレスチナ被占領地域全体を通して教育にアクセスする際にははっきりとしたジェンダーに特化した課題に直面し続けている。安全な公共のスペースの欠如と若い女性と女兒にとっての学校への道のり、安全保障軍またはデモ隊との衝突に直面し、かかわる若い男性と男児の危険及び家庭内と地域社会内の社会的・文化的規範が、否定的なインパクトを与え続け、時には

---

<sup>99</sup> 人道問題調整事務所、「2017年のガザ危機：緊急の資金提供アピール」、2017年7月。<http://reliefweb.int/report/occupied-palestinian-territory/2017-gaza-crisis-urgent-funding-appeal> より閲覧可能。



安全でアクセスできる教育を若い人々や子どもにとって利用できないものになっている。若い女性と女兒は、しばしば、利用でき、若い男性や男児に提供される教育機会に限られたアクセスしかない。多くの若い女性と女兒は、しばしば、安全な公共のスペースの欠如並びに社会文化的な規範のために家に留め置かれている。

13. 子どもの権利の重大な侵害が驚異的なレベルで継続している。ユニセフが報告したように、2016年10月から2017年9月までに事件が文書化されたが、39,762人の子ども達が悪影響を受けた。これには19名のパレスチナ人子どもの殺害(女兒13名、男児16名)、570名の子どもの傷害(パレスチナ人女兒32名、パレスチナ人男児530名、イスラエル人女兒1名、イスラエル人男児7名)が含まれた。さらに、教育へのアクセスに関連する事件が283件文書化された。軍の拘禁所にいる子どもたちに関してイスラエル刑務所サービスから受けた最近のデータによれば、総数318名の子どもたち(女兒10名を含む)が、2017年6月末に拘束されていた。子どもたちは、安全保障関連の犯罪で、行政拘束を通して、西岸と東エルサレムに全体にわたって拘束され続けている。

14. 国連諸機関は、女性、若い女性及び女兒のための教育と訓練へのアクセスを推進し、学習環境を改善する様々なイニシャティヴを継続して実施した。2016/17年の学年度中に、UNRWAは、東エルサレムを含む西岸で96の学校とガザで267の学校を運営し、半数(49.9%)が女性である31万人以上の学生を教育した。基礎教育に加えて、UNRWAは、技術・職業教育と訓練も提供し続けた。報告期間中に、ガザで578名の女兒(全学生の33.6%)と西岸で587名の女兒(全学生の58%)がそのような訓練に参加した。ユネスコは、西岸とガザで機関によって設立された10の地域社会図書館にわたって管理・言語・生活・調査技術を改善するために3,646名の女子学生に訓練を提供した。「高等教育への権利アドヴォカシー・キャンペーン」が高等教育機関に就学する女性の権利に対処しているこういった地域社会図書館の4つで実施された。

15. UNRWAは、その教育・地域社会精神衛生プログラムを通して、カウンセリングを提供し、ジェンダーに基づく差別と学校の落ちこぼれ率の底辺にある原因に対処するために、学生やその家族と共に、教員や学校カウンセラーも支援した。思春期の若者や若い人々の安全な公共のスペースへの限られたアクセスに対処するために、ユニセフは、脆弱な思春期の若者に、彼らが懸念の問題を唱え、建設的な変革の担い手としてその地域社会内で積極的な役割を果たすことができようしてきたその起業・市民のかかわりプログラムを通して、核心となる生活技術に関する能力開発を提供した。国連人間居住計画(国連ハビタット)と国連ウイメンも、ガザで安全でアクセスできるジェンダーに対応した公共のスペースを設立するために、デジタル技術の利用を通して、紛争後の復興において女性と青少年のリーダーシップを支援する合同プログラムの実施を始めた。

16. 西岸では、ユニセフとパートナーが、イスラエル軍と入植者がいる場所の学校への行き帰りの保護を学童に提供することにより、公共のスペースでの安全の重要な必要性に対処し続けた。このプログラムは、約8,000名の子ども(その43.75%が女兒)と400名の教員(その75%が女性)に利益を与えた。UNDPは、その「パレスチナ人への援助プログラム」を通して、遠隔地域の移動科学コンピュータ実験室サーヴ

イスを通して、西岸の C 地区の女兒に教育支援を提供し続け、400 名の女兒が利益を受けた。総数 220 名の女兒が、学校のためにクリーンなエネルギーを生み出し、学校の運営経費のいくらかを緩和する太陽光システムの備え付けから利益を受けた。

## B. 保健

17. 女性と女兒には、健康への権利と、ただアクセスでき料金が手頃なだけでなく、質も高い非差別的な保健ケア・サービスを受ける権利がある。保健ケア・サービスの提供とアクセス可能性における重要な課題が、多くのパレスチナ人からこの権利を剥奪したままで、パレスチナ被占領地全体に依然として残っている。パレスチナ女性は、適切な保健ケアへのアクセスに対する大きな、はっきりとした障害に直面している。ケアにアクセスすることは、しばしば、旅費、ケアの直接経費、育児に関連する経費及び所得の喪失を含め、女性が家から遠く離れた施設にまで行く必要があるとき、どうしようもない財政的重荷という結果となることもある。

18. ガザの公衆衛生制度は、絶えず増加する需要、頻繁な停電、施設の閉鎖とパレスチナ人の内部の政治的分裂のための財政・医療資金の欠如の結果として、依然として過度の要求を突き付けられたままである。ガザの人口の約 70%を占めるパレスチナ難民は、保健省の施設でますます料金を支払うことができなくなっており、民間の診療所では一層支払いが難しい。人々は、プライマリー・ヘルスケアを UNRWA にすっかり頼っている。UNRWA の保健ケア・サービスに対する需要は、保健省が提供する保健ケア・サービスの減少と保健省の中央薬局での薬剤と医療品の慢性的な不足のためにも高まってきている。

19. パレスチナ被占領地の妊産婦死亡率は、保健省によれば、生児出生 10 万につき 25(西岸では 20、ガザでは 31)である<sup>100</sup>。しかし、低い妊産婦死亡率を維持し、女性と子どもの基本的な保健ケア・サービスへの限られたアクセス、子どもの発達の遅れと障害の限られた早期発見、病院の過密の結果としてのケアの質の欠如及び出産後の母親の早期退院のような避けられる死亡を防止する際に、いまだに課題が残っている。

20. 移動性の欠如、旅行制限及び旅行許可の否定も、パレスチナ人が、必要な保健ケアを求め、時間を割き、受ける能力にもインパクトを与える。報告期間中に、パレスチナ被占領地を出る許可をイスラエル当局に申請した西岸の患者の受け入れ率は 80%と比較的安定していた<sup>101</sup>。しかし、保健ケアの目的でガザを出る許可証の受け入れ率に重要な全体的減少があった。2017 年 9 月に、受け入れ率は 55%であった<sup>102</sup>。報告期間中に、西岸と東エルレムのその他のパレスチナ人医療施設、病院及び程度は少ないがイスラエルの病院での専門の医学的治療を求めてエレズ検問所を通してガザ地区を出る旅行許可証の要請を 12,698 名の女性患者が提出した。これら要請のうち、6,986(55%)が認められ、286(2%)が否定され、5,426(43%)が患者の病院の予約時間後に遅れた回答を受け取った。女性患者からの申し込みの承認率は、男性患者より高く、2017 年 1 月から 2017 年 8 月までで、男性 49.7%に比して女性からの申し込みの

---

<sup>100</sup> パレスチナ国、保健省、「2014-2016 年国内保健戦略」。

<sup>101</sup> 報告期間中に、WHO は、東エルサレム及びその他で、ガザと西岸の外にある医療施設にアクセスを求める患者のための許可証の性別データの検査を通して保健ケア・サービスへの女性のアクセスを監視し、分析した。

<sup>102</sup> WHO、「ガザ地区からのリファール患者のための保健アクセス」月次報告書、2017 年 9 月。

57.2%が認められた。少なくとも 164 名の女性患者が 2017 年のその申し込みの検討のための前提条件として、イスラエルの安全保障捜査のために出頭するよう求められた。

21. ガザ地区の住民は、2007 年 6 月 26 日の大統領決定の下で保健ケア・サービス料金を免除されているが、地区の外への医療リファールを必要とする患者は、リファールの数の減少とラマラの関連当局によるガザのための財政カヴァレッジ文書発行プロセスの遅延で、2017 年 5 月半ば以来手続き上の遅れの悪影響を受けてきた。2017 年 8 月に、1,297 通のリファール文書がガザの患者のために発行された。これは 2017 年第一四半期の月平均(2,149 通)よりも 40%少なく、2016 年の相当する月よりも 34%少なかった。

22. これに応じて、国連は、保健ケア・サービスを改善する努力を継続した。UNRWA は、ガザで 22 の保健センターを運営し、西岸では 42 を運営して、パレスチナ難民のためのプライマリー保健ケア・サービスの主要な提供者のままであった。ガザでは、2016 年 10 月から 2017 年 7 月まで、1,893,030 件に医療相談が、パレスチナ難民のために行われたが、その 60%は女性のためであった。東エルサレムを含めた西岸では、503,543 件の医療相談が提供され、その 61%が女性のためであった。UNRWA も、C 地区の様々な場所に住んでいる約 26,050 名の女性に緊急移動診療所を通して医療サービスを提供した。

23. 妊産婦・子ども保健ケアは、援助の基本的な構成要素であり続けた。ガザでは、UNRWA は、新たに登録した 36,750 名の妊婦に援助を提供し、245,436 名の女性に出産前ケアを、32,558 名の女性に出産後ケアを提供した。すべての妊婦の 98%以上が、妊娠中に UNRWA の保健センターを少なくとも 4 回訪問した。新生児死亡率を減らし、出生時に生命を救う安全で証拠に基づく慣行を導入するために、WHO は、ガザで早期基本新生児ケア・パッケージの導入を支援し、パレスチナ被占領地をこのパッケージを実施する東地中海地域の最初の場所にした。約 34,100 名の女性と新生児が保健省の病院でのこれらサービスから利益を受けてきた。さらに、WHO からの支援を得て、パレスチナ国立公衆衛生機関は、サービスの質を改善するための証拠に基づく介入を導くためのデータの収集と利用を促進する特別注文の意見交換チェックリストである妊産婦・子ども保健電子登録簿を実施した。電子登録簿は、西岸の 5 つの地区の 77 のプライマリー・ヘルスケア診療所で実施された。西岸 C 地区の質の高い新生児ケアへの限られたアクセスに対処するために、ユニセフは、保健省に、1 万人の子どもとそのケア提供者のためになる 3 つの移動診療所を提供した。急性疾患のための投薬の提供を含め、基本的な保健ケア・サービスのパッケージと妊産婦・子ども保健ケア・サービスが、毎週これら地域社会に提供されている。国連ウイメンは、性と生殖に関する健康と性暴力・ジェンダーに基づく暴力に関連する問題に関して、ベツレヘムとヘブロン政府近辺の 23 の地方からの約 1,108 名の女性を訓練した。

24. 「パレスチナ人への援助プログラム」を通して、UNDP は、東エルサレムでの保健ケア・サービスを正規の健康保険を欠いている母子家庭に提供し続けた。この「プログラム」を通して、5,065 名の女性患者が、東エルサレムの 3 つのパレスチナ病院によってカバーされた。国連ウイメンは、人道支援への参加を強化するために、地域社会を基盤とした団体と女性団体に支援を提供した。C 地区で、障害を持つ女性を含めた約 30 名の女性が、カウンセリング、法的・社会心理的サービスから利益を受けた。ガザでは、障害を持つ約 50 名の女性が、緊急事態に対する身体的・心理的備えを強化するために訓練を受けた。

### C. 経済的エンパワーメントと生計

25. 若い女性を含めた女性は、経済的エンパワーメントと不安定に関連する深刻な課題に直面し続けている。ガザでは、上で説明された、電気危機とその影響が、かなり日常生活を破壊し、パレスチナ人社会で家庭責任のほとんどを担っている女性と女兒に不相応なインパクトを与えている。重いケア責任と水と電気への限られたアクセスが、所得創出活動にかかわり、自分自身のニーズに時間を配分する女性の能力を減らしている。

26. 前回の報告書の発行以来、パレスチナ人家庭の間には、食糧の不安定の割合に改善はなかった。FAOによれば、食糧の不安定は、ガザ地区のパレスチナ人家庭の46%に悪影響を及ぼし、西岸のパレスチナ人家庭の17%に悪影響を及ぼしている。西岸では、母子家庭の間の食糧の不安定の広がり、父子家庭より16ポイント高く、ガザ地区では3ポイント高い。性別に分類すると、食糧の不安定の広がり、家庭が受領する支援に関して利用できる情報と共に検討されるべきである。母子家庭が受け取る総支援の平均価値は、父子家庭が受領する支援より30%大きい。

27. パレスチナ女性の労働力参加率は、19.1%で、依然としてこの地域の最低の中にある<sup>103</sup>。労働市場への女性の参加は、過去数年にわたって増えてきたが、失業率は、男性よりも女性の間で高い。2017年の第2四半期で、女性の中の失業率は、ガザで驚異的な71%に増え、西岸で36.2%に達した<sup>104</sup>。ジェンダー賃金格差も、パレスチナ女性の平均日給が男性のNIS114に比して、83新イスラエル・シェッケル(NIS)に達した<sup>105</sup>。20歳から24歳までの青少年の失業率は、継続して上昇し、若い男性の間の失業率38.3%、若い女性の中の失業率72.7%という状態で、2017年の第2四半期で46.3%に達した<sup>106</sup>。パレスチナ女性の求職者は、普通、男性及びその他の開発途上国の女性と比べて、比較的高い教育レベルを有しているが、以前に報告したように、その資格がより高いレベルの雇用とはなっていない。この背景に対して、国連諸機関は、そのプログラム形成において食糧の安全保障と生計を改善して、女性の経済的エンパワーメントを推進することを優先し続けた。

28. 国連ウィメン、FAO及び国際貿易センター(ITC)は、パレスチナ女性が経営する零細・小規模・中規模事業(MSMEs)のための経済機会へのアクセスを改善するためのサービスの包括的なハブとして、ラマラの「ワン・ストップ・ショップ」の機能を支援した。このワン・ストップ・ショップは、事業開発、能力開発、貿易促進、資本へのアクセスまたは資金調達と生産支援に関連するサービスを含め、女性起業家と立ち上げに様々なサービスを提供した。FAOは、総数700名近くの会員を有する15以上の女性協同組合と2つの女性協会からの農産物を市場に出している北西岸と南西岸の2つのレンタル・ショップの能力を高めるために、訓練と指導を提供し続けた。さらにFAOは、その製品のトレードマークを登録して成功した際に、20の女性協同組合に支援を提供し、15の女性協働組合がマーケティングに関して専門訓練を受けた。国連ウィメンは、西岸とガザの43の女性が主導する零細・小規模・中規模事業に技術支援を提供し、34の女性が主導する零細・小規模・中規模事業に財政支援を提供した。対象とした

---

<sup>103</sup> パレスチナ中央統計局、「2017年国際女性の日」、プレス・リリース、2017年3月7日。

<sup>104</sup> パレスチナ中央統計局、「第2四半期中の労働力調査の結果(2017年4月-6月)」、プレス・リリース、2017年8月7日。

<sup>105</sup> パレスチナ中央統計局、「2017年国際女性の日」。

<sup>106</sup> パレスチナ中央統計局、「第2四半期中の労働力調査の結果」(2017年4月-6月)。

43 の零細・小規模・中規模事業のうち、33 が、2015 年のプログラムの開始以来、平均 42.8%その総売上高を増やしたと報告した。

29. 「パレスチナ人への援助計画」を通して、UNDP は、パレスチナ被占領地で 174 の女性が主導する零細・小・中規模事業の設立を支援した。さらに、640 名の女性が、就職活動を通して雇用され、225 名の女性はその経済的努力を支援するための能力開発パッケージを受け、35 名の女性が、食品加工、繊維、軽産業に関連した外部市場にアクセスする際に支援された。UNDP の評価によれば、面接を受けた女性の 85%以上が、能力開発介入が、そのプロジェクトの能力と成功を高めたと明言した。約 80%の女性が、家庭内の交渉力を改善し、地域社会での関係を改善したと報告した。さらに、女性たちは、その移動性、市場へのアクセス、製品を売る能力に良好な変化があったと報告した。

30. UNRWA の「少額金融部」は、「女性家庭貸付」が最も一般的なローンの型である状態で、女性に 1,883,180 ドルの価値の 1,693 のローン(ローン総数の 44%)を支払った。ほとんどのローンは、生計活動のためであり、これら女性とその家族の強靭性を支援するためである。少額金融プログラムは、正規の銀行制度よりも低い要件を設定し、その商品の有価証券を定期的に更新することにより、金融へのアクセスに関連する障害を克服することを目的としている。

31. UNRWA の職の創出プログラムは、16,323 名の難民を雇用したが、その 24.4%が女性であった。このプログラムが提供するほとんどの職は、未熟練労働を必要としているが、社会的・文化的障害のために、プログラムは、未熟練の女性のために文化的に受容できる職を見つける際に、課題に直面し続けている。訓練と就職を含む地域社会アウトリーチ・プログラムを通して、「UNRWA ジェンダー・イニシアティブ」は若い女性のための機会を増やすことを目的としている。報告期間中に、817 名の「女子青年リーダー・プログラム」の若い女性卒業生が職業技術訓練を提供され、235 名が民間セクターまたは市民社会団体での 3 か月の就職から利益を受けた。卒業生の約 25%が、訓練と就職を修了した後で、雇用を確保することができた。

32. 国連諸機関は、脆弱な状況にある女性に社会的セイフティ・ネットを継続して提供した。持続可能な農業で女性の生計を支援し、その強靭性を高めるために、FAO は、雨水をためる水槽を設けることを通して西岸の 16 名の女性農業者と家畜が使うための地域社会水槽を備えることを通して 12 名の女性牧畜者を支援し、5 名の女性農業者のための土地の修復を促進した。UNDP は、東エルサレムで家族の再統合を待っている 22 の母子家庭に経済援助を提供した。この援助は、家族、特に女性が再統合を待っている間に所得創出技術を身に着けることができるようにした。UNRWA は、ガザで 2,558 の母子家庭(対象とされた家庭総数の 34%)と西岸の 2,558 の母子家庭(総世帯数の 34%)に利益を与えた社会的セイフティ・ネット・プログラムを継続して実施した。

33. 一般的な食糧配布と引換券を通して、WFP は、490,000 名の受益者のための食糧消費と食事の多様性を高めることを保障したが、そのうちの 242,500 名は女性であった。健全で適切な栄養慣行に対する意識を啓発するために、WFP は、訓練を伴った栄養に関する 24 のセッションを行い、ガザの WFP 引換券プログラムの受益者である 2,953 名の食糧が不安定な女性と 991 名の食糧が不安定な男性に利益を与えた。WFP の食糧引換券は、受益者をエンパワーし、自分の食料品を選ぶ自由があるので、家庭のニーズを管理できるようにする。WFP の監視によれば、女性は、引換券の利用と引き換える食品の型に関して 92%の決定を行っており、これに比して男性は 4%の決定を行っており、合同の決定も 4%である。

34. ILO は、ジェンダーの視点を主流化し、青年女子と女性をエンパワーしつつ、労働省と教育・高等教育省とのパートナーシップで起業教育を推進し続けた。ILO は、女性の事業グループに訓練を提供し、女性を既存の協同組合に統合し、新しい女性専用の協同組合と共同経営の創出に特別な注意を払うことにより、協同組合を支援した。ガザでは、ILO は、1,470 名の女性会員より成り、金融資本の提供を通して女性をエンパワーすることを求めている「ガザ貯蓄貸付協同組合」を含め、既存の協同組合のための能力開発と事業計画開発を支援した。FAO は、農業省、国内経済省、保健省の 60 名の被雇用者を公衆衛生・植物衛生措置を実施する政府の能力を高めるための動物保健と食糧の安全性に関して訓練した。FAO の支援で、4 名の女性が生物技術と農山漁村開発の新しい修士号プログラムに登録した。

#### D. 法の支配と女性に対する暴力

35. 構造的不平等、貧困及び差別が、女性と女児の司法と安全保障へのアクセスに重要なインパクトを与えている。女性に対する暴力を非難する法律の存在にもかかわらず、パレスチナ政府の限られた管轄権が、施行を制限している地域もある。パレスチナ女性は、強度のジェンダーに基づく暴力を経験しており、直接的・間接的に、政治的・社会的暴力を受けており、水と電気、住居、土地と財産、雇用機会、高等教育、出産前・新生児保健ケアを含めた保健ケアへのアクセスが限られている<sup>107</sup>。ガザの母集団の間ですでに高い心理社会的苦痛の程度は、紛争の結果かなり悪化し、特に子ども、思春期の女児及び女性のための専門の支援を継続して必要とするであろう。

36. C 地区と東エルサレムでの女性に対する暴力を防止する責務にこたえようとする努力は、パレスチナ政府が母集団にアクセスできないことにより厳しく制限されている。ガザの事実上の政府とパレスチナ政府との間の政治的分裂も、法の適用を妨げている。パレスチナ女性は、特に相続、子どもの後見及びその他の個人の地位の問題、自分の人権と関連する手続きに対する女性の限られた知識、経済的依存及び社会的圧力と汚名に関連して、性に基づいて差別する法律を含め、司法にアクセスする際に、特別な課題に直面し続けている。

37. 性暴力、親密なパートナーからの暴力及び強制結婚を含めたあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力は、依然として主要な保護と保健の問題である。ガザでは、貧困と経済機会の欠如が、女性に対する暴力を助長している<sup>108</sup>。女性に対する暴力に対する広がった刑事責任免除は、暴力の加害者が、たとえあったとしても、滅多に法的・刑事的・社会的懲罰に直面しないことを意味する。さらに、婚姻の状況での女性に対する暴力は、ガザの民法と特徴的な家族法では犯罪とは考えられておらず、支配的な社会規範が、被害者の権利を超えて婚姻の継続を優先する。調査の結果は、「名誉」が傷つけられたと考えられるとき、女性と女児は家族からの懲罰に値すると、47%の男性と 38%の女性が信じている状態で、「名誉」に高い価値が置かれていることを示している。37%の男性と 22%の女性が、「名誉」殺人は、法律によって罰せられるべきではないことも示した<sup>109</sup>。さらに、調査された 3 分の 1 の男性と 4 分の 1 の女性が、女性に

<sup>107</sup> UNFPA 及び文化と思想の自由協会、「風上の保護：最近のガザ地区へのイスラエルの軍事作戦中の国内避難民女児と女性の状態と権利」、2014 年 10 月。

<sup>108</sup> 国連ウィメン、「打ち壊された道を行く：NGO のサービス提供者とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァー---ガザの GBV サービスの評価」、調査文書、2017 年 9 月。

<sup>109</sup> Shereen El Feki, Gary Barker 及び Brian Heilan 編、男らしさを理解する：「国際男性とジェンダー平等調査(IMFES)」からの結果--中東と北アフリカ(エジプト、モロッコ及びパレスチナ)(カイロ、ワシントン D.C.、国連ウィメンと Promundo、2017 年)。

対する暴力の中には正当化できるものもあると信じており、男性と女性の大半は、女性はそのような暴力を大目に見るべきであると信じていた。一つにはそのような信念のために、機密の同情的なサービスの欠如と汚名と報復の恐れの結果として、サヴァイヴァーの 0.7%しか助けを求めない<sup>110</sup>。そのような態度上の信念に対処する努力は、法の支配、法的保護及び女性の司法へのアクセスを強化する努力と並んで必要とされる。

38. 法の支配に関する UNDP と国連ウィメンの合同プログラムは、構造とサービスにジェンダーの視点を主流化する司法機関と安全保障機関の能力を改善することにより、法的枠組を強化する際に、政府を支援した。女性の暴力被害者のためのワン・ストップ・センターが、2017 年にラマラに開設された。「文民警察ジェンダー戦略」が、2017 年 2 月に開始されたが、これはアラブ諸国地域で警察隊によって開発された初めてのジェンダー戦略である。2016 年 10 月に、家族保護事件を扱う専門検察官の数は、初めての専門検察官が明らかにされた 2014 年の第 1 四半期の 15 名と比べて、26 名に増えた。国連ウィメンと高等司法会議との間のパートナーシップが強化され、あらゆるレベルの裁判所にわたって事件における女性に対する暴力に関連する専門知識の提供を確保するために、「会議」の管轄権の下で司法長官が裁判所の意図を発表した。司法長官は、2016 年 10 月 12 日から 2017 年 5 月 29 日までの女性に対する暴力事件に取り組む裁判官の数の増加も発表した。2016 年 10 月から 2017 年 4 月までで、西岸の約 13,000 名の女性と 1,100 名の女兒が、代表者数、助言、仲裁、意識啓発及び訓練を含め、法的支援を受けた。

39. 報告期間中に、UNFPA とパートナーは、12,606 件のジェンダーに基づく暴力事件を明らかにした。そのうちの 10,000 件以上が、複数の心理的援助、保健援助、法的援助という結果となった。国連とそのパートナーは、保健サービス、心理社会サービス、法的サービス、シェルター・サービスの 77 名の提供者の連合を含む 3 つの地方のリファール・ドを設立した。さらに、西岸でもガザでも、地域社会レベルで、17,802 名の女性と男性が、ジェンダーに基づく暴力に関する意識啓発セッションに参加した。

40. ガザでは、ユニセフが、社会開発省及びその他のパートナーと共に、4,965 名の子ども(その 52%が女兒)に心理社会的支援サービスを提供し、5,986 名の子ども(その 47%が女兒)に子ども保護サービスを提供した。さらに、心理社会的支援を必要としている 27 名の女兒と 76 名の女性が、状況監視を通して明らかにされ、適切なサービスに紹介された。ガザでは、障害を持つ 82 名の女兒と 62 名の女性が明らかにされ、支援のために紹介され、51 名の高齢女性と 14 名のジェンダーに基づく暴力の女性被害者が明らかにされ、障害者とジェンダーに基づく暴力作業部会を通して支援のために移送された。

41. UNFPA とそのパートナーは、ガザのジャバリヤ・キャンプで積極的に安全なスペースを支援し、経営し、開発し続けつつ、西岸のカルキリヤ市とヘブロン市の古い市で、「暴力女性被害者国内リファール制度」に従って、女性と女兒のために 2 の安全なスペースを設立した。UNFPA の実施パートナーは、ジェンダーに基づく暴力からの保護と防止に関する 365 のアウトリーチ・セッションを行い、6,457 名の地域社会の構成員に届き、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに 900 の尊厳キットを提供した。

42. UNFPA は、ガザと西岸で、ジェンダーに基づく暴力リファール・サービス・システムを継続し

---

<sup>110</sup> パレスチナ中央統計局、「パレスチナ地域での暴力調査、2011 年」、2012 年 3 月。

て運営し、パレスチナ難民にサービスを提供した。報告期間中に、ガザで、1,404 件のジェンダーに基づく暴力事件が明らかにされた。西岸では、UNRWA が、284 件の事件を明らかにし、専門の医療ケアのための保健省及び保護と財政支援のための社会開発省のような両政府機関と NGO を含めたその他のサービス提供者に 29 件を紹介した。

#### D. 権力の分かち合いと意思決定

43. 女性は政治生活のいくつかの領域に参加しているが、女性は選挙で選ばれる意思決定の地位でも、任命される意思決定の地位でも数が少ないままである。女性はパレスチナ立法議会の議員のわずか 12.8% を占めている<sup>111</sup>。第 7 回ファタハ(西岸の与党)会議中に、ファタハ中央会議に選出された 19 名の委員のうち、たった 1 人が女性であった。現政府では、女性は 2 つの閣僚の地位、つまり観光大臣と女性課題大臣という地位を占めている。同様に、2015 年の最も新しい利用できるデータは、女性がパレスチナ大使のわずか 5.8%、裁判官の 17.2%、検察官の 16.7%、弁護士の 22.5% を占めていることを示している。女性は公共セクターの地位の約 42.6% を占めているが、意思決定の階層の一番下の端に向かう傾向にある。例えば、女性は、事務局長レベルの地位のわずか 11.7% を占めていた<sup>112</sup>。

44. 国連諸機関は、いくつかのイニシャティヴを通してこれら地位にわたって女性の政治参画と代表者数を高めることを求めた。国連ウィメンは、西岸で 20 名の女性地方議員に技術支援を提供し続け、彼女たちが、代わって、地方の地域社会と地域社会指導者とのかかわりを通して、9 つの女性が主導する地域社会を基盤としたイニシャティヴの開発と実施を支援した。これらイニシャティヴは、地方議会での包摂的でジェンダーに対応した意思決定を奨励するために、地方の地域社会内で女性のニーズを唱えることに重点を置いた。UNDP は、西岸のテュバス政府とカルキリア政府の地方選挙の状況で、権利に対する女性自身の意識を築く際に女性たちを支援した。このイニシャティヴは、800 名以上の女性に届き、彼女たちは、意思決定に積極的に参加するよう奨励された。その結果、女性たちの間で強化されたネットワーク作りと調整を促進し、自分たちの権利を提唱する能力を築くために、2 つの女性フォーラムが設立された。WFP は、援助プログラムの実施を支援する地方委員会への女性の積極的な参加を推進し、支援し続けた。この地方委員会を通して、WFP と市民社会パートナーは、食糧配布の管理と受益者の様々な観点からのチェックに女性が主導的役割を果たすことを保障した。

45. 2017 年 9 月 27 日に、国連ウィメンは、中東プロセス特別コーディネーター事務所との密接な協働で、パレスチナ国における女性・平和・安全保障の開会日を開催し、これには特別コーディネーター、国連と欧州連合の上級担当官、女性の権利・人権団体、政治指導者及び国際団体が含まれた。開会日中に、参加者たちは、女性難民の権利、入植地のインパクト、ガザとエルサレムの女性と女児の社会経済的状況及びイスラエルによって投獄されている女性の状況と権利を含め、様々な差し迫った問題と優先事項に注意を引いた。開会日のテーマの下で、パレスチナ被占領地での女性・平和・安全保障のアジェンダを優先するという国連の公約の通り、和解プロセスへの女性の参画が強調された。

---

<sup>111</sup> ビルゼイト大学女性学研究所、パレスチナ国女性課題省及び国連ウィメン、「絆を築く：パレスチナ女性のエンパワーメントのための統合された戦略と政策に向けて」、2013 年。

<sup>112</sup> パレスチナ中央統計局、「2017 年国際女性の日」。



## F. 制度的発展

46. 「持続可能な開発目標 16」に書かれているように、平和で正しく包摂的な社会の推進は、ジェンダーに配慮した政策と行動なくしては達成できない。包摂的な制度的発展は、紛争を防止し、平和を維持する基本的構成要素であり、あらゆる側面の開発、人道・平和・安全保障努力を指導し、参加する女性の能力を推進するべきである。

47. 国連諸機関は、長期的な制度的改革努力における女性の意味あるリーダーシップと参画を推進する様々なイニシアティブを実施した。ユネスコは、労働省、教育・高等教育省及び欧州連合と共に、カリキュラム、訓練プログラム及び雇用政策を開発はする目的で、パレスチナの労働市場におけるスキルの供給と需要に関する量的予想を提供する「ファースト・スキル予想モデル」を開始した。このモデルは、教育進路を選択する際に、女子学生に基本的洞察を提供するであろう。

48. ユニセフと WFP は、女性及びその他のグループの社会的・経済的脆弱性に対処するために、2017-2022 年「社会開発セクター戦略」の策定において、社会開発省を合同で支援した。この「戦略」のカギとなる要素は、顧客の特別なニーズと脆弱性に基づいて基本的リファーマルを提供する西岸の事例管理システムの導入である。ILO は、改正労働法の採択を支援する政策文書を導入するために、ジェンダー委員会を含む 11 の技術委員会の設立と訓練を支援した。2017 年 7 月に、ILO と労働省は、パレスチナ被占領地での民間セクターの労働者とその家族をカバーする第一社会保障制度の展開を可能にする独立制度である「パレスチナ社会保障公団」の設立を支援するために実施協定に署名した。

49. ユニセフは、社会開発省及びパートナーと協力して、子ども保護情報管理制度の開発のために技術・財政支援を提供したが、これは、2017 年 2 月に社会開発省に伝えられ、事例を文書化し、フォローアップするために、サービス提供者によって利用されている。国連ウィメンは、2014-2016 年の「セクター横断的国内ジェンダー戦略」を見直し、2017-2022 年の戦略を開発する際に、女性課題省を支援した。このプロセスは、長期的な変革的改革のための戦略内に「持続可能な開発目標」を地方化することに重点が置かれた。さらに、国連ウィメンは、①教育、②保健、③文化、④経済問題、⑤労働、⑥農業、⑦社会開発、⑧水、⑨住居、⑩司法、⑪安全保障、⑫地方自治体という 12 のセクター別戦略にジェンダー平等の優先事項を組み入れる際に女性課題省を支援した。

50. OHCHR は、パレスチナ国が 2014 年に加入した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の実施への対象を絞った支援を含め、パレスチナ政府、独立人権委員会及び西岸とガザの市民社会に技術支援を提供した。OHCHR は、国連ウィメンとの協働で、「条約」の実施に関するパレスチナ国の第一回締約国報告書を準備するためにすべてのステイクホルダーと密接に協力した。報告書は、2017 年 3 月に OHCHR に提出され、2018 年に女子差別撤廃委員会によって検討されるであろう。

51. 2017 年 2 月に、国連ウィメンは、中東と北アフリカ地域の女性の権利を保護し、委員会の手続き規則に関して政府機関の技術能力を改善するために、「条約」に関して市民社会団体の知識とアドヴォカシー・スキルを高めるためにアマンで地域意見交換ワークショップを開催した。約 50 名の参加者たちが西岸とガザの 20 のパレスチナ NGO 並びに政府機関を代表して、ワークショップに出席した。委員会によるパレスチナ国の報告書検討の準備として、国連ウィメンは、OHCHR の支援を得て、政府代表と独立人権委員会のための模擬セッションを開催した。

52. 国連ウィメン、ESCWA 及びその他によって支援されたイニシャティヴの中には、2017-2019 年のパレスチナ国の女性・平和・安全保障に関する国内行動計画を含め、女性・平和・安全保障に関する公約の実施のための制度的支援と能力を築くことを目的としたものもあった。例えば、報告期間中に、国連ウィメンは、パレスチナ国、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン及びテュニジアの間で、女性・平和・安全保障に関する国内行動計画の企画・監視・評価に関して地域の知識交換会を開催し、30名の参加者たちに利益を与えた。これは、データ収集とアドヴォカシーに関して地域のネットワーク作りとパートナーシップに貢献した。

#### IV. 結論と勧告

53. パレスチナ人の生活と生計及びパレスチナ人による人権の享受は、10年にわたるガザ地区の閉鎖を含め、イスラエルによる50年以上にわたるパレスチナ領土の軍事占領並びにパレスチナ人の政治的分裂によって深刻な悪影響を受け続けている。女性と女兒は、ジェンダーに基づく脆弱性を組織的に生み出す不安定な政治状況の不相応な悪影響を受け続けている。彼女たちは、保守的な伝統と家父長的規範によって複雑化された継続する軍事占領、人権侵害及び増加する人道危機に基づく重複する形態の暴力も経験している。雇用機会と持続可能な財政的所得への女性の限られたアクセス、ケア責任の圧倒的割合、地理的分裂のために課される周縁化と関連する移動制限が、暴力に対する女性の脆弱性を悪化させ、保護、司法、安全保障サービスにアクセスするその機会を制限している。

54. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」へのパレスチナ国の加入は、女性の人権のさらなる承認に向けた重要な一歩である。パレスチナ国が、女子差別撤廃委員会にその第一回報告書を提出したことは推奨すべきである。その報告書は、2018年7月に開催される第70回委員会で検討されることになっている。関連パレスチナ当局とイスラエル政府には、法の支配に対する説明責任と尊重及び女性の完全で、平等で、意味あるガヴァナンス・プロセスへの参加を保障して、女性に対する差別を撤廃し、女性の人権を支持する際に果たすべき重要な役割がある。パレスチナ国は、国際法の下での説明責任ツールとして「条約」の「選択議定書」を批准するよう奨励される。パレスチナ女性の状況<sup>113</sup>、占領のジェンダーに特化したインパクト、正しく長続きする平和を見出す際の進歩の欠如に関して量的・質的データと分析の利用可能性に対する必要性が高まっている。しかし、性別・年齢別データ並びにより幅広いジェンダー分析は、安全保障理事会を含めたその他の政府間機関に対するパレスチナ人の状況に関する関連報告や説明を特徴づけるために、まだ十分には活用されていない。さらに、関連テーマに関する討論への女性の市民社会団体からの直接的インプットを促進するための選択肢が検討されるべきである。

55. 女性の経済的エンパワーメントを改善するためには努力の強化が必要である。労働市場の供給側と需要側との間の相互関連性に重点を置くことが必要である。これには、労働市場への女性の参画が直面している制度的な障害と市場の障害に対処を継続しつつ、女性の労働に対する需要を推進する実際的な介入の立案が必要である。女性は、ますます多く労働力に参入しているが、その高等教育にもかかわらず数多くの障害に直面している。重要な出発点は、女性がある分野で働き、家庭で働く方が具合がいいといった文化的固定観念に挑戦し、労働力への参加を求め、安定した職を見出した時女性の真のニーズを明らかにすることであろう。育児、柔軟な労働時間、ワーク・ライフ・バランスを支援する政策、及び

---

<sup>113</sup> これらデータは、1980年代以来パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長の年次報告書に含まれてきた。

働く女性を支援する公共の意識のように、これらニーズを支援する確固とした社会政策が極めて重要である<sup>114</sup>。国の機関も、女性の雇用を推進する積極的優遇政策の欠如に対処するべきである。労働法と規則は、労働力のあらゆるセクターでジェンダー平等を推進するために、女性の働く権利と職場での権利に関して既存のギャップに対処するべきである。

56. 国の機関は、教育、保健及び社会サービスに対する包括的取組を採用する際に支援されるべきである。教育の質と関連性を高めることは、ジェンダー主流化と包括的で変革的な教育へのより先を見越して行動する取組の採用を通して達成できる。女性の健康を優先することは、妊産婦・子ども保健に限らず、年齢や婚姻状態にかかわらずパレスチナ女性の保健ニーズにも対処する公衆衛生の観点を通して達成できる。

57. ジェンダーに基づく暴力の型と牽引力に対する正確な理解を築くことは、ジェンダーに基づく暴力に対する危険と脆弱性を高めるという点で、長引く占領及びその他の政治的現実によって生み出される全体的な政治的・人道的・経済的状況のインパクトから切り離すことはできない。ジェンダーに基づく暴力への対処のための世界的基準は、女性のための安全保障、司法及び保護を保証する効果的な国の制度の必要性を強調している。パレスチナ女性は、ガザ地区及び東エルサレムを含めた西岸のいくつかの部分でこれら保証を否定されている。イスラエルの占領は、ジェンダーに基づく暴力に対処するための法的枠組を通して保護を推進する可能性を厳しく制限してきた。パレスチナ被占領地の分裂とガザに課せられる閉鎖が、サービスや能力や専門知識が一定の地域でのみ利用できるという状態を引き起こしてきた。国連諸機関は、ジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーのためのサービスを強化し、サービスの質、アクセス可能性及び持続可能性におけるギャップに対処するために活動を継続する必要がある。すべての行為者は、暴力のサヴァイヴァーのための所得創出、女性サヴァイヴァーとその子どもが虐待を受けずに暮らせる独立した住居の提供にさらに重点を置くべきである。国連システムは、特に紛争の影響を最も受けている地域で暴力防止と対応の制度化も支援するべきである。

58. 国連人道国別チームは、パレスチナ被占領地での人道行動において、強化されたジェンダー・フォーカス(分析的・プログラムの・制度的点で)のための土台に継続して基づき、人道対応におけるジェンダー・ニーズを明らかにし、これを優先するために対応する能力を優先し続けるべきである。人道行為者は、人道行動のあらゆる段階で女性の完全で意味ある参画とリーダーシップ並びにジェンダーに配慮した対応のための適切な資金提供を含め、人道危機において女性と女兒のための効果的保護と支援へのアクセスを保証する人道取組とメカニズムの変化を継続して保障するべきである。

59. ジェンダー平等の推進及び女性のエンパワーメントとその人権の推進は、依然として中東の正しく、長続きする平和と持続可能な開発の実現のための努力の基本である。強力な規範的枠組が、地域及び国内政策と行動計画がその事業化に関して追加のガイダンスを提供している状態で、女性・平和・安全保障に関して世界レベルで設置されている。女性・平和・安全保障に関する公約を果たし、誰も取り残さずに、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を達成する継続する努力が、パレスチナ政府とその他のすべての行為者によって払われるべきである。

---

<sup>114</sup> ILO、パレスチナ被占領地：雇用診断調査（近日出版）。